豊川市

次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）

はばたけ　未来へ　豊川っ子!

【案】

豊　　川　　市

目次

第1部　計画策定の基本的考え方 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 1
- 1　計画の背景と趣旨 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 2
- 2　計画の位置づけ ＿＿＿＿＿＿＿＿ 4
- 3　計画の対象 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 4
- 4　計画の期間 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 4
- 5　計画の視点と基本方針 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 5

第2部　豊川市のすがた ＿＿＿＿＿＿＿＿ 7

第1章　社会的背景と現状 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 8
- 1　人口の状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 8
- 2　世帯の状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 11
- 3　就労の状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 13

第2章　保育・教育の現状 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 15
- 1　保育の状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 15
- 2　教育の状況 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 18

第3章　前期の動向まとめと後期の計画課題 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 21
- 1　合計特殊出生率の動向と今後 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 21
- 2　子育て支援・児童の健全育成の機能の向上 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 21
- 3　市民やボランティアの関わり、関係機関・団体等の連携強化 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 21

第3部　行動計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 23

第1章　計画の体系 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 24

第2章　将来の児童人口 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 25
- 1　人口推計 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 25
- 2　児童人口推計 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 26

第3章　分野別計画 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 27
- 1　地域における子育ての支援 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 27
- 2　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 43
- 3　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 57
- 4　子育てを支援する生活環境の整備 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 69
- 5　職業生活と家庭生活との両立の推進 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 77
- 6　子どもの安全の確保 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 82
- 7　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 89

第4章　サービス目標事業量 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 99

第4部　計画の推進・点検・評価の体制 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 103
- 1　次世代育成支援対策地域協議会 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 104
- 2　関係機関の連携による事業の推進 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 104

資料 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 105
- 1　計画策定の経過 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 106
- 2　豊川市次世代育成支援対策地域協議会 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 107
- 3　計画対象者へのアンケート調査の概要 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 110
- 4　関係機関・団体アンケート調査及びヒアリング調査の概要 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 117

用語解説 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 120

第１部　計画策定の基本的考え方

1　計画の背景と趣旨

わが国の出生数は、昭和 48 年の 209 万人以降減少し、近年は 110 万人前後で推移しています。また、近年の合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.26 を底として、18 年は 1.32、19 年は 1.34、20 年は 1.37 と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。

国では、こうした少子化の流れを変えるため、平成 19 年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を取りまとめ、この中では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の必要性が盛り込まれるなど、雇用政策面が重視されるとともに、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

本市では、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、17 年 3 月に旧 1 市 4 町がそれぞれ次世代育成支援対策地域行動計画を策定し、前期 5 年間（平成 17～21 年度）の中で、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する対策（次世代育成支援対策）を総合的に推進してきました。

そして今回、前期の計画を見直し、新市として次世代育成支援対策をさらに推進すべく、国の動向や社会情勢の変化を勘案しながら、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の計画を策定するものです。

豊川市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）の趣旨

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する対策（次世代育成支援対策）をさらに推進する

図 1　国における出生数及び合計特殊出生率の推移

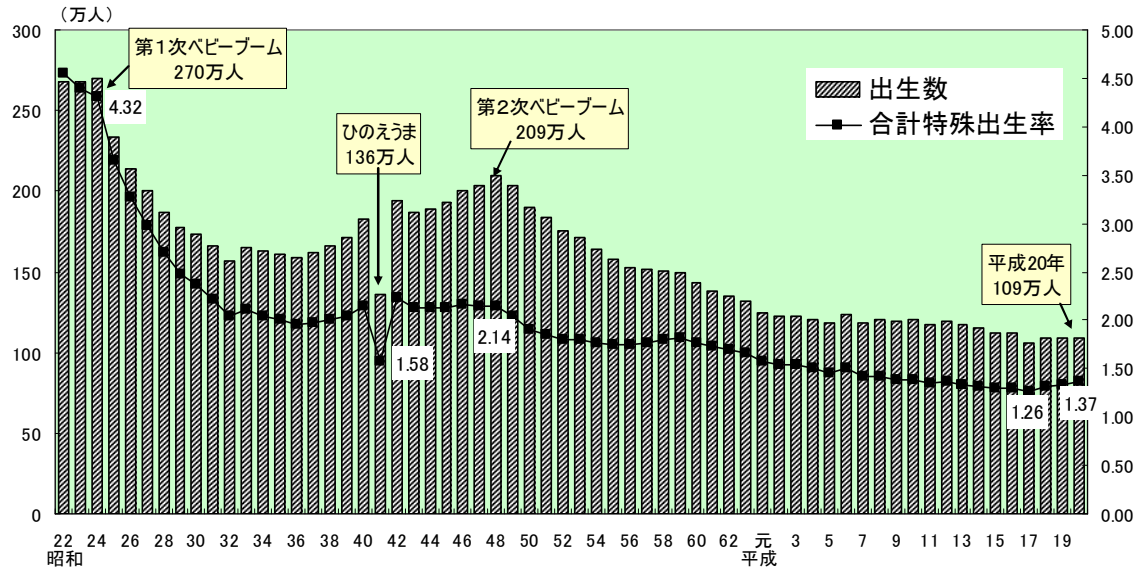

表 1 国の政策動向

年次	国の政策動向	
平成 15 年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性８割、男性１割の育児休業取得率など労働部門に数値目標を設定
	少子化対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する 10 年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の事業主に行動計画策定を義務化
平成 16 年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。４分野の重点課題に向けた 28 の行動を設定
平成 17 年	子ども･子育て応援プラン（17～21 年度）	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「めざす姿」を描き、「中学校区に１か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を設定
平成 18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。平成 19 年度から、①３歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施
平成 19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の４時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する８時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の３項目が要件
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①３歳未満児への保育サービスの提供割合を 38％に（現行 20％）、②小学１年～３年生の放課後児童クラブの提供割合を 60％に（現行 19％）という２つの目標をめざし施策展開
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。５つの柱のうち１つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を設定
	社会保障国民会議最終報告	少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計

年次	国の政策動向	
平成 20 年	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記
平成 21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育所が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である総合計画の基本姿勢を踏まえつつ、子育て支援や児童及び青少年の健全育成などに関する総合的な計画として位置づけられます。

なお、本計画は次世代育成支援対策推進法第８条に規定されている市町村行動計画に位置づけられ、また、国が示した「行動計画策定指針」に則して策定します。

3 計画の対象

本計画の対象となる子どもの年齢は、18 歳未満とします。

また、子どもはもとより、家庭、地域、企業、各種団体等、すべての市民を対象とするものとします。

4 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策地域行動計画の後期計画として、平成 22 年度を初年度とし、26 年度を目標年度とする５年間の計画です。

図 2 計画の期間

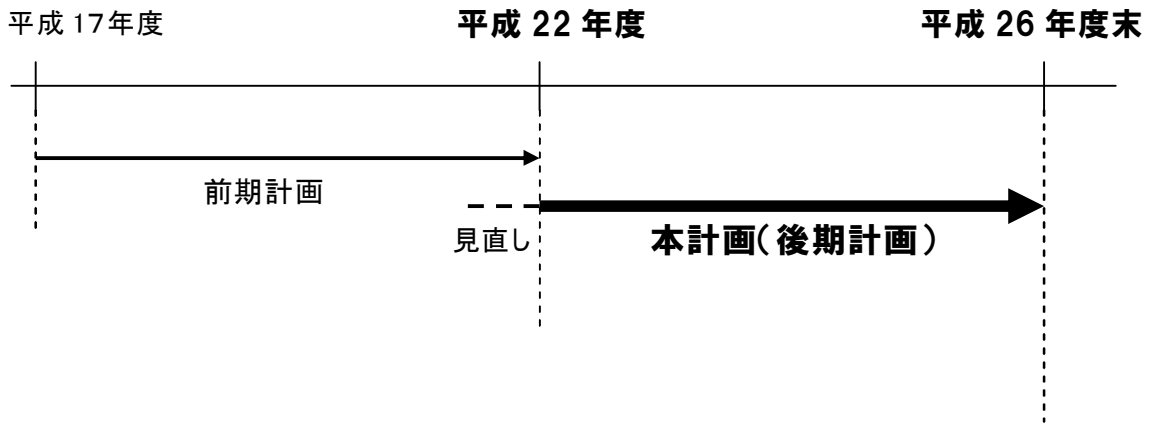

5 計画の視点と基本方針

（1）計画の視点

この計画は、国の「行動計画策定指針」に則して、次の９つの視点を踏まえて策定します。

表 2 計画の9つの視点

9つの視点	内容
①子どもの視点	次世代育成支援対策の推進は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。
②次代の親づくりという視点	子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進めることが必要です。
③サービス利用者の視点	少子化や核家族化の進行等、社会環境の変化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取組みが必要です。
④社会全体による支援の視点	次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び県、そして市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。
⑤仕事と生活の調和実現の視点	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、人生の各段階で多様な生き方が選択・実現できるよう取組みを展開する必要があります。
⑥すべての子どもと家庭への支援の視点	次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。
⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点	地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会、町内会を始めとするさまざまな団体、子育てを支援するボランティアや主任児童委員等が活動しており、こうしたさまざまな地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。 また、保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。
⑧サービスの質の視点	利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが必要です。
⑨地域特性の視点	次世代育成支援対策においては、本市の特性を踏まえた取組みを進めていくことが必要です。

（2）基本方針

この計画では、前期計画のキャッチフレーズ『はばたけ　未来へ　豊川っ子！』を継承しつつ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」と「切れ目のない包括的な支援」の２つを特に重要な方針として追加します。

そして、個人・家族・隣近所、職場、そして行政が一体となって、さまざまな資源を活用しながら取り組む、「子ども・子育て支援社会の構築」という基本方針に則して、計画を推進します。

図 3 基本方針図

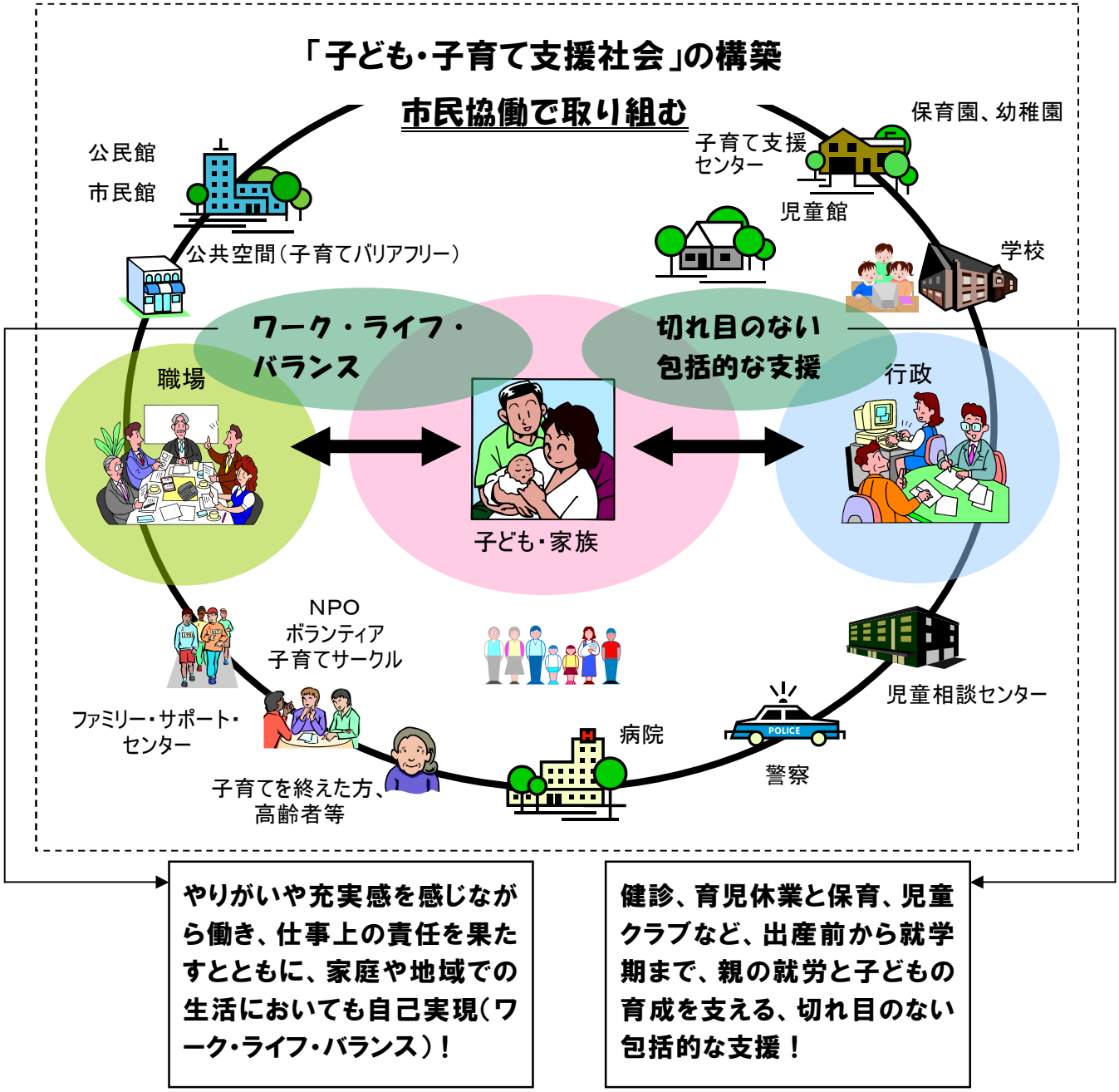

第２部　豊川市のすがた

第１章　社会的背景と現状

１　人口の状況

（１）人口ピラミッド

本市の人口構成を平成 17 年と 21 年で比較すると、この間、いわゆる『団塊の世代』の最初の年齢層が 19 年に 60 歳を迎えたことから、50 歳代が大きく減少し、60 歳以上の中年期から高齢期の人口が増加しており、この５年間で大きく高齢化が進んだことが分かります。

また、いわゆる『団塊ジュニア世代』を含む年齢層が 30 歳代後半となり、子どもを生む年齢層のピークである 20 歳代後半や 30 歳代前半の人口が大きく減少しているのが特徴です。

図 4 人口ピラミッド

（住民基本台帳人口＋外国人登録人口:各年4月 1 日現在）

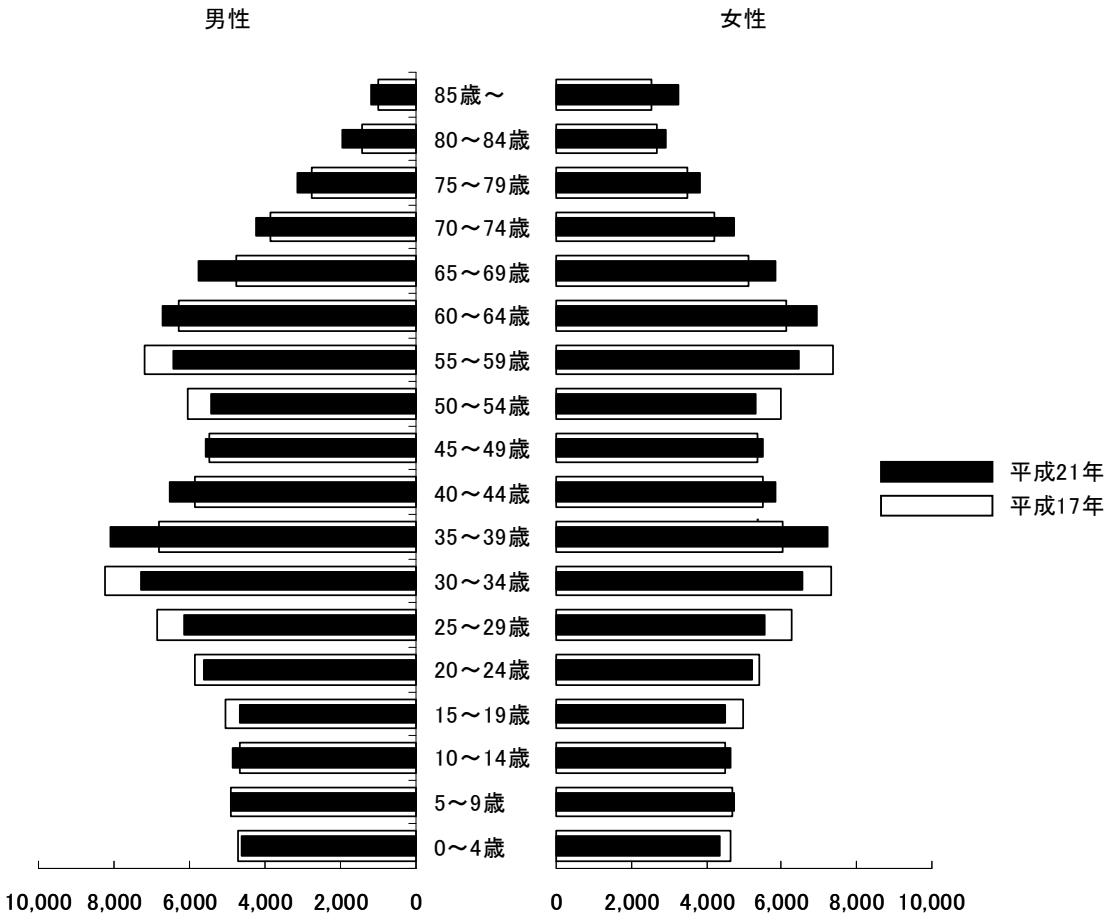

（2）年齢別人口の推移

本市の平成 21 年 10 月 1 日現在の「年少人口（0～14 歳)」は 27,786 人で、ここ５年間は横ばいで推移していますが、比較的長い期間で見ると、平成７年に比べ約 1,700 人減少しています。

また、「年少人口」の構成比は、県平均や全国平均に比べ若い人口構成となっているものの、平成７年の 17.1%から 21 年現在では 15.2%まで減少しており、少子化が進んでいます。

図 5 年齢3区分別人口の推移

（国勢調査人口または推計人口:各年 10 月1日）

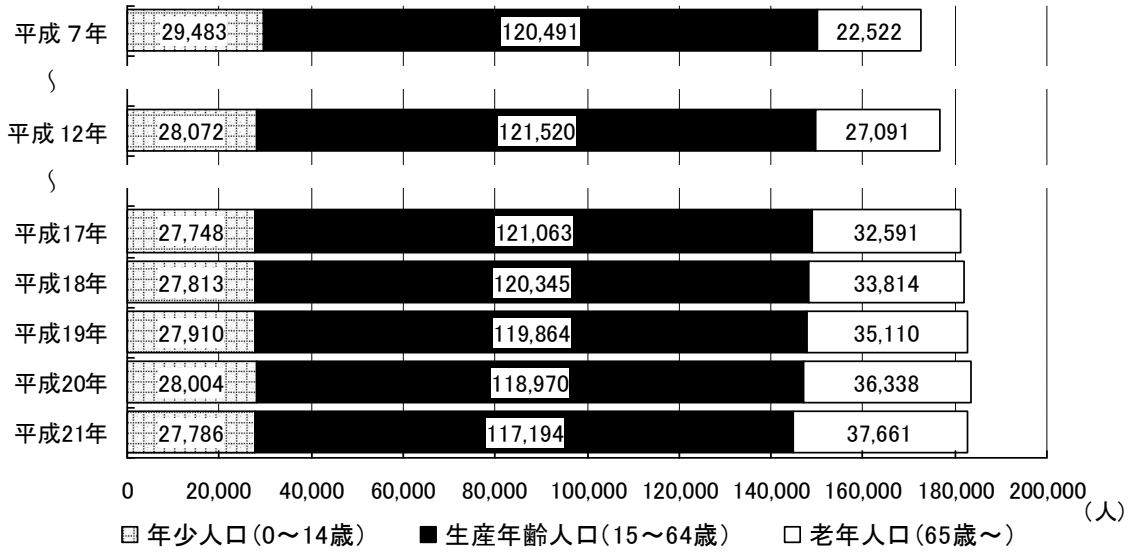

図 6 年齢3区分別人口構成比の比較

（推計人口:各年 10 月 1 日現在）

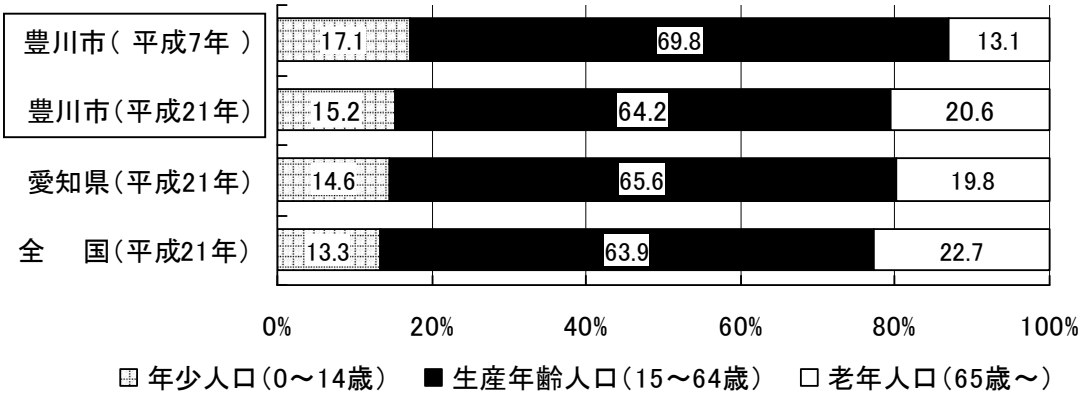

※愛知県の数値は、年齢不詳を除いた母数に対する割合

※全国の数値は、四捨五入の関係で、合計が 100%にならない。

（3）出生率の推移

平成 19 年の年間出生数は 1,782 人となっており、17 年には 1,500 人台に減少しましたが、18 年以降は、再び出生数は 1,700 人台という状況です。

また、合計特殊出生率（15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの）は、平成 19 年が 1.49 と、全国平均 1.34 や愛知県平均 1.38 よりも高い水準にあり、国や県と同様に、17 年から 18 年にかけて増加を示しています。

この増加は、『団塊ジュニア世代』が出産・子育ての時期に入ったことやこの時期の景気回復、子育て支援サービスの充実、さらに、本市では一部地域における宅地開発に伴う出産・子育て世代の人口増などが、その増加の要因として考えられます。

図 7 出生数の推移

（愛知県衛生年報）

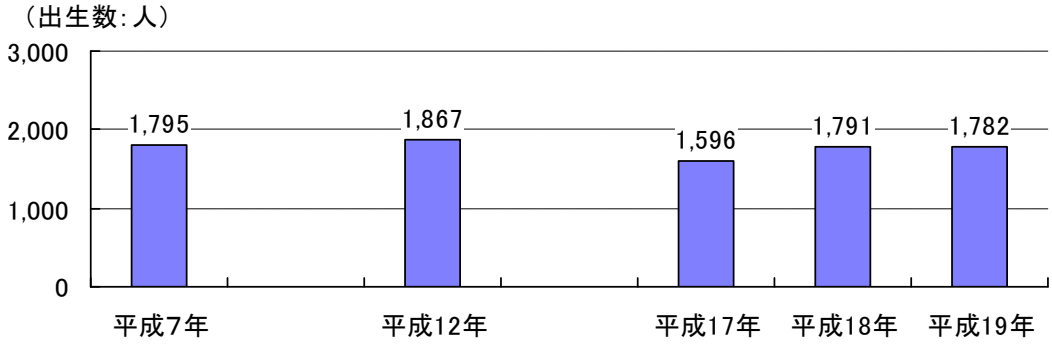

図 8 合計特殊出生率の推移

（愛知県衛生年報　出生率を求めるために使用した人口は住民基本台帳人口＋外国人登録人口：各年 10 月1日現在）

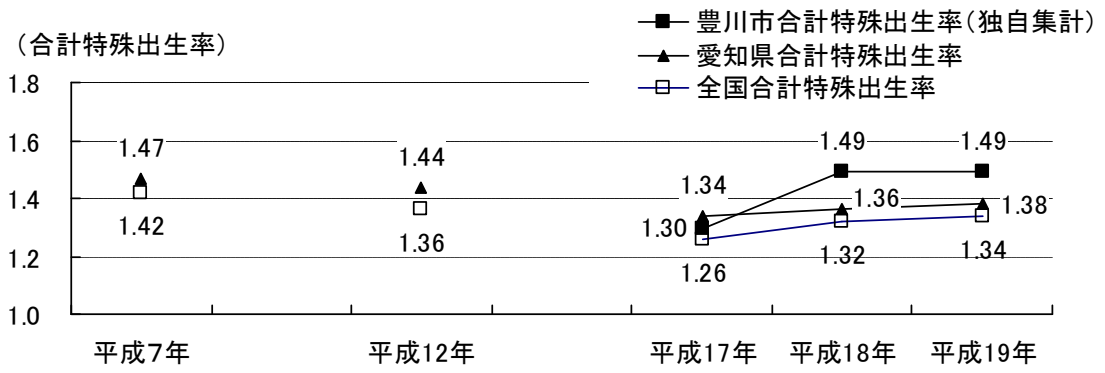

2 世帯の状況

（1）世帯数の推移

本市の世帯数は、平成 21 年 10 月 1 日現在 65,427 世帯で、平均世帯人員は 2.79 人となっています。

世帯数は、平成７年に比べ１万２千世帯以上増加しています。平均世帯人員は、県平均を上回っているものの、年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

図 9 世帯数の推移

（国勢調査または推計人口：各年 10 月１日）

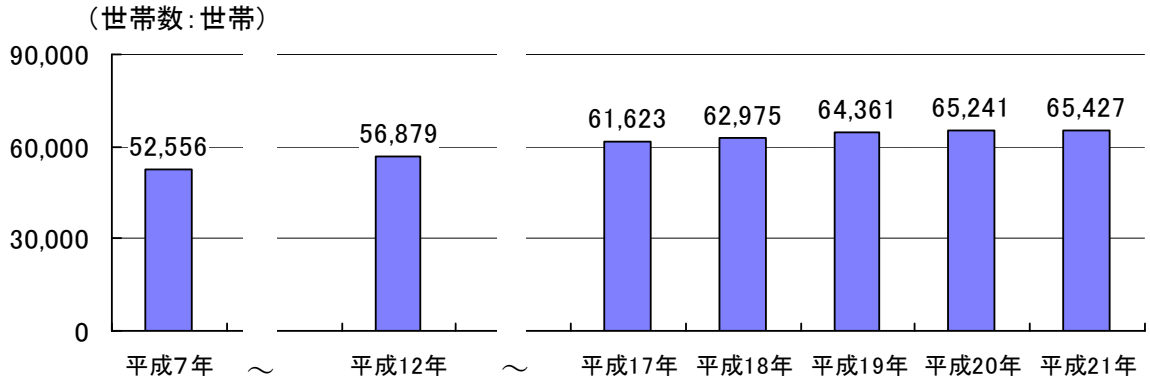

図 10 平均世帯人員の推移

（国勢調査または推計人口：各年 10 月１日）

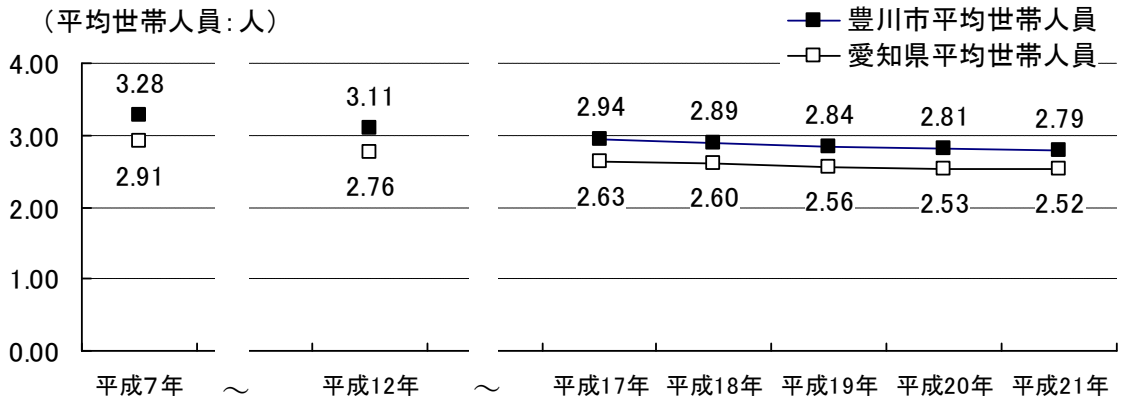

（2）世帯構成

本市の世帯構成は、平成 17 年時点で県平均や全国平均に比べると、「夫婦と子どもの世帯」や「その他親族世帯（３世代以上の世帯など)」の割合が高い状況が見られます。

一方、本市の平成 12 年と 17 年を比較すると、「夫婦と子どもの世帯」や「その他親族世帯（３世代以上の世帯など)」が減少し、「単独世帯」や「夫婦のみ世帯」、「女親と子どもの世帯」などが増加しており、こうした核家族化やひとり親世帯の増加が子育て支援のニーズが高まる大きな要因と考えられます。

図 11 世帯構成

(国勢調査:各年 10 月1日)

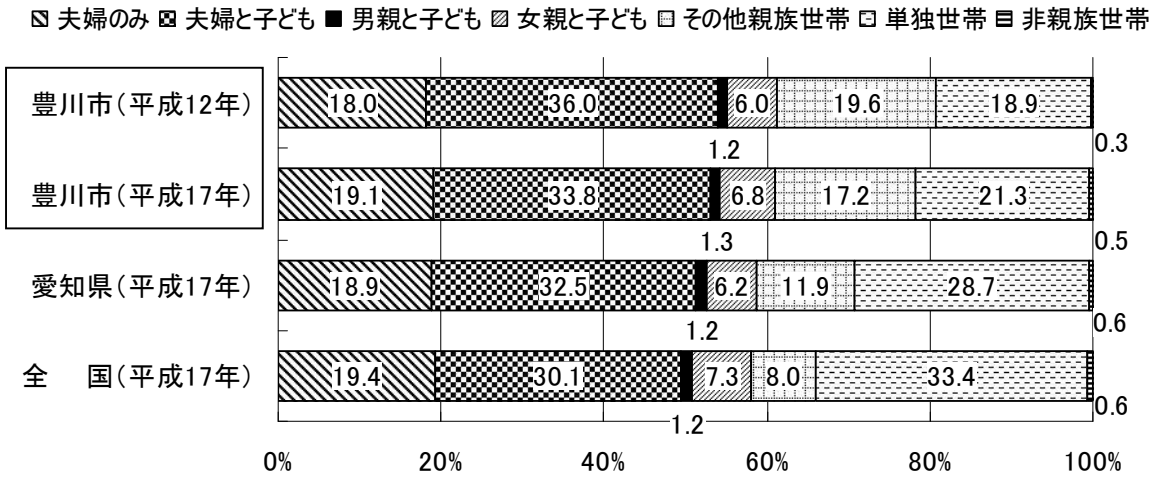

3 就労の状況

（1）女性の就業人口の推移

女性の就業人口は、平成 12 年の 40,952 人から 17 年には 41,295 人に増加している一方、就業率は減少しています。

また、女性の就業を産業分類別で見ると、第３次産業の割合が平成 12 年の 58.9%から 17 年には 62.6%に上昇する一方、第１次・第２次産業の割合は減少傾向にあります。

さらに、女性の年齢階級別労働力率を見ると、本市、愛知県、全国のいずれも、20 歳代と 50 歳代前後という二つのピークを持つ、いわゆる『M字カーブ』を描いており、出産・育児を機に離職し、その後育児が一段落した後、再度就労する女性が多いことが見てとれます。

本市の場合は、いずれの年齢階級においても、労働力率が愛知県、全国を上回り、働く女性が多い傾向が見られるとともに、女性の平均初婚年齢が豊川保健所管内では 27.4 歳（愛知県衛生年報　平成 19 年）と、県平均（28.0 歳）を下回っており、20 歳代後半でM字カーブが窪み始めるのが特徴です。

表 3 就業人口の推移

（国勢調査:各年 10 月 1 日現在）

性別	H12	H17
男性就業人口	56,460	56,917
（就業率）	76.8	74.6
女性就業人口	40,952	41,295
（就業率）	54.5	53.4

図 12 女性就業人口の産業分類別構成比

（国勢調査:各年 10 月 1 日現在）

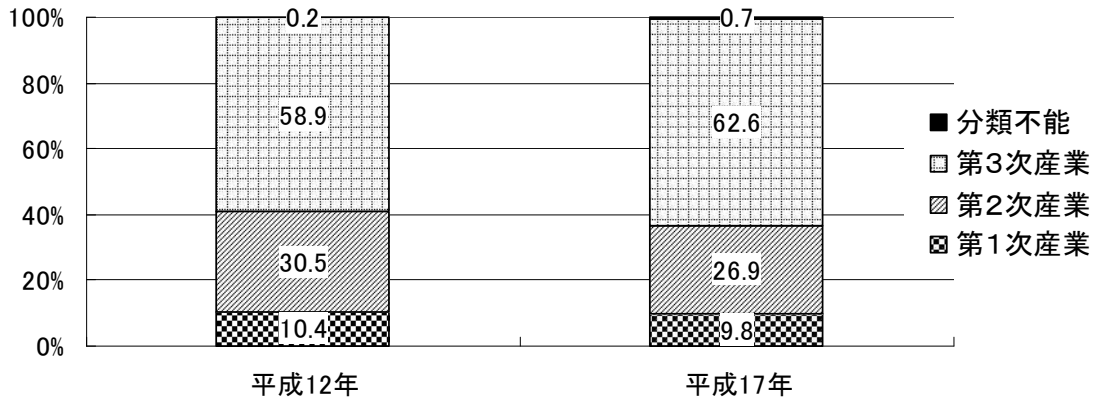

図 13 女性の年齢階級別労働力率

（国勢調査:平成 17 年 10 月 1 日現在）

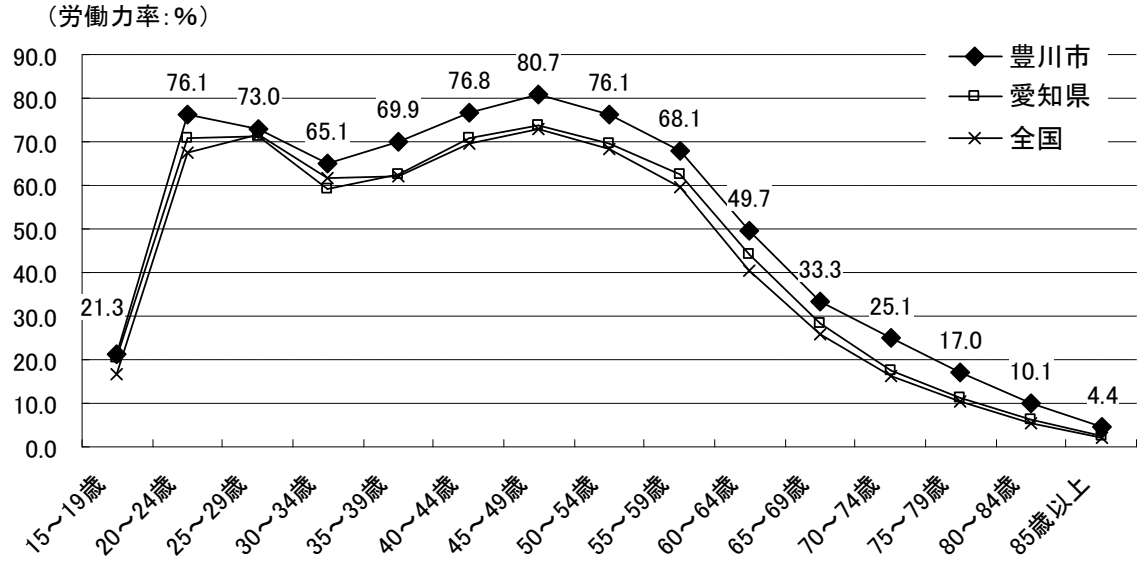

第2章　保育・教育の現状

1　保育の状況

（1）保育園の入園状況

本市の保育園数は、平成 21 年５月１日現在、公立 25 か所、私立 22 か所の合計 47 か所で、4,890 人の定員に対して、入園児童数の合計は 4,588 人となっています。

各歳人口に占める入園児童の比率は、「４歳」が 70.4％と最も高く、３歳以上児については、67.9％の児童が保育園に入園している状況となっています。

また、３歳未満児については、当該人口の 16.9％が保育園に入園している状況です。

図 14　各歳人口に占める保育園入園児童の比率

（子ども課資料：平成 21 年5月1日現在）

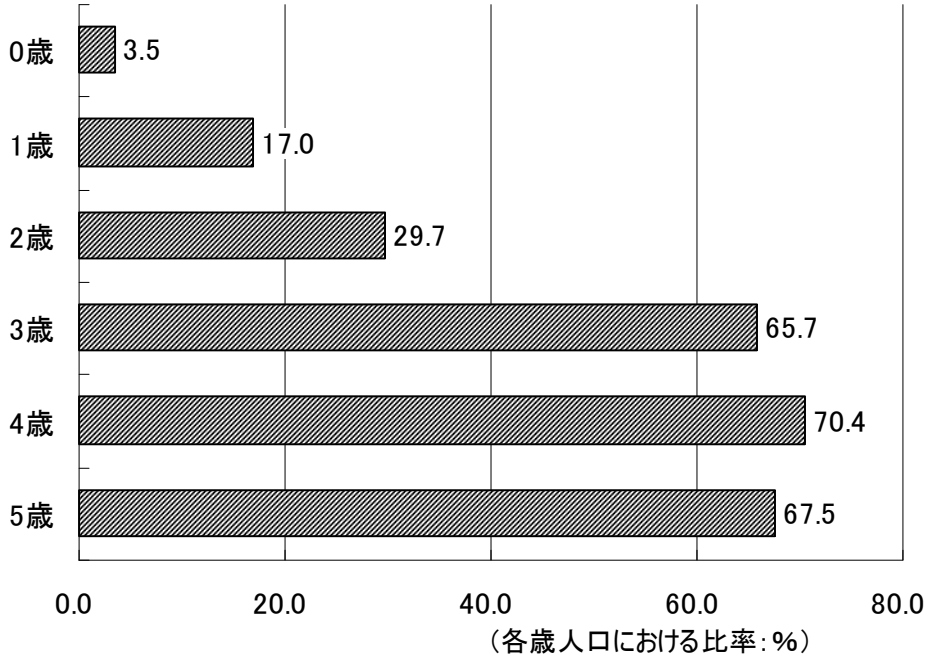

表 4 保育園の入園児童数

(子ども課資料:平成 21 年5月1日現在)

保育園	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
国府	160	1	17	15	37	47	42	159
牛久保	150	1	10	15	45	33	43	147
下長山	140	2	9	14	33	39	47	144
御油	160	1	15	20	34	46	40	156
睦美	80	1	1	9	17	16	22	66
八南	150	2	9	19	42	48	43	163
為当	100	1	4	10	24	23	25	87
御油第二	80	0	5	12	13	17	22	69
一宮	150	1	7	15	30	40	30	123
大和	80	0	3	9	19	24	24	79
金沢	40	0	0	2	8	12	6	28
一宮東部	100	1	5	8	20	33	31	98
一宮西部	50	1	3	4	10	9	14	41
東上	50	0	1	4	14	7	19	45
大木	120	0	5	21	18	33	26	103
赤坂	60	0	3	2	16	16	22	59
長沢	90	1	5	9	20	21	19	75
萩	50	0	1	4	9	15	15	44
赤坂台	90	3	8	14	19	23	27	94
御津西部	60	0	4	6	16	14	16	56
御津南部	90	0	3	6	21	23	24	77
御津北部	100	0	8	8	34	33	22	105
小坂井東	100	0	3	10	26	27	24	90
小坂井中	130	2	5	8	28	31	31	105
小坂井北	120	5	6	17	22	34	26	110
公立計	2,500	23	140	261	575	664	660	2,323
諏訪	130	0	14	15	28	34	25	116
桜町	130	0	4	7	39	37	36	123
千両	60	0	5	8	8	16	16	53
麻生田	140	1	7	17	31	29	43	128
三上	50	1	3	10	8	14	14	50
平尾	90	2	8	9	32	18	29	98
中部	120	1	8	10	28	30	38	115
豊川北部	150	2	14	16	43	42	47	164
代田	140	2	9	10	24	40	37	122
三蔵子	140	2	8	12	30	40	31	123
天王	140	3	11	19	37	35	39	144
八幡	90	1	8	11	19	24	20	83
豊川	170	4	8	18	39	46	42	157
みどり	80	4	3	10	12	21	21	71
光輝	100	1	11	13	26	22	29	102
さくら	50	5	11	19	4	0	0	39
ひかり	90	2	11	12	22	26	18	91
みと	80	1	3	12	17	19	26	78
菊	90	1	5	9	26	24	23	88
アオイ	150	3	9	22	38	40	36	148
桃里	100	1	9	13	26	20	18	87
美園	100	1	5	14	22	22	21	85
私立計	2,390	38	174	286	559	599	609	2,265
合計	4,890	61	314	547	1,134	1,263	1,269	4,588
広域		0	0	2	0	1	0	3
各歳人口に占める比率		3.5	17.0	29.7	65.7	70.4	67.5	42.3
各歳人口		1,759	1,852	1,843	1,725	1,793	1,880	10,852

（２）児童クラブの利用状況

本市の児童クラブ数は、平成 21 年５月１日現在 27 か所で、利用児童数の合計は 990 人となっています。

低学年では、児童の 15.4%が児童クラブを利用しており、この割合は、県平均の 14.5%（「全国学童保育連絡協議会」による調査　平成 21 年５月１日現在）を上回り、全国平均の 20.4%を下回っている状況です。

図 15 各学年に占める児童クラブ利用児童の比率（子ども課資料:平成 21 年5月1日現在）

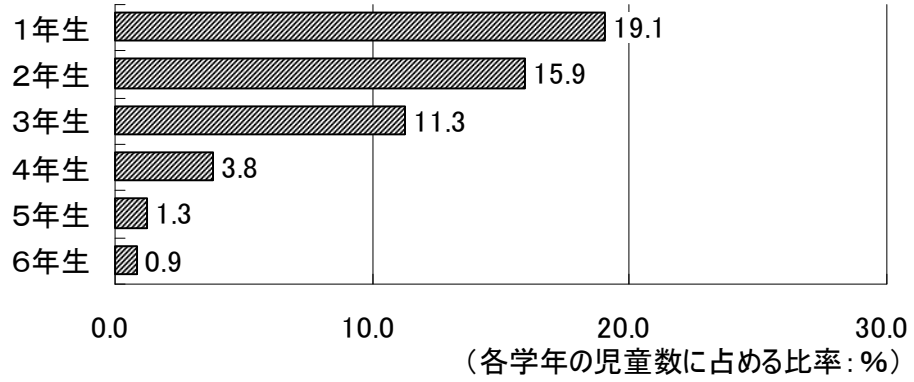

表 5 児童クラブの利用児童数（子ども課資料:平成 21 年5月1日現在）

児童クラブ	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
豊川	40	12	9	8	6			35
東部	30	21	14	6				41
桜木	40	15	15	15				45
三蔵子	40	18	12	15				45
三蔵子第2	40	20	16	8				44
千両	40	5	8	5	6			24
牛久保	40	16	3	6	3			28
中部	50	31	18	18				67
八南	30	16	25	11				52
平尾	25	4	11	7				22
国府	40	12	23	6				41
桜町	30	11	15	11				37
御油	40	24	20	6				50
天王	40	9	9	8	3	1	1	31
代田	40	15	13	5	2			35
金屋	40	2	11	7	3	1		24
豊	40	12	16	10				38
一宮東部	40	8	1	1	2			12
一宮南部	40	2	6	1				9
長沢	20	6	8	2				16
赤坂	20	7	8					15
御津北部	20	6	4		4			14
もちの木	40	17	9	9	10	3	4	52
学童保育ひまわりクラブ	40	9	2	10	1	5	5	32
すきっぷクラブ	60	16	13	12	11	4	2	58
小坂井キッズクラブ	70	20	18	9	12	5	1	65
小坂井フレンドクラブ	70	19	9	11	11	4	4	58
合計	1,065	353	316	207	74	23	17	990
各学年児童数に占める比率		19.1	15.9	11.3	3.8	1.3	0.9	8.7
各学年の児童数		1,853	1,985	1,836	1,939	1,833	1,922	11,368

2 教育の状況

（1）幼稚園の入園状況

平成 21 年５月１日現在、本市の幼稚園数は私立６か所で、1,527 人の定員に対して入園児童数の合計は 1,423 人となっています。

各歳人口に占める入園児童の比率は、「３歳」が 26.0%、「４歳」が 25.7%、「５歳」が 27.3%という状況です。

図 16 各歳人口に占める幼稚園入園児童の比率

（教育委員会資料：平成 21 年5月１日現在）

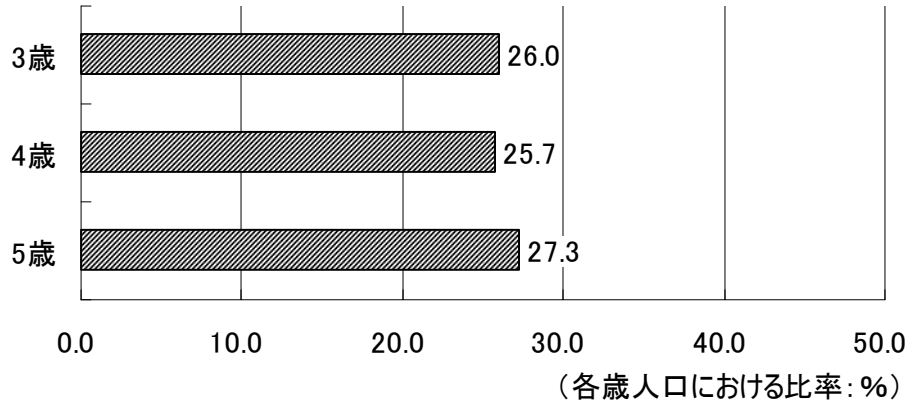

表 6 幼稚園の入園児童数

（教育委員会資料：平成 21 年5月１日現在）

幼稚園	定員	3 歳	4 歳	5 歳	合計
愛知双葉	280	86	80	103	269
光明寺	240	72	63	84	219
西明寺	360	116	120	128	364
豊川東	160	33	43	36	112
豊川	280	67	81	77	225
花井	207	75	74	85	234
合計	1,527	449	461	513	1,423
各歳人口に占める比率		26.0	25.7	27.3	26.4
各歳人口		1,725	1,793	1,880	5,398

（２）小学校･中学校の児童･生徒数の状況

市内小学校・中学校の児童・生徒数は、平成 17 年から 21 年の推移を見ると、小学校、中学校ともに、全体数としては増加傾向となっています。

小学校については、全 26 校中 13 校で増加し、住宅地の整備により長沢小学校などでの伸びが顕著であるほか、中部小学校や三蔵子小学校など、比較的規模の大きい学校でさらに児童数が増加しています。

中学校については、全 10 校中 7 校で増加し、長沢を含む音羽中学校区での伸びが顕著であるほか、東三河地域の中でも規模の大きい中学校である東部中学校では、この５年で 70 人以上の生徒数の増加がみられます。

図 17 小学校別児童数の推移

（教育委員会資料:平成 21 年5月1日現在）

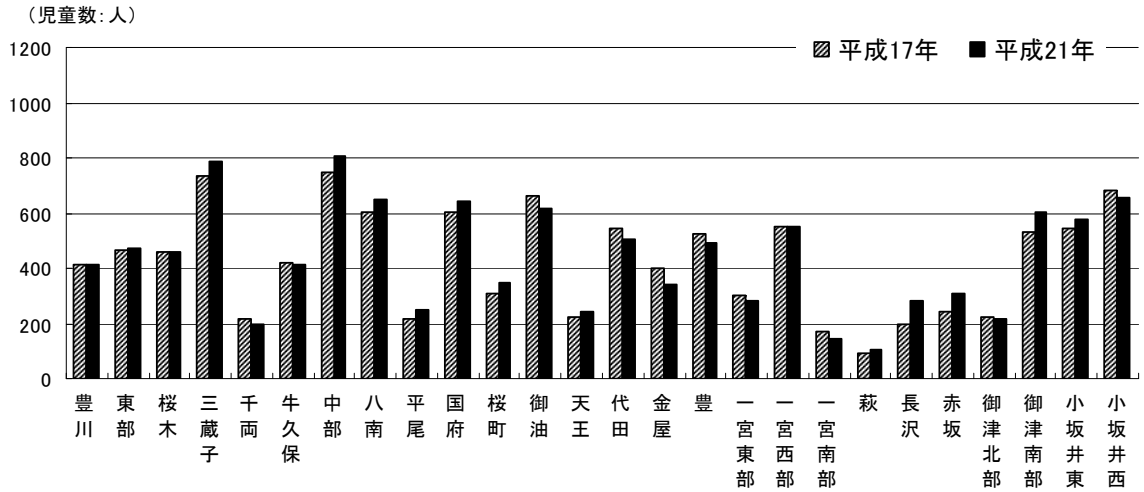

図 18 中学校別生徒数の推移

（教育委員会資料:平成 21 年5月1日現在）

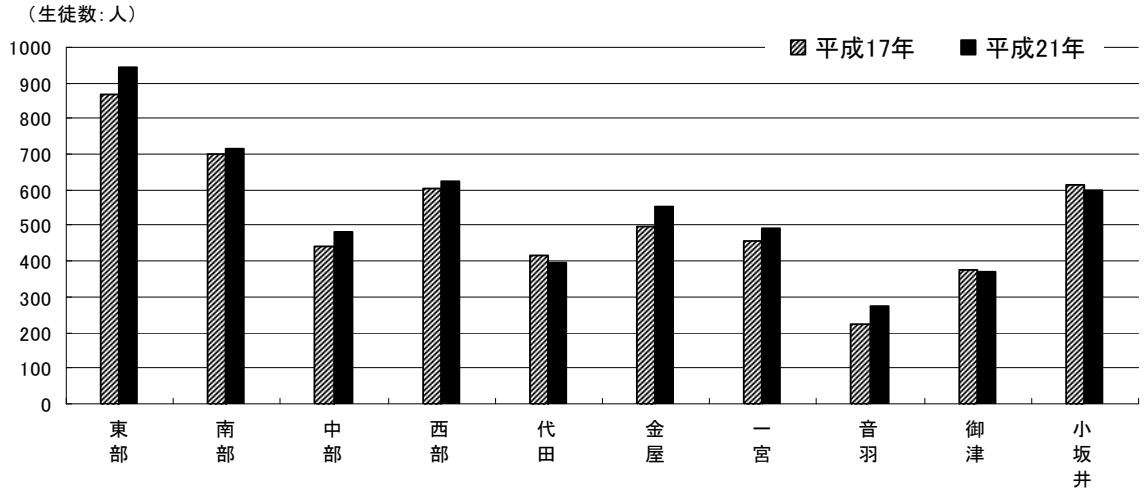

表 7 小学校・中学校別児童・生徒数の推移

（教育委員会資料：平成 21 年5月1日現在）

小学校	H17	H18	H19	H20	H21	H17～H21の増減
豊川	416	408	402	431	416	0
東部	468	465	462	470	475	7
桜木	459	469	457	474	458	−1
三蔵子	732	774	774	791	786	54
千両	215	221	209	211	198	−17
牛久保	422	427	441	406	415	−7
中部	750	769	778	806	808	58
八南	601	607	628	656	647	46
平尾	217	211	236	239	251	34
国府	604	619	599	632	640	36
桜町	309	314	331	343	345	36
御油	664	642	641	619	619	−45
天王	220	238	245	246	245	25
代田	546	536	517	521	507	−39
金屋	401	396	379	363	342	−59
豊	527	511	494	504	494	−33
一宮東部	300	284	268	273	285	−15
一宮西部	551	555	539	550	550	−1
一宮南部	169	162	161	142	143	−26
萩	94	92	86	97	104	10
長沢	198	238	259	270	283	85
赤坂	240	264	278	292	308	68
御津北部	225	214	216	214	215	−10
御津南部	528	573	600	594	606	78
小坂井東	547	559	561	562	574	27
小坂井西	683	658	638	643	654	−29
合計	11,086	11,206	11,199	11,349	11,368	282

中学校	H17	H18	H19	H20	H21	H17～H21の増減
東部	869	877	921	927	944	75
南部	701	701	703	719	717	16
中部	442	453	466	487	482	40
西部	606	603	590	617	623	17
代田	417	424	449	408	394	−23
金屋	498	502	507	543	553	55
一宮	459	464	478	498	493	34
音羽	224	210	233	255	273	49
御津	375	378	357	352	370	−5
小坂井	616	624	618	625	601	−15
合計	5,207	5,236	5,322	5,431	5,450	243

第３章　前期の動向まとめと後期の計画課題

１　合計特殊出生率の動向と今後

本市の合計特殊出生率は、『団塊ジュニア世代』が出産・子育ての時期に入ったこと、景気の回復期であったこと、子育て支援サービスが充実したこと、一部地域において宅地開発に伴い出産・子育て世代が増加したことなどにより、前期計画期間は上昇が見られました。

しかしながら、20 歳代後半から 30 歳代前半の出産適齢期の人口が大きく減少していることから、出生率が大きく上昇しない限り出生数の増加にはつながりません。今後とも、ニーズを踏まえた保育サービスの展開や子育て支援サービスの充実に努め、出産適齢期や子育て期の人口を吸引し、定着させ、また、子どもを安心して生むことができる環境づくりの推進が求められます。

２　子育て支援・児童の健全育成の機能の向上

本市においては、子育て支援センターの移転と子育て相談機能の集約、病後児保育、休日保育の新規実施など、地域の子育て支援機能を高める取組みを実施しました。

また、児童クラブ、一時的保育事業、児童館、放課後子ども教室など、子育て支援や児童の健全育成機能について、地域間での格差の解消若しくは是正に努めてきました。

さらに、保健センターや子育て支援センターの相談事業を通じて、発達や成長に関する保護者の不安解消と、子育てについての精神的負担の軽減に努めています。

今後とも、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携を図り、市民ニーズに応じた必要な子育て支援や児童の健全育成支援、相談支援の拡充に努めていく必要があるとともに、未整備地区への児童館の整備をはじめ、地域間での格差の解消若しくは是正が継続した課題です。

３　市民やボランティアの関わり、関係機関・団体等の連携強化

本市においては、子どもたちの登下校時の見守り、あいさつの大切さや交通ルールを守ることの大切さの啓発、不審者から子どもたちを守るための防犯活動として、「スクールガード」、「見守り隊」等の名称で、さまざまな防犯ボランティア団体に取り組んでいただいています。

このような市民ボランティア団体による活動は、家庭や地域の子育て力、教育力を補う重要な役割を果たしており、今後とも、子育て支援や児童の健全育成活動に対して、できるだけ多くの市民に関わっていただくようなまちづくりを進める必要があります。

また、複雑多様化する課題に対応していくためには、これまで以上に、分野を超えた関係機関・団体等の連携が不可欠です。

第３部　行動計画

第１章　計画の体系

行動計画の体系は、次のとおりです。

【キャッチフレーズ】

はばたけ
未来へ
豊川っ子！

【基本方針】

子ども・子育て
支援社会の構築

【施策体系】	【掲載頁】
１　地域における子育ての支援	27P
１－１　地域における子育て支援サービスの充実	31P
１－２　保育サービスの充実	36P
１－３　児童の健全育成	38P
２　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	43P
２－１　子どもや母親の健康の確保	47P
２－２「食育」の推進	50P
２－３　思春期保健対策の充実	53P
２－４　小児医療の充実	55P
３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	57P
３－１　次代の親の育成	60P
３－２　子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	62P
３－３　家庭や地域の教育力の向上	66P
４　子育てを支援する生活環境の整備	69P
４－１　良質な住宅と居住環境の確保	71P
４－２　安心して外出できる環境の整備	73P
４－３　安全・安心なまちづくりの推進等	75P
５　職業生活と家庭生活との両立の推進	77P
５－１　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	80P
６　子どもの安全の確保	82P
６－１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進	84P
６－２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	86P
７　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	89P
７－１　児童虐待防止対策の充実	91P
７－２　母子・父子家庭等の自立支援の推進	93P
７－３　障害児施策の充実	95P

第2章　将来の児童人口

1　人口推計

過去５年の住民基本台帳人口及び外国人登録人口、母親の年齢階級別の出生率を用いて、計画期間（平成 22 年から 26 年）の人口を推計しました。

その結果、平成 26 年の総人口は 187,162 人と推計され、そのうち「年少人口（0～14 歳)」は 26,914 人と見込まれます。

「年少人口（0～14 歳)」の構成比は、平成 21 年の 15.1%から 26 年の 14.4%と減少傾向で推移する一方、「老年人口（65 歳以上)」は、19.7%から 23.0%に増加し、さらに少子高齢化が進むものと予想されます。

図 19　人口推計

(住民基本台帳人口＋外国人登録人口:各年4月 1 日現在)

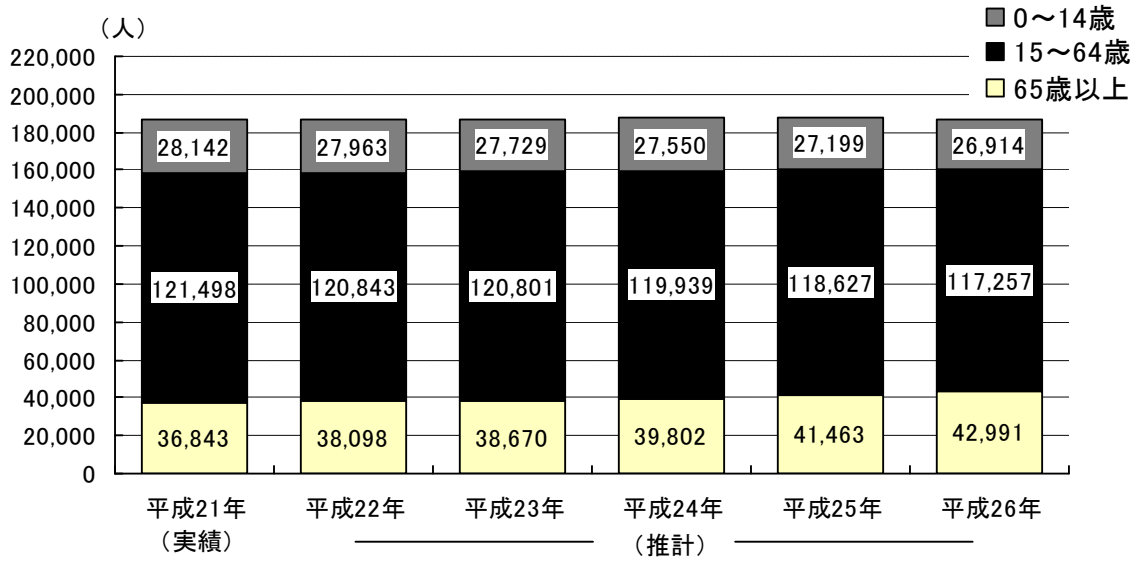

表 8　人口推計

(住民基本台帳人口＋外国人登録人口:各年4月 1 日現在)

年齢区分	実績	推計				
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳	28,142	27,963	27,729	27,550	27,199	26,914
（構成比）	15.1%	15.0%	14.8%	14.7%	14.5%	14.4%
15～64 歳	121,498	120,843	120,801	119,939	118,627	117,257
（構成比）	65.2%	64.6%	64.5%	64.0%	63.4%	62.6%
65 歳以上	36,843	38,098	38,670	39,802	41,463	42,991
（構成比）	19.7%	20.4%	20.7%	21.3%	22.1%	23.0%
総人口	186,483	186,904	187,200	187,291	187,289	187,162

2 児童人口推計

この計画の対象者である「0～17 歳人口」は、結婚・出産時期（20 歳代後半や 30 歳代）の人口減少が予想されることなどを反映して、平成 26 年には 32,623 人と推計され、21 年から 1,000 人近くの減少が予想されます。

なお、年齢区分で見ると、「未就学児童（0～5 歳）」と「小学生（6～11 歳）」は減少が予想される一方、ここ５年の小学生の増加を引き継ぎ、「中高生（12～17 歳）」は増加を見込みます。

図 20 児童人口推計

（住民基本台帳人口＋外国人登録人口:各年4月 1 日現在）

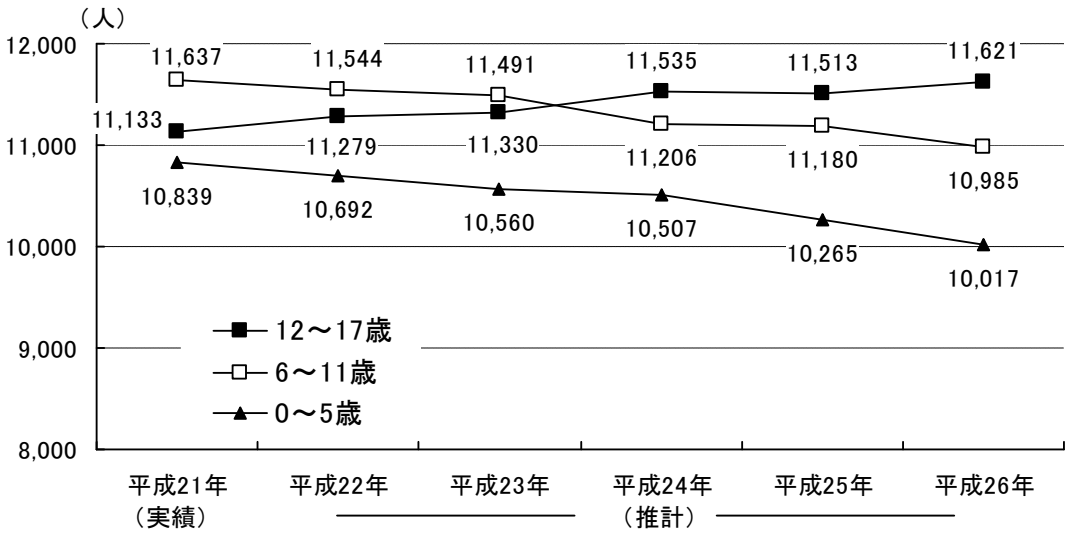

表 9 児童人口推計

（住民基本台帳人口＋外国人登録人口:各年4月 1 日現在）

	実績	推計					
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 21 年→平成 26 年の増減率
0～5 歳	10,839	10,692	10,560	10,507	10,265	10,017	−7.6%
6～11 歳	11,637	11,544	11,491	11,206	11,180	10,985	−5.6%
12～17 歳	11,133	11,279	11,330	11,535	11,513	11,621	4.4%
0～17 歳合計	33,609	33,515	33,381	33,248	32,958	32,623	−2.9%

第3章　分野別計画

1　地域における子育ての支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

そこで、計画対象者へのアンケート調査結果に基づく市民の実態とニーズから、保育サービスや子育て支援サービス全般にかかわる取組みの課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①子育てに対する保護者の満足感や充足感は全国平均を上回る水準	■ 子育てを「楽しいと感じることの方が多い」という未就学児童の保護者が 63.2%と、国の調査『社会意識に関する世論調査（平成 20 年２月調査　20 歳以上対象)』の数値（53.9%）を上回っています。 **《未就学児童の保護者の子育てに対する満足感や充足感》** （未就学児童の保護者調査） 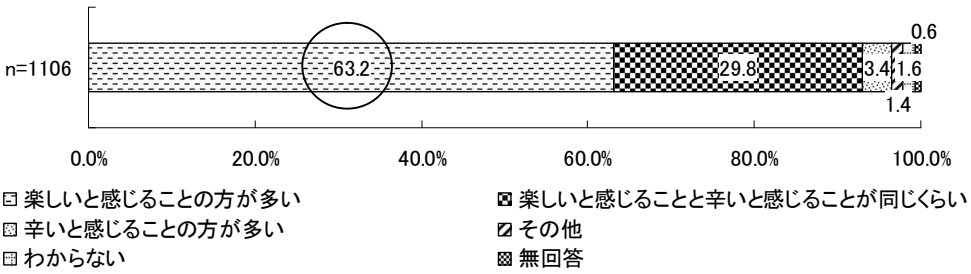 ■ 子育てに対する保護者の満足感や充足感は、全国平均を上回る水準であることがうかがえます。
②子育て支援センター等の市民への周知が十分とは言えない	■ 子育て支援センターの認知度は、未就学児童の保護者の 62.6%と、５年前の調査（旧豊川市調査 59.5%）から増加したものの、依然として３分の１以上の方に認知されていません。 ■ 保育所が行っている子育て支援の取組みなどとともに、市民への周知が十分とは言えない状況です。

《前ページの続き》

③3歳未満児及び3歳以上児の潜在的な保育ニーズは大きい

■ 保育ニーズを全国調査と比較すると、３歳未満児の認可保育所や保育５サービスの現状利用率が低い状況です。今後の利用意向率との差も大きいことから、潜在的な保育ニーズの大きさがうかがえます。

■ ３歳以上児のフルタイム共働き家庭やフルタイム・パート共働き家庭では、現状利用率、今後の利用意向率ともに、全国数値を上回っています

《3歳未満児における保育サービスの利用意向　全国調査との比較》
（未就学児童の保護者調査）

家庭類型	現状利用率（%）				今後の利用意向率（%）			
	認可保育所		保育5サービス		認可保育所		保育5サービス	
	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体
フルタイム共働き家庭	20.8	50.7	20.8	59.8	59.6	80.1	71.2	88.9
フルタイム・パート共働き家庭	21.7	53.9	21.7	63.7	63.4	75.0	70.7	83.3

《3歳以上児における保育サービスの利用意向　全国調査との比較》
（未就学児童の保護者調査）

家庭類型	現状利用率（%）				今後の利用意向率（%）					
	認可保育所		保育5サービス		認可保育所		保育5サービス		保育6サービス	
	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体	本市	国全体
フルタイム共働き家庭	83.6	73.0	86.1	79.0	88.4	78.3	90.9	85.3	91.7	91.4
フルタイム・パート共働き家庭	81.2	56.1	82.0	60.6	87.0	62.7	88.7	69.7	94.6	84.5
専業主婦（夫）家庭									67.2	62.9

※国全体とは、全政令市、中核市及び特別区の半数、そのほか各都道府県で選定した２市町村

※保育５サービスとは、認可保育所、家庭的な保育（保育ママ）、事業所内保育施設、自治体の認証･認定保育施設、その他の保育施設

※保育６サービスとは、保育５サービスと幼稚園の預かり保育

※保育６サービスは、幼稚園の預かり保育が含まれるため、専業主婦（夫）家庭も対象

④子どもの一時的な預かりに関心のある市民は3割

■ 自分にできると思う子育て支援の活動を聞いたところ、一般市民の28.0%が「一時的に子どもを預かる」と回答しています。

■ ファミリー・サポート・センターの援助会員への登録をはじめ、子育て支援活動に参加してもらえる可能性のある方が比較的多くいることがうかがえます。

《前ページの続き》

⑤児童クラブの潜在的なニーズは大きい

■ 児童クラブは、全国調査『新待機児童ゼロ作戦ニーズ調査』と比較すると、小学校低学年児童における現状利用率が低く、フルタイム共働き家庭などで今後のサービス利用意向率が高い傾向がみられます。

■ 現状は、就労時間帯と開設時間帯のミスマッチなどの要因から、潜在的なニーズに応えられていない状況がうかがえます。

《小学校低学年児童における児童クラブの利用意向　全国調査との比較》
（小学校就学児童の保護者調査）

家庭類型	現状利用率（%）		今後の利用意向率（%）	
	本市	国全体	本市	国全体
ひとり親家庭	33.3	42.6	64.3	58.2
フルタイム共働き家庭	36.2	45.2	59.4	58.5
フルタイム・パート共働き家庭	17.7	27.5	37.5	43.2

※今後の利用意向率は、次年度に小学校にあがる就学前児童の保護者の利用意向

※全国は、全政令市、中核市及び特別区の半数、その他各都道府県で選定した２市町村

⑥児童館の認知度、利用度の向上

■ 小学生の保護者における児童館の認知度は 90.1%と比較的高く、5年前の調査（旧豊川市調査 82.7%）から増加しており、利用状況も半数以上が利用している状況で、認知度、利用度ともに向上している傾向がうかがえます。

⑦情報モラルの向上という、児童健全育成の新たな課題への対応

■ 携帯電話等やパソコンのインターネット上でいじめを受けたことが「ある」と答えた中学生が 2.9%となっています。

《インターネット上でのいじめの経験》
（中学生調査）

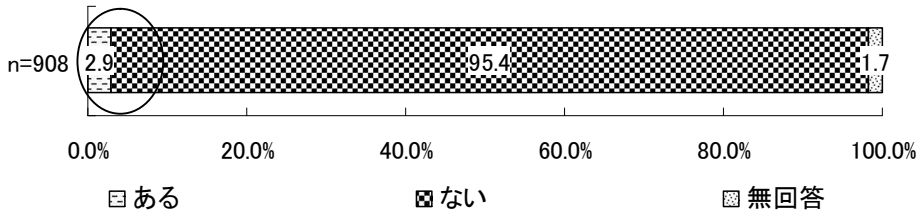

■ インターネットの利用のルールについて、親と話をしたことがある中学生は 54.7%で、今後は情報モラルの向上という、新たな教育課題への対応の必要性がうかがえます。

1　地域における子育ての支援　事業体系

【施策】　　【事業】（下線は重点事業）

1－1　地域における子育て支援サービスの充実

- 重点 子育て支援センター事業
- 重点 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 重点 児童館事業
- 重点 保育園ミニ体験事業
- 重点 子育て相談事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育てサポート事業
- ブックスタート事業
- 地区読み聞かせ教室
- 子育て短期支援事業
- 私立幼稚園就園奨励費補助
- 私立高等学校等授業料補助
- 幼稚園各種事業

1－2　保育サービスの充実

- 重点 認可保育園通常保育
- 重点 延長保育
- 重点 一時的保育
- 重点 病後児保育
- 重点 休日保育
- 老朽民間保育園の改築
- 民間保育園の新築
- 認定子ども園の研究

1－3　児童の健全育成

- 重点 児童館
- 重点 不登校、いじめ問題への対応
- 重点 情報モラル教育
- 重点 青少年健全育成事業
- 重点 放課後子ども教室
- 児童遊園、ちびっ子広場の設置・維持管理
- 各種団体による児童健全育成の取組み
- 地域生涯学習講座
- 子どもセンター事業
- 各種の体験・野外活動
- スポーツ大会・教室の開催
- キッズワールドサマースクール

１－１　地域における子育て支援サービスの充実

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、地域における子育て支援サービスの充実に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ つどいの広場、子育て支援センターの移転と子育て相談機能の集約、病後児保育といった新しい子育て支援サービスを開始しました。
- ■ 児童クラブの全小学校区での開設を達成するとともに、児童クラブ室の建設や第二クラブの増設を行い、受け入れ拡大を行いました。
- ■ 一時的保育実施園数について、前期計画策定時の４園から、平成 21 年度は９園に拡大しました。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①子育て支援センターの機能の充実	■ 子育て支援センターについては、センターそのものの周知を図るとともに、情報提供、事業の実施など一層の機能の充実が求められています。 ■ 子育てサークルへの支援の充実（活動場所の紹介、活動プログラムの企画支援、会員募集の機会提供など）が検討課題です。 ■ 子育て支援に関係する団体等からの声として、「支援を必要とする親子とサービスを結びつける身近な窓口や組織の設置」を求める声が多く、この点でも子育て支援センター等の相談窓口の充実が必要です。
②児童クラブの量、質の充実	■ 児童クラブは、今後も需要の増加が予想されるとともに、開設時間の延長、大規模クラブの分割などが必要になっています。

《前ページの続き》

③子育て支援サービスに関する掲示や情報提供の工夫	■ 地域の子育て支援の中核施設である子育て支援センターや保育園が行っている取組み（ミニ体験事業等）については、市民への周知が十分とは言えない状況です。 ■ 広報媒体を通じて、サービスの体験談など、ニーズに見合った情報を幅広く市民へ周知するとともに、各施設でサービスを紹介・案内する掲示の仕方にも、市民にとってわかりやすく、利用しやすくする工夫が求められています。 ■ 新たな広報媒体を活用した情報提供も検討課題です。
④相談支援の潜在ニーズへの対応	■ 育児についての継続した相談の必要性があるにもかかわらず、それを認識していない保護者への対応を進める必要があります。 ■ 専門的な相談支援以外にも、先輩ママの体験話などが聞けるような場面を増やしていくことも検討課題です。
⑤各保育園や幼稚園の子育て支援サービスに関する連携強化	■ 保育園や幼稚園で行っているミニ体験事業等の子育て支援サービスについては、各園で独自の内容で取り組んでいるものも多くあり、園で取組みに差があるのが現状です。 ■ 今後は、市共通の内容として、各園で取り組むべきものを整理するとともに、園同士の連携強化を図る必要があります。

（3）施策の方針

子育てに関する不安や悩みを解消してもらえるよう、子育てに関する相談体制や保護者同士の交流支援の充実を図ります。また、さまざまな市民ニーズに合わせた各種の子育て支援サービスを提供します。

（4）重点事業

重点事業は、次の５つの事業です。

子育て支援センターを子育て支援のための拠点として位置づけ、各種の子育て支援事業に取り組みます。児童クラブの充実、児童館や保育園における保護者の交流の場づくり、子育て相談の実施により子育てに関する不安・悩みの解消を図ります。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①子育て支援センター事業			
・乳幼児子育て相談	子育て支援コーディネーターを中心に、保護者からの相談に対応するとともに、関係機関との連絡体制を密にします。	相談対応件数 年間 600 件 （現状：567 件）	**子ども課**
・子育て情報の提供	ポータルサイトなど利用者のニーズに合わせた媒体で情報を提供します。	子育て支援情報誌発行 ポータルサイト開設 （ともに新規に実施）	
・子育てサークル支援	親子遊びや子育てのスキルについてサークルからの相談に応じながら、サークルの活動の充実を支援します。	連携・支援するサークルの数 20 サークル （現状：17）	
・つどいの広場事業	乳幼児の月齢別に「おしゃべりサロン」を開催し、保護者の悩みや育児不安の解消を図ります。	年間利用者数 12,000 人 （現状：9,513 人） サロン開催回数 48 回（新規に実施）	
・子育て支援ネットワークづくり	子育て支援センターを軸に、関係機関・団体等ネットワーク会議を設置し、地域全体で子どもたちを見守り、子育てを支援する仕組みを充実します。	ネットワーク会議を設置 年２回開催 （新規に実施）	
②児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	開設時間の延長を行うとともに、各クラブの規模の適正化を進めます。	31 か所 定員数 1,590 人 （現状：27 か所 定員数1,065 人） 19 時まで開所 （現状：18 時）	**子ども課**

事業名	事業内容	目標	担当課
③児童館事業	親と子の交流、親同士の交流の場となるよう親子教室などの事業を提供します。	11 館で実施 (さわき児童館を除き実施) （現状： 9 館）	**子ども課**
④保育園ミニ体験事業	園庭開放や保育室の開放により遊び場を提供し、ミニ体験を園の行事の実施日に合わせて、保育園児と一緒に楽しめるような事業内容で実施します。	保育園全 48 園で実施 (計画期間中に新設予定の１園を含む。) （現状：47 園）	**子ども課**
⑤子育て相談事業			
・保育園乳幼児子育て相談	園長を始め保育士が保護者からの相談に対応し、安定した親子関係や養育力の向上を目指していきます。	相談対応件数 年間　1,500 件 （現状:1,322 件）	**子ども課**
・家庭児童相談室 ・少年愛護センター	小中学生や青少年本人とその保護者の悩みごとなどを電話や面談で受け、家庭内の子育て不安の解消並びに非行の未然防止・早期発見を図ります。	相談対応件数 年間　150 件 （現状：140 件）	**子ども課** **生涯学習課**
・保健センター育児相談	主体性を持って子ども及び家族の健康管理が行えるよう相談に応じるとともに、育児意欲の増進や子どもの成長・発達に自信を持つことにつながるよう支援します。	育児相談満足度を上げる （新規に調査）	**保健センター**

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を求める方と援助可能な方を結びつけ、地域での子育て支援の円滑化を図ります。	**子ども課**
②子育てサポート事業	２歳児歯科健診において、ボランティアが手遊び等を行い、良好な親子関係の構築を支援します。	**子ども課**
③ブックスタート事業	４か月児健診において、絵本の配付と読み聞かせの実演を行い、絵本の読み聞かせを通して良好な親子関係の構築を支援します。	**子ども課**

事業名	事業内容	担当課
④地区読み聞かせ教室	地域で活動するボランティアによる読み聞かせ教室を支援し、読み聞かせを通じて地区における子育て支援の活性化を図ります。	**子ども課**
⑤子育て短期支援事業 ・ショートステイ ・トワイライトステイ	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難になった児童を乳児院・児童養護施設等で預かります。	**子ども課**
⑥私立幼稚園就園奨励費補助	幼稚園就園児の保護者に対し、保育料の補助を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。	**子ども課**
⑦私立高等学校等授業料補助	私立高等学校及び私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者に対し、授業料の補助を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。	**学校教育課**
⑧幼稚園各種事業		
・預かり保育	保育時間外の預かり保育を実施します。	**私立幼稚園**
・ミニ体験事業	教室、講座、園庭開放など園ごとに入園前のミニ体験事業を実施します。	
・子育て相談	園長始め職員が園児以外の保護者からの子育てに関する相談にも応じます。	

１－２ 保育サービスの充実

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、保育サービスの充実に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- 19 時 30 分までの延長保育の実施園を順次拡大し、前期計画策定時の 7 園から、平成 21 年度は 13 園に増加しています。
- 休日保育を平成 19 年度から新たに開始しました。
- ３歳未満児保育のニーズに応えて、受入れを拡大してきました。
- 市内保育園の耐震化を進め、民間保育園も含め、改築予定のある豊川保育園を除く全園で完了しました。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①年度途中の待機児童ゼロの実現	■ ３歳未満児保育は、年度途中に待機児童が発生しています。 ■ 今後も、保育需要は増加を続けることが予想されるため、受入れのための施設整備、職員の確保を進める必要があります。
②延長保育の実施園の増加	■ 19 時 30 分までの延長保育については、より多くの方が身近な保育園でサービスを受けられるよう、中学校区を単位として一層の充実を図る必要があります。
③一時保育の実施園の増加	■ ライフスタイルの多様化とともに、一時保育の充実を求める声は多く、少子化の中で集団遊びができる数少ない機会という面でも、今後のニーズ拡大が見込まれるため、一層の充実を図る必要があります。

（３）施策の方針

保育園の待機児童ゼロを目指すとともに、市民のニーズに見合った保育サービスの提供に努めます。

（４）重点事業

重点事業は、次の５つの事業です。

３歳未満児の保育ニーズに応えられるよう、受け入れ態勢の充実を進めるとともに、延長保育や一時的保育の充実、病後児保育や休日保育の利用拡大を図ります。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①認可保育園通常保育			
・３歳以上児保育	保育ニーズに対応できるように適正な定員管理を行います。	定員数 3,485 人（現状：入所数 3,662 人）	**子ども課**
・３歳未満児保育	保育ニーズに対応できるように受け入れ態勢を充実します。	定員数 1,283 人（現状：入所数 915 人）	
②延長保育	19 時 30 分までの延長保育実施園について、地域を考慮した中で、拡大します。	16 か所 定員数　255 人 （現状：14 か所 225 人）	**子ども課**
③一時的保育	改築などを行う園に対して積極的に実施を要請し、実施園の拡大を図ります。	12 か所 延利用日数 17,400 人日 （現状：10 か所 14,500 人日）	**子ども課**
④病後児保育	利用率を上げるため、市として一層のＰＲ活動を行い、安定的な継続事業に努めます。	１か所 延利用日数 1,160 人日 （現状を継続）	**子ども課**
⑤休日保育	一層のＰＲ活動を行い、利用者への周知徹底を図ります。	１か所 定員数　15 人 （現状を継続）	**子ども課**

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①老朽民間保育園の改築	老朽化した民間保育園の改築に対して支援を行います。	**子ども課**
②民間保育園の新設	保育ニーズの高い地域における民間保育園の新設に対して、支援を行います。	**子ども課**
③認定子ども園の研究	幼稚園を主体とした認定子ども園の研究、検討を行います。	**子ども課**

１－３ 児童の健全育成

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、児童の健全育成に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- 平成 17 年度に「さんぞうご児童館」を新たに開設するとともに、児童館ごとに特色のある児童館活動を行っています。
- 心理教育相談室「ゆずりは」では、臨床心理士、開設日および開設場所を増やすなどして、増え続ける児童・生徒、保護者および教員からの相談に対して、専門的な立場からアドバイスを行っています。
- 登校支援事業の中で豊川市不登校対策委員会を開催し、不登校に関わる研修会、中学校ブロックごとの事例研究会などを実施しました。
- スクーリング・サポート・ネットワーク（平成 19 年度終了）から引き継いだ小学校巡回相談（ハートフル相談）を行い、不登校への早期対応に取り組んでいます。
- 少年愛護センターでは、青少年の悩みごとなどを電話や面接で相談を受けるとともに、学校教育課・各学校・適応指導教室「さくらんぼ」とも連携しながら、不登校・いじめ問題の対応を実施しています。
- 各小学校区の青少年健全育成推進協議会が中心となり、少年指導委員とも連携して、地域の実情に合った青少年健全育成活動の推進を図っています。
- 各老人クラブが地域で三世代交流事業を実施しています。
- 子どもセンター事業や子ども会事業、あるいはスポーツ事業やジオスペース館事業など、各分野において親子・友達でふれあう場を提供しています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①児童館の計画的な整備と機能の充実	■ 児童館のない中学校区が２つあり、この未整備中学校区の児童館の整備を計画的に行う必要があります。 ■ 就学前児童の親子や中学生などにとっても、児童館は地域での孤立を防ぐ、貴重な居場所であることから、利用者のニーズに応じた機能の充実が求められています。
②不登校児童生徒数の増加への対応	■ 教育相談を充実させてきましたが、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。
③情報モラルの向上という、児童健全育成の新たな課題への対応	■ 携帯電話やパソコンを通じたインターネット利用のルールについて、親子で話をすることを促したり、子ども自身のモラル向上を支援する取組みを行う必要があります。
④市とボランティア・市民活動団体が協働できる体制づくり	■ ボランティア・市民活動団体の登録制度を今以上に周知し、団体への支援を図るとともに、市と団体が協働できる体制をつくる必要があります。
⑤「放課後子ども教室」の実施地区の拡大	■ 子どもの安全・安心な居場所づくりとして、今後も「放課後子ども教室」の期待は高まるため、計画的に実施地区の拡大を図る必要があります。
⑥三世代交流事業の推進体制	■ 三世代交流事業を実施する老人クラブの役員の高齢化が進んでおり、若年高齢者の加入促進を進める必要があります。

（3）施策の方針

地域住民や関係団体等の協力も得ながら、さまざまな児童健全育成活動を推進し、心身ともに健全な児童の育成を図ります。

（4）重点事業

重点事業は、次の５つの事業です。

未整備地区に児童館を整備するとともに、児童館の地域における児童の健全育成活動を推進します。不登校やいじめ問題への対応など、心の問題に対する取組みを強化するほか、放課後子ども教室を拡充し、地域の人との交流の中で安心して過ごせる居場所づくりに力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①児童館			
・児童館の整備	中部中学校区、西部中学校区で新たに児童館を整備します。	計画期間中に２館新設	**子ども課**
・児童館健全育成事業	中・高校生を含む年長児童や保護者からの相談に対応します。 また、学校等の関係機関と連携を図り、個別または集団指導を行います。	11 館で実施（さわき児童館を除く各館で実施） （現状：９館）	
②不登校、いじめ問題への対応			
・心理教育相談事業	臨床心理士が、心の問題を抱える児童・生徒・保護者および教職員の相談にあたります。 勤労福祉会館、音羽庁舎に心理教育相談室「ゆずりは」を設置しています。	臨床心理士５名体制 （現状：４名）	**学校教育課**
・登校支援事業	各小中学校の不登校対策担当教員、適応指導教室指導員等を構成員とした豊川市不登校対策委員会を開催し、不登校の状況把握およびその対応の検討、中学校ブロック別の事例研究会、不登校対策研修会等を行います。 また、小学校巡回相談（ハートフル相談）を実施し、相談体制の充実を図ります。	事例研究会を中学校ブロックごとに年間２回実施 （現状を継続）	
③情報モラル教育	携帯電話やインターネット等の利用に関して、家庭と連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行います。	小中学校 全 36 校で実施 （新規に実施）	**学校教育課**

事業名	事業内容	目標	担当課
④青少年健全育成事業			
・校区青少年健全育成推進協議会 ・少年愛護センター ・少年愛護センター少年指導委員活動	各小学校区の青少年健全育成推進協議会が中心となり、少年指導委員とも連携して、非行防止や環境浄化活動を実施するとともに、地域の実情にあった青少年健全育成活動の推進を図ります。 また、少年愛護センターでは、子育て支援センターや学校と連携し、家庭児童相談室と一体となって、青少年一人ひとりの状況に応じた面接・電話相談を実施します。	青少年健全育成推進協議会 全 26 小学校区 （小坂井地区 2 小学校区新設） 少年指導委員数 236 人 （現状：218 人）	生涯学習課
⑤放課後子ども教室	子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 毎年度、２小学校区の新規実施により、市内全域で実施できるよう拡大を図ります。	23 小学校区で実施 （現状：13 小学校区）	生涯学習課

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①児童遊園、ちびっ子広場の設置・維持管理	住宅開発や町内会等からの用地提供に伴い児童遊園・ちびっ子広場を設置するとともに、毎年、遊具の安全点検を行い、老朽化・破損したものは計画的に取り替えます。	子ども課 維持管理課
②各種団体による児童健全育成の取組み		
・子ども会連絡協議会の活動	子ども会育成者の研修や「子どもの手による子ども会」を目指した取組みを支援します。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
②各種団体による児童健全育成の取組み　《前ページの続き》		
・青年団協議会の活動	青年団協議会の青少年育成に関わる各種レクリエーション事業や地域貢献活動を支援します。	**生涯学習課**
・市民活動団体の活動	青少年健全育成を団体活動の目的とする市民活動団体の設立とその活動を支援します。	**生活活性課**
・老人会の三世代交流事業	地域の老人会が子どもや親子と文化活動、スポーツなどを通じて交流するのを支援します。	**介護高齢課**
③地域生涯学習講座	中学校区を区域として、公民館や地区市民館などを活用した、身近な学習の場を提供します。	**生涯学習課**
④子どもセンター事業		
・子どものづくり教室	子どもたちに多彩なものづくり体験をさせ、自ら創造する力や豊かな心を持った子どもを育てます。	**生涯学習課**
・親子ふれあい工房	家庭で簡単にできる工作などを親子で体験してもらいます。	
⑤各種の体験・野外活動		
・とよかわ星空観望会	市内で見える星空を、さまざまな望遠鏡で体験してもらいます。	**中央図書館**
・宿泊観望会	普段見ることのできない星空を、東栄町でじっくり観察し、星の世界を体感します。	
・ファミリーキャンプ	豊川市野外センター「きららの里」で、親子キャンプを実施します。	**市民体育課**
・赤塚山公園体験イベント	赤塚山公園の施設、自然を生かした、体験イベントを開催します。	**都市計画課**
・子ども環境体験学習体験講座	市内小学４年生以上を対象に、「川の生き物を探そう」「豊川の源流を見に行こう」「エコショッピングに行こう」「新エネルギーを体験しよう」の４講座を夏休み期間中に実施します。	**環境対策課**
⑥スポーツ大会･教室の開催	多くの児童がスポーツに参加し、親しめるよう、市民体育大会やシティマラソンを開催します。 また、誰でもが気軽にできるニュースポーツ教室や子どもたちを対象としたトップアスリートのスポーツ教室を開催し、スポーツの振興を図ります。	**市民体育課**
⑦キッズワールドサマースクール	小学校中高学年児童を対象に、地域に住む外国人との交流会を開催します。	**国際交流協会**

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図る必要があります。

そこで、アンケート調査結果から、母子保健や思春期保健対策、小児医療体制にかかわる取組みの課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①妊娠・出産に対する経済的な負担感の広がり

■ 妊娠・出産に関して不満に思ったことが「ある」という母親が 55.9%と、５年前の調査（旧豊川市調査 58.3%）から減少したものの、不満の理由をみると、妊娠・出産への経済的な負担が大きいと感じる市民が増えている傾向がうかがえます。

《妊娠・出産に関して不満な理由》

（未就学児童の保護者調査）

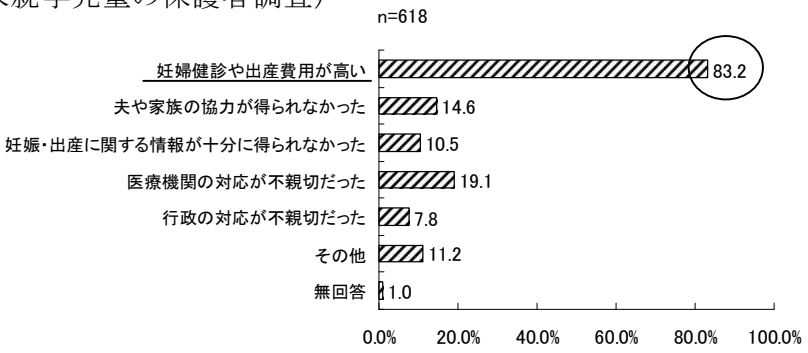

②保護者を含めた食育の必要性

■ 朝食の状況は、小学生で「毎日食べている」が 95.0%です。

■ なお、朝食の欠食は、保護者の欠食の状況が子どもに影響する傾向がみられ、保護者を含めた食育の必要性がうかがえます。

③孤食の広がり

■ 自分ひとりや兄弟・姉妹だけで食事をとることが、中学生では「ほとんどしない」が 50.3%と、５年前の調査（旧豊川市調査 66.7%）から減少する一方、「週３～５日はする」との回答は 22.0%から 30.7%に増加しています。

《自分ひとりや兄弟・姉妹だけで食事をとること》

（中学生調査）

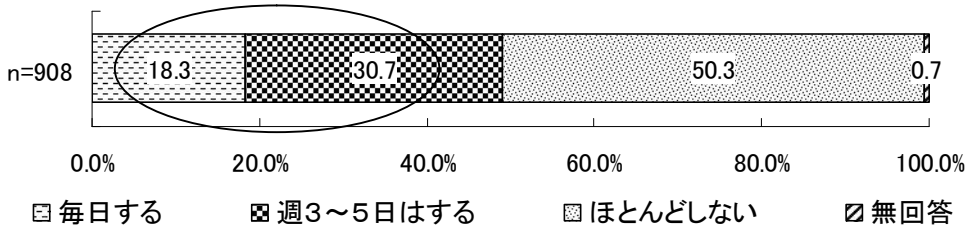

■ いわゆる孤食や親のいない状態で食事をする子どもが増えている傾向がうかがえます。

《前ページの続き》

④かかりつけ医の普及	■ かかりつけ医は、未就学児童では「いる」が 91.8%で、５年前の調査（旧豊川市調査 91.2%）と比べて、ほぼ横這いです。 《子どものかかりつけ医の有無》 （未就学児童の保護者調査） 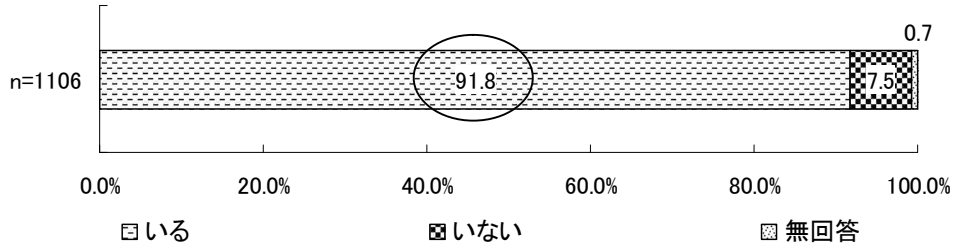
⑤夜間や休日の救急医療を不安視する保護者が６割以上	■ 子どもの夜間や休日の救急医療については、未就学児童の保護者の 22.6%、小学校就学児童の保護者の 19.7%が「非常に不安」と回答しており、５年前の調査（旧豊川市調査　未就学児童の保護者 36.9%　小学校就学児童の保護者 24.0%）と比べて、この回答は減少しています。 ■ なお、「やや不安」を含めると、未就学児童の保護者の 67.4%、小学校就学児童の保護者の 69.2%が夜間や休日の救急医療を不安視しています。 《子どもの夜間や休日の救急医療について》 （未就学児童の保護者調査、小学校就学児童の保護者調査） 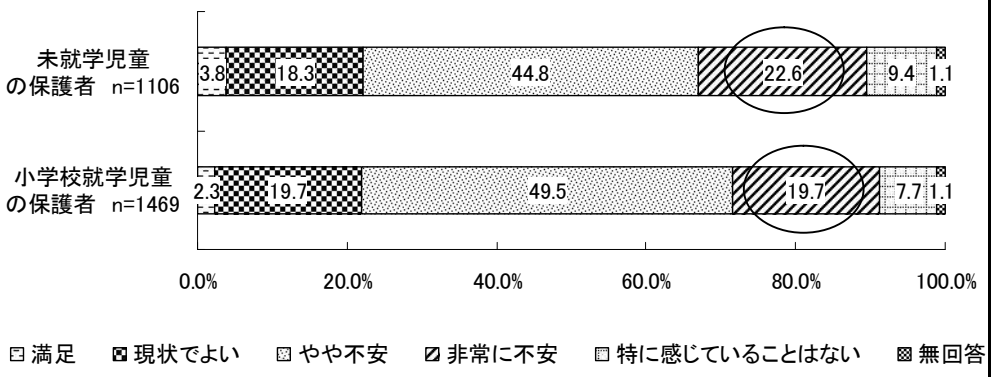

《前ページの続き》

⑥子ども医療に対する保護者の期待や関心が大きい	■ 子育て支援に関して市に期待することは、「子ども医療を充実してほしい」が 61.9%で最上位となっており、子ども医療に対する保護者の期待や関心の大きさがうかがえます。 《市に期待すること》 （小学校就学児童保護者調査） 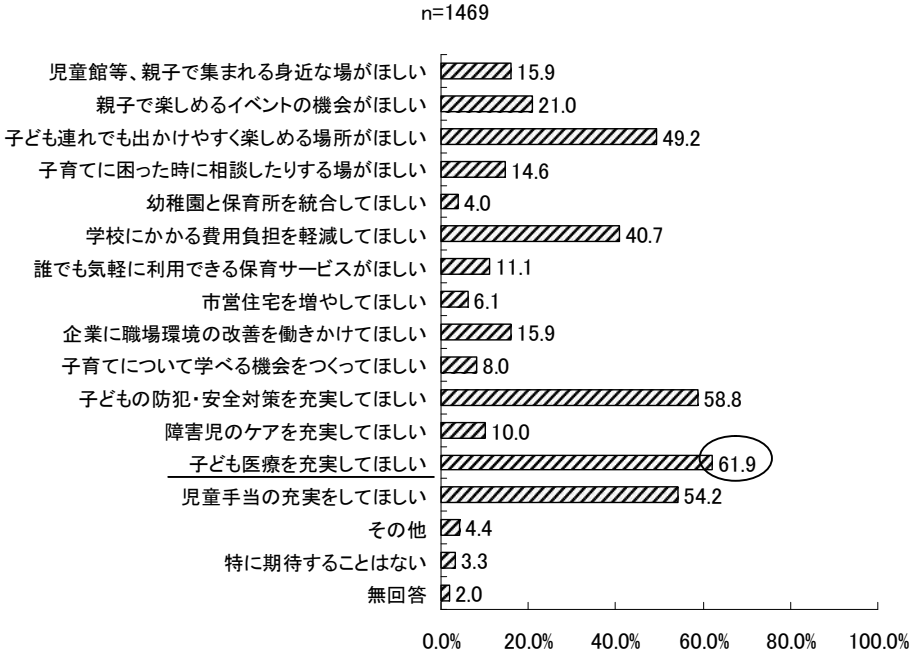

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 事業体系

【施策】 **【事業】（下線は重点事業）**

2－1 子どもや母親の健康の確保

- **重点** 周産期における母性の向上対策
- **重点** こんにちは赤ちゃん事業
- **重点** 子育て教室
- **重点** 乳幼児健康診査
- **重点** 保健センター育児相談
- **重点** 不妊治療に関する対策
- 妊産婦健康診査
- 誤飲、転倒・転落、やけど等の子どもの事故の予防啓発

2－2 「食育」の推進

- **重点** 小中学校での食に関する教育
- **重点** 保育園での食に関する教育
- **重点** 親を対象とした食に関する学習の機会や情報提供
- 子ども栄養相談
- 食育啓発事業
- 親子、子ども向けの料理教室
- 幼稚園での食に関する教育

2－3 思春期保健対策の充実

- **重点** 学童期・思春期における心の問題の専門相談
- 小中学校での喫煙・薬物乱用等防止教育
- 小中学校での性教育

2－4 小児医療の充実

- **重点** 子ども医療費の助成
- **重点** かかりつけ医を持つことの普及・啓発
- **重点** 市民病院の小児医療体制の確保
- 休日・夜間医療
- 地域小児・産科関係医療機関との連携体制の強化

２－１　子どもや母親の健康の確保

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、子どもや母親の健康の確保に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 妊産婦教室や育児教室では､妊婦と育児中の親との交流が図れるよう事業の組み立てに工夫を行い、参加者の拡大を図ってきました。また、各教室では、個別の相談にも対応し、妊娠中からの継続した育児支援を行っています。
- ■ 保健センターの育児相談では、医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等のスタッフで、相談に応じています。
- ■ 母子健康手帳の交付時及び乳幼児健康診査の機会をとらえて、育児相談・教育を行うとともに、子どもの事故予防のための啓発を進めています。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①発達や健康面からの子育て支援の充実	■ 母子手帳交付時やこんにちは赤ちゃん事業、乳児健診の場面は、市内に暮らすほとんどの親子と市が接点を持つ貴重な機会であることから、それら機会を通じて、子育てに不安を持っている親への子育て支援の充実を一層図る必要があります。
②乳児健診の受診のしやすさの追求	■ 乳児健診の日程、実施場所、広報の仕方など、より受診をしやすくする仕組み（父親の参加促進を含め)、環境づくりを進める必要があります。
③不妊治療への助成事業の周知	■ 必要な人が不妊治療に関して助成制度を受けられるよう、事業の周知を進めることが必要です。

（３）施策の方針

周産期から乳幼児期までを通じて、母子の心身の健康を確保、増進するとともに、育児不安の解消や育児知識の習得がされるよう、健診、各種教室を実施します。

また、不妊に悩む方のための対策を実施します。

（4）重点事業

重点事業は、次の５つの事業です。

妊娠期から切れ目なく、子どもたちの成長と保護者の支援に力を入れていくとともに、乳幼児健診は、身体的・精神的発達並びに社会適応に関する指導や相談に重点を置きます。

また、不妊治療に要した費用助成とともに、必要に応じた個別相談に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①周産期における母性の向上対策			
・母子健康手帳交付時指導	母子健康手帳を交付の際、妊婦の情緒の安定を図るよう助産師等専門職により、新しい命を迎える準備を支援します。	各種教室参加率を上げる 初産婦 20%以上 （現状：16%）	**保健センター**
・妊産婦教室	妊婦の健康保持、心身ともに健全な子どもの出産と育児ができるよう教育を行うとともに、父性意識の向上を促します。 また、参加者同士の交流によりネットワーク形成や仲間作りができるような内容とします。		
②こんにちは赤ちゃん事業	乳児がいる全家庭を生後４か月までに看護師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行います。支援が必要な家庭については、適切なサービス提供につなげます。	赤ちゃん訪問満足度を上げる （新規に調査）	**保健センター**
③子育て教室			
・はじめの一歩	妊娠から出産を経て２、３か月児に至るまでの子どもの成長に注目しながら、子育ての基盤となる力の向上につなげます。	各子育て教室の参加率を上げる 第１子 50%以上 （現状：34%）	**保健センター**
・モグモグ教室	単に離乳食についてだけでなく、乳児期前半の発達成長を促す生活リズム、生体リズムの重要性も学べるよう実践を交えた内容にします。		
・ピタ・コチョ歯磨き教室	単に歯磨きの方法だけでなく、歯の健康につながる食生活や生活習慣が子どもにとっていかに大事なのかを実践を交えた内容にします。		

事業名	事業内容	目標	担当課
④乳幼児健康診査			
・乳児健康診査（医療機関委託） ・４か月児健診 ・１歳６か月健診 ・２歳児歯科健診 ・３歳児健診	乳幼児の発達の節目に合わせ、各健康診査を行い、健やかな子どもの育ちを支援します。 個別と集団の指導を組み合わせ、健康の保持増進、身体的・精神的発達並びに社会適応に関する指導や相談に重点を置くとともに、親の心身の健康にも着目し児童虐待防止に留意します。 必要に応じ関係機関を紹介します。	乳幼児健診満足度を上げる （新規に調査）	保健センター
⑤保健センター育児相談【再掲】	主体性を持って子ども及び家族の健康管理が行えるよう相談に応じるとともに、育児意欲の増進や子どもの成長・発達に自信を持つことにつながるよう支援します。	育児相談満足度を上げる （新規に調査）	保健センター
⑥不妊治療に関する対策	不妊の夫婦に対して、治療に要した費用の一部を助成し、必要に応じて個別相談に応じます。	一般不妊治療費助成件数 150 件 （現状：82 件）	保健センター

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①妊産婦健康診査		
・妊婦健康診査（医療機関委託） ・妊産婦歯科健診	妊産婦が自らの健康に目を向け、自信を持って出産・育児に関われるように支援します。	保健センター
②誤飲、転倒・転落、やけど等の子どもの事故の予防啓発		
・「わが家の安心ガイドブック」の配布	乳幼児の事故について保護者が意識し、予防できるように、分かりやすい内容で啓発を行います。	保健センター

2－2「食育」の推進

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、「食育」の推進に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 幼稚園、保育園、小中学校で園、学校ごとに、計画的に食に関する教育を行っており、園だよりなどを通じた情報提供や、米作り、野菜作りといった農業体験の機会などを提供しています。
- ■ 学校保健会では、学校・学校給食課・保健センターが連携し、「親と子の健康教室」を開催しており、親子で食に対する意識を高め、理解を深める取組みを行っています。
- ■ 学校給食においては、献立コンクールを実施し、保護者や市民が食について考える機会を設けるとともに、給食センターの施設見学の機会を設けています。
- ■ 保健センターでは、離乳食講座のほか、妊婦を対象に「手ばかり教室」を新たに実施し、食に関する学習の機会を提供しています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①小中学校における取組みの評価･見直し	■ 小中学校での食に関する啓発活動は、年々充実していますが、実際の生活の中でどう生かされて改善されているのか、十分な把握ができていません。 ■ 状況を把握した上で、実践に向けて取組みを見直すことも考えられます。
②保育園での取組みを通じた親子への意識啓発	■ 保育園では、朝食を食べずに登園し、遊びに意欲的でなく、いつも疲れている子どもの姿がいまだに見られます。 ■ 食育の年間計画の見直し、保護者に対しては「食育だより」を発信し、食に関する意識がより一層持てるようにしていくことが必要です。
③孤食の広がりへの対策	■ 自分ひとりで食事をとる、いわゆる孤食や親がいない状態で食事をする子どもが増えており、孤食の子どもへの影響についての啓発とともに、保育園や小中学校などでの取組みを通じた対策が求められます。
④離乳後期の親への食育	■ 離乳後期は、口腔機能や味覚の発達の基礎となる時期であり、離乳食から幼児食へトラブルなく移行できるよう、離乳後期の子どもを持つ親への食育を進めることが重要です。

（３）施策の方針

子どもたちの望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を進めます。

また、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供を進めます。

（４）重点事業

重点事業は、次の３つの事業です。

小中学校、保育園において、今後とも計画的な食育の取組みを実践していくほか、子どもたちへの取組みとともに、親への情報提供に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①小中学校での食に関する教育	栄養職員、給食主任を中心に、各学校で年間計画を作成し、食の大切さ、食のマナー、家族で食事をする楽しさについて考える機会を設けます。 また、学校給食時に食育に関する取組みを推進します。	全小中学校 36 校で実施 （現状を継続）	**学校教育課** **学校給食課**
②保育園での食に関する教育	各園での年間計画を作成し、野菜の植え付け、クッキングパーティ、食育ゲーム、給食の展示などを通じて保育の実践を行います。 また、保護者に対して食のあり方（離乳食、アレルギー対応食、手作りおやつ等）の情報を提供します。	全保育園 48 園で実施 （計画期間中に新設の１園を含む。） （現状：47 園）	**子ども課**
③親を対象とした食に関する学習の機会や情報提供	母子健康手帳交付時や離乳食開始前の時期に、乳児期の味覚形成の大切さについて啓発を行います。	各子育て教室の参加率を上げる 第 1 子 50%以上 （現状：34%）	**保健センター**

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①子ども栄養相談	生活習慣病予防が必要な子どもの育児について、保護者が自信を持てるように相談に応じます。	保健センター
②食育啓発事業	食育推進計画を策定し、食に関する体験活動を実施するとともに地元産農産物のＰＲを促進し、学校給食などで積極的に利用を促進します。	農務課
③親子、子ども向けの料理教室	親子で一緒に調理する喜びを実感する機会、子どもが料理をつくる楽しさを体験する機会を提供します。	生涯学習課
④幼稚園での食に関する教育	園ごとに、野菜づくりと収穫にあわせた食事づくり体験、おやつづくり体験を行います。また、保護者への栄養指導教室を開催します。 さらに、私立幼稚園６園共同で食育の啓発・推進活動を行います。	私立幼稚園

2－3 思春期保健対策の充実

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、思春期保健対策の充実に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 子どもに対する性教育を、健康教育の一環として、学校の授業の中で指導しています。
- ■ 喫煙や薬物乱用防止については､学校ごとに時期や内容を工夫しながら保健の授業で扱ったり、講師を招いて集会を開いたりするなどして指導しています。
- ■ 子どもの心と体の健全な育成のためのカリキュラムについて、保健所などの協力も得て、市内で統一したものを作成し、継続的に指導しています。
- ■ 思春期における心の問題に対して､臨床心理士４人体制で専門的な見地から相談活動を実施しています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①心の問題に関する関係機関の連携	■ 心の問題については、子どもが抱える要因が多岐にわたっており、関係機関とも連携しながら対応していくことが必要です。
②性教育に関する関係組織の役割分担	■ 性の逸脱行為に関する啓発教育の内容のあり方について、目指す姿を共通認識した上で、養護部会と保健センターの役割分担を明確にしていく必要があります。
③性感染症等に関する実態把握と指導時間の確保	■ 性感染症り患率等の性に関する問題は、プライバシーに関わり、実態を的確に把握することはなかなかできません。 ■ 学校では指導する内容も年々増えており､時間の確保も難しくなってきています。
④薬物乱用防止に関する対策の実施	■ 喫煙についてはTASPOなど自動販売機でのタバコ購入制限などで一定の歯止めが見られます。 ■ 薬物乱用については、全国的に急激に検挙件数が増加しており、早急な対応が必要となっています。

（３）施策の方針

思春期における心の問題に対して、専門家による相談体制の充実を進めるとともに、喫煙・薬物乱用防止教育、性教育を行います。

（４）重点事業

重点事業は、次の事業です。

臨床心理士による活動を通じて、心の問題を抱える児童・生徒・保護者および教職員への相談支援に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①学童期・思春期における心の問題の専門相談			
・心理教育相談事業 【再掲】	臨床心理士が、心の問題を抱える児童・生徒・保護者および教職員の相談にあたります。 勤労福祉会館、音羽庁舎に心理教育相談室「ゆずりは」を設置しています。	臨床心理士５名体制 （現状：４名）	学校教育課

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①小中学校での喫煙・薬物乱用等防止教育	喫煙、薬物乱用、飲酒などの行為は心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因となることを、保健体育の時間、集会等を活用して児童・生徒の理解を深めます。	学校教育課
②小中学校での性教育	小学校では、性教育の土台となる「いのち」の学習を進めます。 また、中学校では、発育、発達の時期やその程度には個人差があることなどについて、保健学習などを中心に教えます。	学校教育課

２－４ 小児医療の充実

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、小児医療の充実に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 子どもの医療制度については、順次対象年齢を拡大し、平成 21 年度現在は、通院は小学校５年生まで、入院は中学校３年生まで医療費を助成しています。
- ■ 母子健康手帳交付時、妊産婦教室、健診や育児相談を通じて、かかりつけ医師を持つことの大切さを啓発・普及しています。
- ■ 一般不妊治療（体外受精を除くホルモン療法や人工授精など）を受けた方を対象として、その費用の一部を助成する事業を実施しています。
- ■ 全国的に小児科医師が不足している中で、市民病院では、嘱託医を確保して、小児科医師の小児救急医療への負担増大の抑制に努めてきました。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①子ども医療の助成対象の拡大	■ 子どもの医療制度に係る対象年齢の拡大は中途であり、今後も引き続き、対象年齢を拡大していくこととなっています。
②かかりつけ医についての啓発の実施	■ 母子健康手帳の交付時や妊産婦教室、乳幼児健診、育児相談など、多くの機会をとらえ、かかりつけ医を持つことの啓発をいっそう進めることが必要です。
③市民病院の医師の確保	■ 産婦人科医師の減少により市民病院でのお産の受け入れを制限せざるを得ない状況も発生しています。 ■ 小児科医療及び産科医療については、その体制のあり方を検討するとともに、両科の医師の確保に努める必要があります。

（３）施策の方針

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境を実現できるよう、保護者の医療費負担の軽減、小児、産科医療の充実・確保に取り組みます。

（4）重点事業

重点事業は、次の３つの事業です。

子ども医療費の通院にかかる助成対象年齢をさらに拡大するほか、かかりつけ医の普及・啓発、そして、市民病院の整備と医師確保に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①子ども医療費の助成	通院に係る助成対象年齢を拡大し、入院、通院ともに中学校３年生の年度末にします。	中学校３年生までの入院・通院の医療費の無料化 （現状：入院は中３、通院は小５まで無料化）	**保険年金課**
②かかりつけ医を持つことの普及・啓発	母子健康手帳交付時や妊産婦教室、乳幼児健診、育児相談などの機会に、かかりつけ医を持つことの啓発を行います。	かかりつけ医を持つ割合を向上 （現状：91.8%）	**保健センター**
③市民病院の小児医療体制の確保	市民病院の小児科医療及び産科医療の体制を確保するため、両科の医師確保に努めます。	受診に支障をきたさない医師数の確保	**市民病院**

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①休日・夜間医療		
・休日夜間急病診療所 ・市民病院時間外診療	休日及び夜間においては、休日夜間急病診療所、深夜においては市民病院の時間外診療で救急医療を提供します。	**保健センター 市民病院**
②地域小児･産科関係医療機関との連携体制の強化	医師会等と連携の強化について協議し、地域の医療体制の整備を図ります。	**保健センター**

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図るために、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解する、また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるような取組みを進め、さらには、生きる力を育むような学校における教育環境を整備する必要があります。

そこで、アンケート調査結果から、子どもたちの将来に対する意識や地域との関わり方、親子の関わり方、学校に対する意識などを把握する中で、課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①小さな子どもとふれあう機会を持った中学生は増えていない

■ 将来「子どもを持って育てたいと思う」という中学生は 49.4%で、５年前の調査（旧豊川市調査 43.4%）から増加しています。

■ 中学生が小さな子ども（小学校に入る前の乳幼児）とふれあう機会については、「ふれあうことはない」が 39.1%で、５年前の調査（旧豊川市調査 36.4%）から増加しており、乳幼児とのふれあいを持った中学生は増えておらず、次代の親づくりの取組みのさらなる推進が求められる状況と言えます。

《小さな子ども（小学校に入る前の乳幼児）とふれあう機会》

（中学生調査）

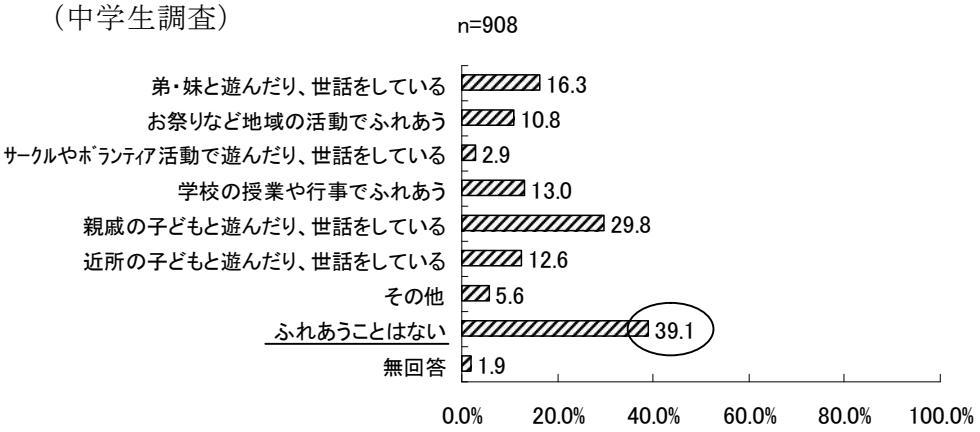

②性別役割分業に対する意識が変化している

■ 「男性は仕事をする、女性は仕事をするよりも家庭で家事や子育てをするほうがよい」という考え方については、「そう思う」が 20.0%で、５年前の調査（旧豊川市調査 22.4%）から減少しており、性別役割分業に対する意識の変化がうかがえます。

《男性は仕事、女性は仕事よりも家庭という考え方について》

（市民調査）

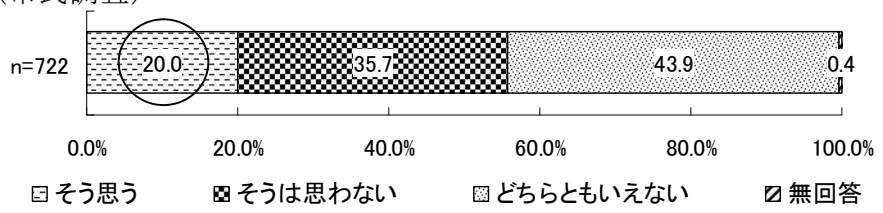

《前ページの続き》

③「ゆずりは」の市民への周知が十分とは言えない	■ 小学生の保護者における心理教室相談「ゆずりは」の認知度は50.9%と、半数以上に認知されているものの、５年前の調査（旧豊川市調査 56.4%）からは増えておらず、市民への周知が十分とは言えない状況です。
④中学生の地域活動への関心は、以前と比べて高まってはいない	■ 中学生の学校行事以外の地域活動への参加状況は、「スポーツ活動」が 49.2%と最も多く、次いで「特にない」が 27.9%と続いています。 ■ 今後の参加希望は「特にない」が 50.0%と最も多く、同回答は５年前の調査（旧豊川市調査 48.3%）から増加しており、地域活動への関心が高まってはいない状況がうかがえます。
⑤地域活動の活発化のポイントは「参加のしやすさ」、「連携」、「拠点整備」	■ 子どもや子育てにかかわる地域活動の活発化に必要なこととして、「参加しやすい子育てグループづくりを支援する」、「地区ごとの子ども会、公民館の活動などの連携を図る」、「地域活動や子育て相談の拠点になる場を整備する」の３つが上位にあがっています。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 事業体系

【施策】 【事業】（下線は重点事業）

3－1 次代の親の育成

- **重点** 小学生や中学生、高校生と乳幼児のふれあい体験活動
- **重点** 男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意識醸成のための啓発
- 中学生の職場体験

3－2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- **重点** 施設訪問、奉仕活動、自然体験活動、ふれあい交流活動などの体験学習
- **重点** 地域文化や歴史、伝統の教育の充実
- **重点** 信頼され、開かれた学校づくり
- **重点** 学校のICT環境整備
- 少人数指導や習熟度別指導
- 児童・生徒の健康管理
- 健やかな体の育成に向けた体育の授業や運動部活動
- 防犯や救急処置等、安全管理の総合的な取組み
- 特色ある学校づくり事業
- 通学区域の弾力的運用
- 学校施設の改造・改築

3－3 家庭や地域の教育力の向上

- **重点** 家庭教育事業
- **重点** 子育てサポーターの養成
- 民生委員児童委員、主任児童委員活動の推進
- 健康づくり推進員活動の推進
- 生涯学習情報の収集と提供
- 地域の人材や専門分野に優れた社会人の協力による教育

3－1 次代の親の育成

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、次代の親の育成に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 中学生と乳幼児のふれあい体験を実施し、学校での出前講座を行いました。
- ■ 豊川市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画に関する情報誌の発行、講演会や講座を開催し、男女が共に子育てに携わる意識の醸成に努めてきました。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①ふれあい体験の機会の拡大	■ 中学生のふれあい体験学習により多くの生徒に体験させるためには、学校との連携を深めることが必要です。
②豊川市男女共同参画推進条例のＰＲ等	■ 男女共同参画に対する意識の向上を図るため、豊川市男女共同参画推進条例の施行や基本計画（平成 22 年度策定予定）をＰＲし、意識向上を図る事業を実施していく必要があります。

（3）施策の方針

男女共同参画の視点での広報・啓発とともに、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするための取組みを推進します。

（4）重点事業

重点事業は、次の２つの事業です。

保健センターの事業や学校教育を通じて、小学生や中学生、高校生と乳幼児のふれあい活動を推進するほか、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する広報啓発に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①小学生や中学生、高校生と乳幼児のふれあい体験活動			
・ふれあい体験	自らの命の大切さや家族の絆を考える機会とし、生きる力を育むため、保健センター事業に児童生徒を参加させ乳幼児とふれあいの場とします。	参加者数の増加（現状：年間 11 人）	**保健センター**
・胎児模型・沐浴人形等教材貸し出し	胎児模型や沐浴人形等の教材の貸し出しや情報交換により、学校教育現場で行う命の大切さの教育を、側面的に支援します。	貸出件数の増加 年間　42 件（現状：５件）	
・幼稚園、保育園体験	学校教育の中では、総合的な学習の時間、中学校家庭科、職場体験学習等、乳幼児とふれあうなどの活動を通して、乳幼児への関心を深め、関わり方を工夫したり、子どもが育つ環境としての家族の役割について学びます。	全中学校 10 校で実施（現状を継続）	**学校教育課**
②男女が協力して家庭を築き､子どもを生み育てる意識醸成のための啓発	男女共同参画推進条例に基づいて、基本計画（平成 22 年度策定予定）に位置付けるとともに、パンフレット等を配布するなど啓発活動を展開します。	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成	**生活活性課**

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①中学生の職場体験	中学生が地域の商店、企業、公共施設などで職場体験を行い、働くことの意義や大変さを学びます。	**学校教育課**

3－2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 小学校では、「きららの里」での野外活動等、中学校では、職場体験学習等を実施し、豊かでたくましい心を育てる体験活動に取り組んでいます。
- ■ 児童生徒の様子を広く市民に見ていただくことをねらいとして、学期に１回「学校の日」を設けています。
- ■ 各学校では、子どもたちに確かな学力を身につけさせるために、授業研究、少人数指導、地域の人材を活用した授業づくりを行っています。
- ■ 専門的な知識をもった司書が小学校と中学校を巡回し、読み聞かせ、本の紹介、図書館環境を整備するなどの活動を通して、読書好きな子どもを育てています。また、平成 21 年度より、小学校４校に学校図書館常設司書を配置しました。（緊急雇用対策）

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①子どもたちに「生きる力」の習得に向けたさらなる取組み	■ 子どもたちに「生きる力」（自分で課題を見つけ、よりよく問題を解決する能力、豊かな人間性、たくましく生きるための体力）をさらに身につけさせる必要があります。
②自然・環境学習等、体験活動の充実	■ 環境については、自然との共存を通して考え、地域全体で継続して行うことが大切であり、今後とも引き続き活動をする必要があります。 ■ 子育て支援に関係する団体等からの声として、「親子で参加できる生活体験・自然体験活動」の充実を求める声が多く、身近な地域の資源を活用し、自然、歴史、文化、奉仕活動など、さまざまな体験機会を提供していくことが求められます。
③思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくり	■ 基礎的・基本的な知識・技能を活用して、思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりを進めていく必要があります。

《前ページの続き》

④市民参加の促進による地域と密着した学校づくり	■ 学校運営協議会、学校サポーター事業等の一層の活用を図り、特色ある学校づくり、地域と密着した学校づくりを行っていかなければなりません。
⑤学校現場への情報機器の整備	■ 小中学校のＩＣＴ化を進め、より分かりやすい授業づくりを行っていく必要があります。

（３）施策の方針

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、地域と連携した取組みの推進や開かれた学校づくり、学校の教育環境等の整備に努めます。

（４）重点事業

重点事業は、次の４つの事業です。

学校と地域が連携した体験学習や地域文化、歴史、伝統の学習に力を入れていくほか、信頼され、開かれた学校づくりに向けて、さまざまな機会や媒体を通じて、学校からの情報発信に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①施設訪問、奉仕活動、自然体験活動､ふれあい交流活動などの体験学習	児童・生徒の興味・関心を生かし、主体的・自発的な学習を促す「体験活動」を行います。 特に、小学校では、「きららの里」での集団宿泊活動、中学校では、職場体験学習の充実を図ります。	全小中学校 36 校で実施 （現状を継続）	**学校教育課**
②地域文化や歴史、伝統の教育の充実			
・「とよかわ」の発行 ・史跡、遺跡の活用	伝統と文化に直接触れる機会を充実させることにより、郷土を愛する心を育てるとともに、異なる文化を理解し、尊重する態度を養います。 小学３、４年生の社会科副読本「とよかわ」の改訂を行います。	全小学校 26 校で副読本「とよかわ」を利用した授業を実施 （現状を継続）	**学校教育課**

事業名	事業内容	目標	担当課
③信頼され、開かれた学校づくり			
・学校の日活動推進事業	学期に１回「学校の日」を設け、広く市民に学校を公開します。	全小中学校 36 校で実施 （現状を継続）	学校教育課
・ホームページ作成	学校の様子について、ホームページを活用して、情報発信します。	全小中学校 36 校で実施 （現状を継続）	
・学校運営協議会	学校と保護者、地域住民とが一緒になって、創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めます。	全小中学校 36 校で実施 （現状を継続）	
④学校のＩＣＴ環境整備	学校にデジタルテレビ、校内ＬＡＮ等の整備をし、児童・生徒に分かりやすい授業を行います。	全小中学校 36 校で実施 （新規に実施）	学校教育課 教委庶務課

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①少人数指導や習熟度別指導		
・ティームティーチング 非常勤講師活用事業	２人の先生で一緒に授業を進めたり、クラスを少人数に分けて指導したりすることで、個別に細かな助言や学習支援を行います。	学校教育課
・学級運営支援事業	個別指導を特に必要とする子どもがいる学級へ講師の先生を派遣します。	
②児童・生徒の健康管理		
・児童健診（血液検査）	小児成人病の予防、早期発見など、子どもたちの健康管理を行います。	学校教育課
・親と子の健康教室	生活習慣病予防が必要な児童・保護者に対して、生活習慣について見直す機会を提供します。	保健センター 学校教育課
③健やかな体の育成に向けた体育の授業や運動部活動	各小中学校では、子どもたちの健やかな成長を願って、さまざまな部活動に取り組みます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
④防犯や救急処置等、安全管理の総合的な取組み		
・不審者出没マップと一覧表作成	通学区域内の危険個所を子どもたちに知らせます。	**学校教育課**
・中学校卒業式期間警備	落ち着いた卒業式を迎えることができるように、関係機関とも連携を図り、警備を行います。	
・緊急地震速報受信装置の整備	全小中学校に緊急地震速報受信装置を設置します。	**防災対策課**
⑤特色ある学校づくり事業	明日の豊川を担う人づくりを推進するために、学校や地域の実情に合った特色ある学校づくりを進めます。	**学校教育課**
⑥通学区域の弾力的運用		
・就学指定校変更及び区域外就学	学年途中の転居や障害等配慮を要する場合など、就学指定校変更の弾力的運用を図ります。	**学校教育課**
⑦学校施設の改造・改築	子どもたちが学ぶ環境を整えるよう計画的に改造・改築を行います。	**教委庶務課**

３－３ 家庭や地域の教育力の向上

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、家庭や地域の教育力の向上に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 中学生の保護者対象の家庭教育講座、幼稚園・保育園の園児の保護者対象の乳幼児期子育て講座を開催するとともに、子育てに関する情報を提供しています。
- ■ 市が支援する市民活動団体が、自主事業として子育てサポーター養成講座を開催し、地域での子育てへの関心を広げ、身近で相談できる人とのつながりに乏しい人たちに子育ての楽しさを伝えるため、実際に子育て支援の場で活躍できる市民活動者（子育てサポーター）の養成を図っています。
- ■ 子育てサポーターの資質向上を図るため、リーダー養成講座を開催しています。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①家庭教育事業の新たな展開	■ 家庭教育事業については、国の委託事業を中心に進めてきましたが、これが終了したため、今後の展開について、関係機関が連携しながら検討していく必要があります。
②子育てサポーターの確保と活動地域の拡大	■ 地域の教育力のさらなる向上のためには、子育ての支援を受けた方が、子育てを終えた後、子育てサポーターとして活躍できるような体制づくりを進めるなど、子育てサポーターを今後も確保し、活動する地域も広げていく必要があります。
③関係者による問題意識の共有化	■ 子育てサポーターや主任児童委員との連携を密にして、子育てに関する問題への意識の共有化を進めることが重要です。

（３）施策の方針

子どもたちを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域における教育力の総合的な向上を図るよう、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

（4）重点事業

重点事業は、次の２つの事業です。

生涯学習講座や各小学校区青少年健全育成推進協議会の活動を通じて、家庭の教育力を高める取組みに力を入れていくほか、子育てサポーターの養成とともに、その活動場所の拡大を図ります。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①家庭教育事業	地域生涯学習講座の中で、親子や子ども対象の講座を充実させるとともに、各小学校区青少年健全育成推進協議会による家庭教育講演会や親子ふれあい活動を通じて、家庭の教育力向上を図ります。	地域生涯学習講座を全中学校区10校区で実施（小坂井地区１中学校区新規に実施） 青少年健全育成推進協議会活動を全小学校区26校区で実施（小坂井地区２小学校区新設）	**生涯学習課**
②子育てサポーターの養成			
・子育てサポーター養成講座	実践的な養成を行うとともに、講座修了者が地域や市の事業などで活動できるような仕組みづくりを進めます。	養成講座 年１回 受講者数 10人/年 （新規に実施）	**子ども課**

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①民生委員児童委員、主任児童委員活動の推進		
・主任児童委員連絡会・研修会	定期的に連絡会を開催し、主任児童委員との連携を図るとともに、研修会を開催して活動に必要な知識の取得を支援します。	**社会福祉協議会** **子ども課**
・主任児童委員活動の場の提供	乳幼児健診や育児相談の場でともに母子を見守る意識の共有を図ります。	**保健センター**

事業名	事業内容	担当課
②健康づくり推進員活動の推進	地区での活動を支援するとともに、乳幼児健診、育児相談・指導の場でともに母子を見守る意識の共有を図ります。	**保健センター**
③生涯学習情報の収集と提供	生涯学習ガイドブック、地域生涯学習だよりなどを作成し、より充実した生涯学習情報を提供するとともに、教材の活用促進を図ります。	**生涯学習課**
④地域の人材や専門分野に優れた社会人の協力による教育		
・学びとふれあい子ども教室	教育や子育てに興味のある大学生の協力を得て、夏休み期間中の子どもたちの主体的な学習を支援します。	**学校教育課**
・学校サポーター事業	さまざまな知識、経験、技術を持つ地域の人々に、サポーターとして学校を支援していただくことで、家庭・地域・学校が連携して子どもを育てていく環境を整備します。	**教委庶務課**

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れの親が安全・安心に外出できる環境づくりや子どもたちが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進める必要があります。

そこで、アンケート調査結果から、外出における問題意識を把握する中で、課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①公共施設等の子育てバリアフリーが進んでいると感じていない	■ 子ども連れの買い物や散歩などで特に困ることについて、交通機関のベビーカー移動への配慮不足に関する回答が５年前の調査（旧豊川市調査　16.6%）から減少する一方、トイレや授乳する場所に関する回答は５年前の調査（旧豊川市調査　それぞれ 22.5%、6.1%）から増加しています。 ■ 交通機関における環境整備が徐々に進む一方、市民は公共施設等の子育てバリアフリーが進んでいると感じていない状況です。 **《子ども連れの買い物や散歩などで特に困ること》** （未就学児童保護者調査） 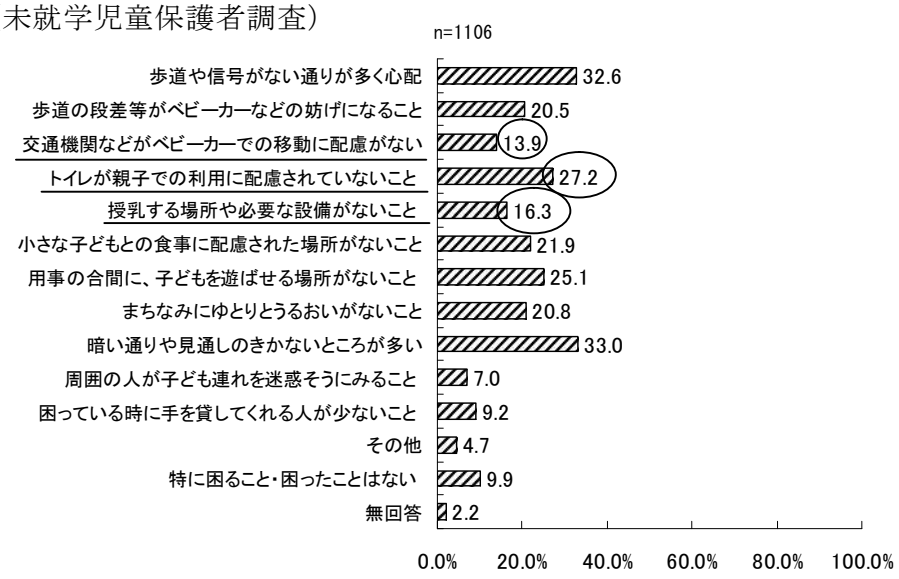
②市民における防犯意識の高まりにあわせた環境整備の必要性	■ 子ども連れの買い物や散歩などで特に困ることについて、「暗い通りや見通しのきかないところが多い」が 33.0%で最上位となっており、５年前の調査（旧豊川市調査 29.4%）から増加しています。 ■ 子育て支援に関して、小学生の保護者が市に期待することは、子ども医療の充実に次いで、「子どもの防犯・安全対策を充実してほしい」が 58.8%と上位にあがっています。 ■ これらは、市民における防犯意識の高まりを反映した結果と言え、それにあわせた環境整備の必要性がうかがえます。

４ 子育てを支援する生活環境の整備　事業体系

【施策】	【事業】（下線は重点事業）
４－１　良質な住宅と居住環境の確保	重点 市営住宅整備事業
	市営住宅福祉枠優先入居制度
	民間優良賃貸住宅の供給促進
	土地区画整理事業
４－２　安心して外出できる環境の整備	重点 歩道の確保や段差の解消などによる安全安心な歩行者空間の確保
	重点 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり
	都市公園における段差の解消等の改修
４－３　安全・安心なまちづくりの推進等	重点 防犯灯設置費・電気料金補助
	重点 犯罪の防止に配慮した公園の整備

４－１　良質な住宅と居住環境の確保

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、良質な住宅と居住環境の確保に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 豊川西部地区、豊川駅東地区、一宮大木地区で土地区画整理事業を進めています。
- ■ 市営住宅では、八幡住宅Ｂ棟 20 戸を整備し、提供しました。
- ■ 地域優良賃貸住宅制度を周知し、民間の優良賃貸住宅の供給を促しています。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①市営住宅の建替え	■ 市内には老朽化が進んだ市営住宅があり、建替えを検討し、進めていく必要があります。
②地域優良賃貸住宅制度の活用促進	■ 地域優良賃貸住宅制度の周知方法を再考し、活用の成果をあげることが課題です。
③土地区画整理事業の着実な推進	■ 土地区画整理事業を計画どおり着実に進め、早期完了を目指していく必要があります。

（３）施策の方針

子育てを担う若い世代を中心に、良質な住宅と居住環境を提供するため、土地区画整理事業を進めるとともに、市営住宅の改修・建替えを進めます。

（4）重点事業

重点事業は、次の事業です。

老朽化した市営住宅について、順次改修・建替えを進め、子育て世代やその他市民に良質な住宅を供給します。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①市営住宅整備事業	老朽化が進んだ施設を中心に、緊急度に応じて改修・建替えを進めます。	市営住宅改築率（小坂井地区を除く）の向上 89.9%以上 （現状：85.1%）	建築課

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①市営住宅福祉枠優先入居制度	市営住宅福祉枠優先入居制度の周知・普及を図ります。	建築課
②民間優良賃貸住宅の供給促進		
・地域優良賃貸住宅制度の周知・普及	地域優良賃貸住宅制度の周知・普及を図ります。	建築課
・あんしん賃貸支援事業の周知・普及	あんしん賃貸支援事業の周知・普及を図ります。	
③土地区画整理事業	区画整理事業を通じて、良好な居住環境を確保します。	区画整理課 豊川駅東区画整理課 一宮総合支所建設課

4－2 安心して外出できる環境の整備

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、安心して外出できる環境の整備に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 市道池田並松線、諏訪川線をはじめとして歩道設置を行いました。
- ■ 公園における段差解消等の改修を順次進めています。
- ■ 交通バリアフリー基本構想を策定し、これに基づき、名古屋鉄道本線国府駅自由通路のエレベーター設置や国府駅周辺地区の段差解消などのバリアフリー化を実施しました。
- ■ 公共施設の状況を調査し、公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり計画を策定し、今後の整備の指針としています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①市内未整備路線の歩道整備の計画的な推進	■ 歩道設置を含む道路新設事業は、用地補償、工事に多額な費用と歳月が必要になるため、短期間での整備が難しい状況ですが、今後も緊急性、重要性を検証し、市内未整備路線の整備を計画的に進める必要があります。
②新市民病院周辺の整備	■ 新市民病院周辺の安全な道路交通環境の整備を進める必要があります。
③公園における段差解消等	■ 段差解消等の改修が必要な公園はまだ多数あり、引き続き実施していく必要があります。
④交通バリアフリー基本構想の着実な事業化	■ 平成 22 年度以降の交通バリアフリー基本構想の後期計画を着実に事業化し、構想の達成を目指していく必要があります。
⑤子育て世帯が安心して利用できる公共施設の整備	■ 子育て世帯にやさしいまちづくり計画を指針として、公共施設を子育て世帯が安心して利用できるように整備を進めていく必要があります。

（3）施策の方針

ユニバーサルデザインを念頭におきながら、妊産婦、乳幼児連れの親など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園の段差の解消等のバリアフリー化、公共施設の整備を計画的に進めます。

（4）重点事業

重点事業は、次の２つの事業です。

ベビーカーなどでも安全安心に歩行できるよう、歩道の確保や段差の解消を進めるとともに、公共施設における子育て世帯にやさしいまちづくりを進めます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①歩道の確保や段差の解消などによる安全安心な歩行者空間の確保	道路改修が必要な箇所について、緊急度等に応じて整備を進めます。 新市民病院周辺地区において必要な歩道設置、段差解消等の歩行者空間の整備を進めます。	「歩行者にとって道路の安全性」市民満足度の向上 38%以上 （現状：32%） 新市民病院周辺地区のバリアフリー化実施 （新規に実施）	**都市計画課 土木課 維持管理課**
②公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり	公共施設を子ども、親子、妊婦等が使いやすいものにするよう計画的に整備します。	児童・福祉関連公共施設 16 施設中 14 施設に幼児用便座を整備 （現状：4 施設）	**子ども課 各課**

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①都市公園における段差の解消等の改修	安全で使いやすい公園とするよう、既設公園の段差解消を計画的に進めます。	**維持管理課**

４－３ 安全･安心なまちづくりの推進等

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、安全・安心なまちづくりの推進等に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 町内会が設置する防犯灯について、設置費と電気料に対し、補助を実施しています。
- ■ 各小学校区の青少年健全育成推進協議会が中心となり、少年指導委員とも連携して、非行防止活動など、子どもの安心・安全な環境づくりの推進を図っています。
- ■ 公園を囲む樹木は、低木で透視性を高めるなど、犯罪の防止に配慮した公園の新設及び改修を順次進めています。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①老朽化した防犯灯の取り替え	■ 過去に設置した防犯灯の中には、老朽化が進んできたものもあり、その更新が課題となっています。 ■ 環境に配慮する観点から、輝度が高く、電気消費量の少ないＬＥＤ蛍光灯への取り替えも検討していく必要があります。
②犯罪防止に配慮した公園の改修	■ 死角のある公園等はまだあるため、今後も計画的に犯罪防止に配慮したものにしていく必要があります。

（３）施策の方針

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、防犯灯の整備や維持管理についての支援を推進します。

公園については、犯罪等の防止に配慮した環境設計に努めます。

（4）重点事業

重点事業は、次の２つの事業です。

より明るい防犯灯の設置に力を入れていくほか、犯罪の防止に配慮した死角の少ない公園の整備を図ります。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①防犯灯設置費･電気料金補助	防犯灯設置と電気料金に対する補助の拡充を図るとともに、環境に配慮した防犯灯設置について対応するよう努めます。	計画期間中に1,250 基の新設又は取替えに補助	**生活活性課**
②犯罪の防止に配慮した公園の整備	緊急度・重要度に応じて、死角をなくすなどの対策を講じます。	５事業における都市公園の整備 ・御油松並木公園整備事業 ・手取山公園整備事業 ・スポーツ公園整備事業 ・大橋縄手公園整備事業 ・豊川西部土地区画整理地内公園整備事業 （新規に実施）	**都市計画課** **維持管理課**

（5）関連事業

この施策については、重点事業のみです。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備を進める必要があります。

そこで、アンケート調査結果から、仕事と子育ての両立を阻害する要因や必要とされている支援等を把握する中で、課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①仕事時間を優先している母親は、理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていない方が多く見られる

■ 未就学児童を持つ母親の生活の中での現実と理想を見ると、現実として仕事時間を優先している場合は、80%近くの方が理想としては家事時間を優先したいと考えており、多くの方が理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていません。

■ また、現実として家事（育児）時間を優先している場合では、約 20%の方が理想としては仕事時間を優先したいと考えています。

《母親のワーク・ライフ・バランスの理想と現実》

（未就学児童保護者調査）

		合計	母親の生活の中での理想				
			仕事時間を優先したい	家事（育児）時間を優先したい	プライベートを優先したい	その他	無回答
全体		594 100.0	84 14.1	390 65.7	69 11.6	26 4.4	25 4.2
母親の生活の中での現実	仕事時間を優先している	231 100.0	19 8.2	184 79.7	19 8.2	7 3.0	2 0.9
	家事（育児）時間を優先している	312 100.0	65 20.8	193 61.9	47 15.1	7 2.2	0 0.0
	プライベートを優先している	5 100.0	0 0.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0
	その他	18 100.0	0 0.0	7 38.9	0 0.0	11 61.1	0 0.0
	無回答	28 100.0	0 0.0	4 14.3	0 0.0	1 3.6	23 82.1

上段：回答数　下段：構成比（%）

②育児休業制度の活用促進に向けた取組みの必要性

■ 未就学児童を持つ母親がフルタイムで就労している場合は、育児休業取得率は 57.9%、父親の取得率は１%に満たない状況です。

■ 国の調査『平成 19 年度雇用均等基本調査』と比較すると、国の取得率（女性 89.7%、男性 1.56%）を下回る結果となっており、育児休業制度の活用促進に向けた取組みの必要性がうかがえます。

【参考】国の「子ども・子育て応援プラン」の目標値は、男性 10%、女性 80%

《前ページの続き》

③企業に対する両立支援への期待がより高まっている	■ 市民が両立支援策として必要と考えているものは、「就学前の児童に対する保育サービスの充実」が 69.7%、「職場の支援制度の充実」が 62.3%と、これらが上位２つとなっています。 ■ 「就学前の児童に対する保育サービスの充実」との回答は、５年前の調査（旧豊川市調査 69.7%）と変わらない一方、「職場の支援制度の充実」との回答は、５年前の調査（旧豊川市調査 60.3%）から増加しており、企業に対する両立支援への期待がより高まっていることがうかがえます。 《両立支援策として必要なもの》 （市民調査） 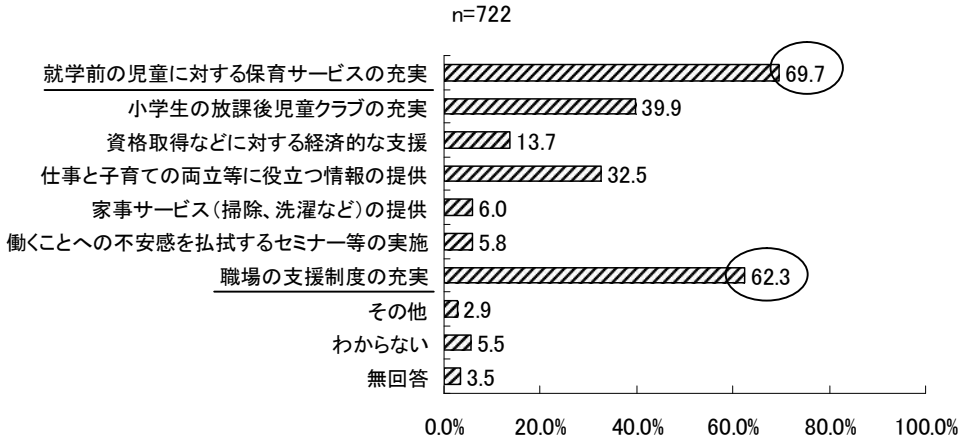

５ 職業生活と家庭生活との両立の推進　事業体系

【施策】	【事業】（下線は重点事業）
５－１　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	■ 重点 働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発 ■ 重点 固定的な性別役割分担意識の改革を推進するための啓発 ■ 育児休業制度、介護休業制度の普及・啓発 ■ 「特定事業主行動計画」の推進

５－１　多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

■ 国等が発行した育児休業制度等に関するリーフレットを市役所窓口カウンターなどで配備・配布し、ポスターを掲示しています。また、母子健康手帳発行時、就業妊婦に対しては、働きながら安心して妊娠・出産を迎えるための制度の啓発、リーフレット等を配布しています。

■ 働き方の見直し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の改革については、情報紙や市広報で情報を発信し、啓発に努めています。

■ 豊川市男女共同参画推進条例を制定し、職場における対等な参画（事業者の役割として固定的な性別役割分担意識に基づく制限をしないことなど）とワーク・ライフ・バランスの推進を図りました。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①ワーク・ライフ・バランスのさらなる啓発	■ 事業主、従業員への周知はまだまだ不足しており、事業主、従業員に対して、より有効な周知方法を検討することが必要です。 ■ 近年、仕事と家庭、その他の社会生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が国でも論議され、雇用機会均等法の改正や、育児介護休業法の改正なども実施されていますが、男性を含めた制度活用を促す対策が課題です。 ■ 職業安定所等関係機関と連携し、さらなる啓発（育児休業制度の啓発、事業所内託児施設の設置に対する助成制度の周知等）を実施する必要があります。
②豊川市男女共同参画推進条例に基づく具体的事業の推進	■ 男女共同参画の推進については、条例に基づく基本計画（平成22年度策定予定）を策定し、意識改革を図る具体的事業を推進していく必要があります。
③庁内各課の連携による取組み	■ この施策については、市の中でも、啓発推進窓口の一元化がされておらず、今後は庁内各課の連携について検討した上で、より有効な周知・啓発を進めていく必要があります。

（3）施策の方針

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識など、働きやすい環境を阻害する諸要因の改善を図るとともに、国、県、関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発等を実施します。

（4）重点事業

重点事業は、次の２つの事業です。

働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、より効果的な啓発手段を検討、実施していくほか、男女共同参画の啓発活動を実施していきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①働き方の見直し、職場優先の意識の改革を推進するための啓発			**商工観光課 生活活性課 子ども課**
・周知用パンフレット、チラシの作成及び配布 ・市広報による啓発	仕事と家庭の両立を支援するための啓発用パンフレット・チラシを独自に作成し、配布します。 関係機関・団体と連携し、有効な啓発手段を検討し、実施します。	従業員５人以上の事業所を対象 3,000 部 市広報１回/年発行 （新規に実施）	
②固定的な性別役割分担意識の改革を推進するための啓発			
・市広報による啓発 ・情報紙「ゆい」による啓発 ・市ホームページでの啓発	６月の男女共同参画週間及び 10 月の男女共同参画推進月間においては、市広報紙により啓発活動をします。 また、啓発情報紙「ゆい」を年間２回発行するとともに、市ホームページにおいてもタイムリーに啓発活動を展開します。	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民の割合 36%以下 （現状：43%）	

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①育児休業制度、介護休業制度の普及・啓発		
・母子健康手帳発行時の啓発	夫婦が協力して子育てを行なうことの大切さについて啓発を行います。	**保健センター**
②「特定事業主行動計画」の推進	市が策定した「特定事業主行動計画（後期 計画期間 平成 22 年度～平成 26 年度）」を着実に推進します。	**人事課**

6 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保する活動や、犯罪等の被害から守るための活動等を推進する必要があります。

そこで、アンケート調査結果から、防犯活動にかかわる課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①不審者情報をはじめとする防犯情報などへの関心の高まり	■ 小学生の保護者が子育てに関して入手したい情報は、学校に関する情報に次いで「不審者や交通安全など子どもの安全に関する情報」が 61.8%で上位となっており、不審者情報をはじめとする防犯情報などへの関心の高まりがうかがえます。 **《子育てに関して入手したい情報》**（小学校就学児童保護者調査） 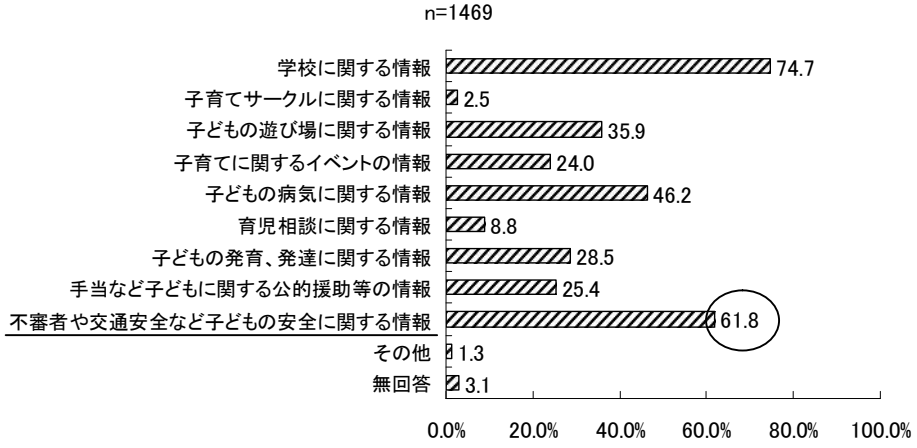
②市民における防犯意識の高まりにあわせた防犯活動のさらなる推進の必要性	■ 子育て支援に関して、小学生の保護者が市に期待することは、子ども医療の充実に次いで、「子どもの防犯・安全対策を充実してほしい」が 58.8%と上位です。 ■ これは、市民における防犯意識の高まりを反映した結果と言え、それにあわせた防犯活動のさらなる推進の必要性がうかがえます。
③メディアを正しく使う知識を周知する取組みの必要性	■ 携帯電話等やパソコンのインターネットの利用のルールについて、親と「話をしたことがある」という中学生が 54.7%、「話をしたことがない」が 43.6%となっています。 ■ 子どもが犯罪被害に遭わないよう、メディアの正しい利用のルールを自覚し、大人と同じように責任を考え、正しい行動ができるよう周知する取組みの必要性がうかがえます。 **《携帯電話等の利用のルールを親と話をしたこと》**（中学生調査） 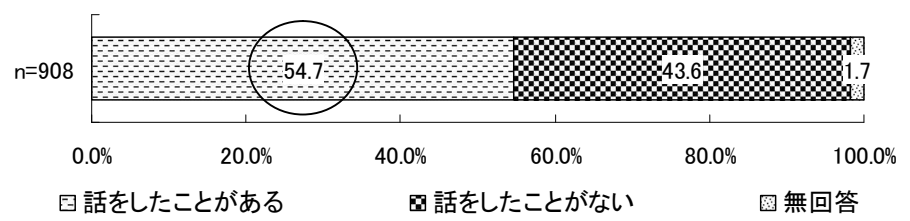

６ 子どもの安全の確保　事業体系

【施策】

【事業】（下線は重点事業）

６－１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- **重点** 子ども及び子育てを行う親への交通安全教室
- 交通指導員の配置、小中学生交通安全教室
- チャイルドシート・ジュニアシートの貸出
- 通学用ヘルメットの支給
- 幼児の保護者等に対するチャイルドシートの正しい使用法の指導・助言、情報提供
- 交通安全フェアの開催
- 安全基準適合三人乗り自転車の普及・啓発

６－２　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- **重点** 学校付近や通学路等におけるパトロール活動
- **重点** 防犯ボランティア活動の支援
- **重点** 防犯学習・講習
- 防犯ブザーの配布
- 防犯情報の提供
- 小中学校防犯メール配信事業
- 犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換

６－１　子どもの交通安全を確保するための活動の推進

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、子どもの交通安全を確保するための活動の推進に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

■ 子どもを交通事故から守るために、小学校入学前の幼児を対象に「交通安全教室」の実施を呼びかけ、市内幼稚園・保育園の約９割の園で毎年開催しています。また、小中学校でも交通安全教室を開催しています。

■ 園児の保護者にも交通安全の意識と知識を学んでもらうために、「幼児交通安全クラブ（さくらんぼクラブ）」への加入を促進し、市からは活動費の一部を補助しています。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①「幼児交通安全クラブ（さくらんぼクラブ）」への加入促進等	■ 園児と保護者が一緒に交通安全の意識と知識を学ぶ「幼児交通安全クラブ（さくらんぼクラブ）」への加入を促進する必要があります。

（３）施策の方針

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

（4）重点事業

重点事業は、次の事業です。

親子ぐるみの交通安全教育を組織的、継続的に実施する「幼児交通安全クラブ（さくらんぼクラブ)」の設立の促進及び活動の充実、強化を図ります。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①子ども及び子育てを行う親への交通安全教室	幼稚園や保育園を対象に幼児交通安全クラブの設立を促し、既設クラブの活動の活性化を図ります。	毎年２園ずつクラブの設立（現状：20 クラブ）	生活活性課

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①交通安全指導員の配置､小中学生交通安全教室	市内全小学校区に交通指導員を配置し、登下校時の安全指導をしたり、自転車教室・幼児交通安全教室を実施し、交通事故の防止と交通安全の啓発を図ります。	生活活性課
②チャイルドシート･ジュニアシートの貸出	臨時的な需要に応じるため、貸出しを行っています。	生活活性課
③通学用ヘルメットの支給	新入学児童全員に通学用ヘルメットを支給します。	生活活性課
④幼児の保護者等に対するチャイルドシートの正しい使用法の指導･助言、情報提供	正しい使用方法を促すチラシを配布したり、市のホームページで周知します。	生活活性課
⑤交通安全フェアの開催	親子で楽しみながら交通安全を学べる行事を開催します。	生活活性課
⑥安全基準適合三人乗り自転車の普及･啓発	展示と体験試乗を実施し、普及・啓発を図ります。	生活活性課

６－２ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

（１）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 市内で活動する防犯ボランティア団体の多くが登下校時の見守りや付添を行っており、その活動が継続されるように支援を行い、毎年会議を開き、情報交換の場を設けています。
- ■ 小坂井地区を除く 24 小学校区に「青少年健全育成協議会」を組織し、各校区内の家庭教育の振興や非行防止活動と有害環境の浄化等の活動を行っています。この活動の一環で「スクールガード」「見守り隊」等の名称で、登下校時に、あいさつの大切さや交通ルールを守ることの大切さを啓発するとともに、全小学校区で青色回転灯の装着による防犯啓発パトロールを委託し、不審者から子どもたちを守るための防犯活動に取り組んでいます。
- ■ 小中学校には、防犯カメラを設置し、不審者侵入を抑止しています。
- ■ 不審者出没情報等を提供する防犯メール配信事業を開始し、これを活用して地域ぐるみの防犯活動を強化しています。
- ■ 学校では、防犯講習会等を開催し、子どもが犯罪に巻き込まれないように指導しています。

（２）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①ＰＴＡ・警察などの関係機関の連携による多様な防犯活動の実施	■ 子どもの帰宅後から保護者の帰宅までの時間が手薄となるため、子どもたち自身で犯罪から身を守る知識の習得の必要性が高く、ＰＴＡ・警察などとの連携による防犯講座等の多様な防犯活動の検討が必要です。 ■ 不審者に対するさまざまな施策によって、重大事件は起こっていませんが、不審者事案ゼロには至っておらず、携帯電話等による出会い系サイトを利用した事件も同様です。 ■ 警察や関係機関、関係企業との連携の充実が求められます。
②子ども自身の防犯力を高める対策	■ 地域の防犯活動とともに、犯罪に巻き込まれないように、子ども自身の防犯力を高める取組み（例　携帯電話を通じた犯罪に巻き込まれないようなメディアリテラシーの向上　など）を行う必要があります。

（３）施策の方針

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯啓発パトロールを実施するとともに、学校付近や通学路等において、ＰＴＡ等の学校関係者や防犯ボランティアの協力を得てパトロール活動を推進します。

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。

（４）重点事業

重点事業は、次の３つの事業です。

登下校時の見守りとあいさつ運動を推進するとともに、防犯ボランティアの活動を一層支援し、地域の防犯体制を強化します。

また、子ども自身や親の防犯に関する能力を高めるため、犯罪を防ぐ方法等を分かりやすく伝える防犯学習・講習に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①学校付近や通学路等におけるパトロール活動			
・校区青少年健全育成推進協議会 ・防犯ボランティアによる活動 ・防犯啓発パトロール委託	登下校時の見守りとあいさつ運動を推進します。 防犯ボランティアの活動を一層支援することにより、活動を拡充して、地域の防犯体制を強化します。 また、昼間と夜間の青色回転灯装備車によるパトロールを継続し、子どもの下校時の安全の確保を図ります。	青少年健全育成推進協議会活動を全小学校区26校区で実施 （小坂井地区２小学校区新設） 昼間のパトロールは年間１小学校区 30 回を実施し、夜間のパトロールは３台で、土日・祝日を除く毎日２時間実施 （現状を継続）	**生涯学習課** **学校教育課** **生活活性課**
②防犯ボランティア活動の支援	活動支援を拡充して、活発化を図ります。	毎年４団体の立ち上げを支援 （現状：31 団体活動中）	**生活活性課**
③防犯学習・講習			
・防犯講話 ・防犯教室	タイムリーな話題を取り入れ、犯罪を防ぐ方法等を分かりやすく講義します。	毎年 24 回開催 （現状を継続）	**生活活性課** **学校教育課**

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①防犯ブザーの配布	登下校時の防犯対策のために新入学児童全員に防犯ブザーを配布します。	生活活性課
②防犯情報の提供	不審者情報は情報確認後速やかに市ホームページに載せ、犯罪発生状況は、広報・ホームページに定期的に掲載します。	生活活性課
③小中学校防犯メール配信事業	不審者等が出没したときには、子どもたちや保護者、防犯団体などに対して注意喚起をするために、メール配信を行います。	教委庶務課 学校教育課
④犯罪等に関する関係機関・団体の意見交換		
・市安全なまちづくり推進協議会	四季の安全なまちづくり市民運動に合わせ、校区ごと各団体による連携を計画し、事前の会議で他校区に紹介し、意見交換を実施します。	生活活性課

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

福祉関係者のみならず、県、医療、保健、教育等の関係機関・団体の協力体制のもと、児童虐待の防止対策の推進や母子・父子家庭への支援、障害児施策の充実を図る必要があります。

そこで、アンケート調査結果から、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応にかかわる関係法律やその内容の周知の状況を把握する中で、課題や今後の方向性を探ります。

市民の実態とニーズ

①児童虐待に関する通告義務などについて市民への周知が十分とは言えない

■ 児童虐待を発見したときは児童相談所などに連絡（通告）する義務があることについて、「知っている」という市民が 39.5%、「連絡したほうがよいとは思っていたが、義務だとは思っていなかった」が 34.5%となっています。

■ 市民の半数以上は通告義務を知らないとの結果で、市民への周知が十分とは言えない状況です。

■ まわりで児童虐待を「見聞きしたことがある」という市民は 4.8%という状況で、見聞きした場合の対応は、「特に何もしていない」が 37.1%となっています。児童虐待を見聞きした３人に１人以上は、特に行動を起こしていない状況となっており、その理由は「虐待かどうか確信が持てなかった」、「どこに連絡すればよいのかわからなかった」などと回答しており、これも市民への周知が十分とは言えない状況を反映したものと言えます。

《児童虐待を見聞きしたときの通告義務について》（市民調査）

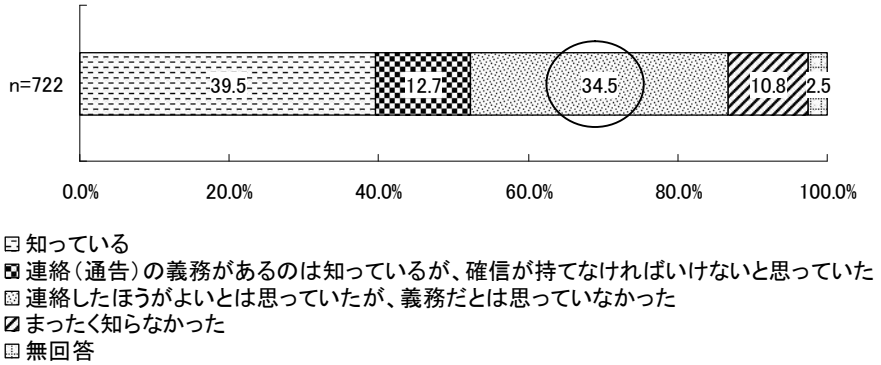

《児童虐待を見聞きした場合の対応》（市民調査）

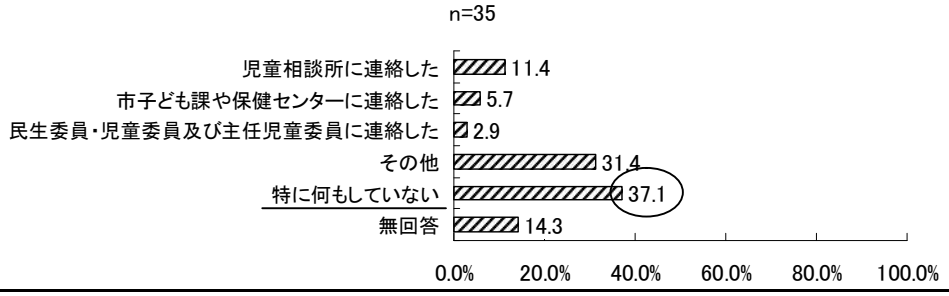

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 事業体系

【施策】	【事業】（下線は重点事業）
7－1 児童虐待防止対策の充実	重点 要保護児童対策地域協議会
	養育支援訪問事業
7－2 母子・父子家庭等の自立支援の推進	重点 母子家庭自立支援給付金事業
	母子家庭等医療費の助成
	母子家庭等の相談事業
	母子家庭等手当支給
	母子家庭等日常生活支援事業
7－3 障害児施策の充実	重点 障害のおそれのある児への支援対策
	重点 保育園における障害児の受入れ
	重点 障害児への特別支援教育
	障害児保育連絡会
	児童クラブにおける障害児の受入れ
	児童デイサービスセンター（ひまわり園）事業
	居宅介護等事業
	日中一時支援（地域生活支援事業）
	就学相談

7－1 児童虐待防止対策の充実

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、児童虐待防止対策の充実に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 関係機関・団体からなる要保護児童対策地域協議会で、要保護児童に関する情報交換、実態把握、支援の内容に関する協議を行い、要保護児童の早期発見、迅速な支援に努めています。
- ■ 関係機関向けの研修を行い、児童に関わる関係者の資質向上に向けた取組みを行い、児童虐待防止活動に努めています。
- ■ 市民に対する啓発活動として、広報での周知、ちらしの配布等を実施しています。
- ■ 子どもが生まれた世帯を対象に、保健センターの看護師が訪問し、育児情報の提供を行うこんにちは赤ちゃん事業を実施するとともに、養育の支援が必要な可能性の高い世帯には、子ども課の養育支援訪問事業で助産師と保健師が訪問し育児相談・指導を行っています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①関係機関、市民の両面への児童虐待等に関する啓発の継続	■ 要保護児童対策で一番重要なのは、児童虐待等を未然に防ぐことです。 ■ 児童虐待防止のため、引き続き関係機関、市民の両面に児童虐待等に関する啓発（通告義務、通告先など）を行う必要があります。
②養育支援が特に必要とされる親子への早期の支援等	■ 養育支援が特に必要とされる親子への早期の支援、妊娠から出産・育児期に対する子育て支援、次代に親となる児童に対する教育等の活動を着実に進めることが必要です。

（３）施策の方針

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な対策を推進するとともに、関係機関・団体や地域との協力体制の下で、きめ細かな対応を進めます。

（４）重点事業

重点事業は、次の事業です。

要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関の連携による要保護児童への迅速な対応とともに、児童虐待予防活動に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①要保護児童対策地域協議会	協議会の関係機関等と連携し、要保護児童への対応に迅速にあたるとともに、児童虐待予防活動を実施します。	協議会　年２回 研修会　年１回 実務者会議　年12回 開催 （現状を継続）	子ども課

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と思われる家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行います。	子ども課

7－2 母子･父子家庭等の自立支援の推進

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、母子・父子家庭等の自立支援の推進に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 自立支援訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの自立支援給付金事業により、母子家庭の母の経済的な自立のための職業能力の向上を図っています。
- ■ 平成 18 年度から母子相談員を「母子自立支援員」と名称を改め、安定した就労へとつなげるための職業訓練や講習会などの紹介を行い、自立の促進を図っています。
- ■ ひとり親家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減に努めています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①自立支援訓練給付金の活用促進	■ 自立支援給付金事業のうち自立支援訓練給付金については、受給者が想定よりも少なく、より一層の周知が必要です。
②総合的な自立支援策の立案、実行	■ 母子家庭の自立のためには、就業支援をはじめとする、総合的な支援策の立案、実行が必要です。
③昨今の経済状況を踏まえた対応	■ 昨今の経済状況の低迷による就労環境の悪化が、自立のための大きな弊害となっていることが懸念されます。

（3）施策の方針（母子家庭等自立支援計画）

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成 20 年厚生労働省告示第 248 号)」の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子・父子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な自立支援対策の実施に努めます。

（4）重点事業

重点事業は、次の事業です。

母子家庭自立支援給付金事業の周知に力を入れて、母子家庭の自立支援を推進します。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①母子家庭自立支援給付金事業	給付期間が拡充された高等職業訓練促進給付金を中心に、離婚時窓口相談時や手当現況届出時に広く周知し、利用者増を図りながら母子家庭の自立を推進します。	給付金受給者数 年間　15 人 （現状：７人）	**子ども課**

（5）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①母子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の児童と親の医療費負担を軽減します。	**保険年金課**
②母子家庭等の相談事業		
・母子自立支援員相談	母子自立支援員により、就労等に役立つ情報を案内することで、母子家庭の自立を促進します。	**子ども課**
③母子家庭等手当支給		
・児童扶養手当（国制度） ・市遺児の育成をはかる手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進させるよう、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	**子ども課**
④母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等が社会的な事由により、一時的に日常生活援助が必要な場合、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図ります。	**子ども課**

7－3 障害児施策の充実

（1）前期の取組みと現況

本市では、前期計画期間において、障害児施策の充実に関する次のような取組みを実施しました。

前期の取組みと現況

- ■ 平成 21 年度より、障害児保育指定園として中学校区に１園（全９園）で障害児の受け入れを実施しています。
- ■ 広汎性発達障害などのため、一斉指導では指導の難しい児童生徒へ個別の支援を行うため、平成 16 年度から担任の補助として非常勤講師の配置を開始しました。当初 12 名の配置でスタートしたこの学級運営支援事業も平成 18 年度には 19 名、19 年度には 26 名、20 年度には 33 名と講師数の増加を図っています。
- ■ 平成 20 年度から、身体介助等特別な支援が必要な児童生徒の在籍する学校に特別支援教育支援員派遣事業を開始し、現在、市内５校に支援員を配置しています。
- ■ 障害の原因となる疾病の予防及び早期発見・治療の推進のため、妊婦、乳幼児に対する健康診査を実施しています。

（2）課題

前期計画の進ちょく状況、計画対象者へのアンケート調査、関係機関・団体へのアンケート調査及びヒアリング調査の結果から、この施策における課題を次のとおり整理しました。

課題

①関係分野の連携による切れ目のない支援	■ 医療、保健、福祉、教育などの連携を強化し、児童を中心とした切れ目のない支援を行えるように環境を整える必要があります。 ■ 広汎性発達障害と診断される児童生徒やその疑いのある児童生徒への切れ目のない対応にあたり、早期発見・早期対応の体制強化（臨床心理士の確保等）を検討する必要があります。 ■ 関係者から課題としてあがった就学前児童に関わる機関と小学校との情報共有のあり方（申し送りの仕方等）を再検討する必要があります。
②適切な時期に適切な相談ができるような相談体制づくり	■ 適切な時期に適切な相談ができるような相談体制が必要であるとともに、相談機関との連携を密にしていく必要があります。

《前ページの続き》

③発達相談のスタッフ確保	■ 発達相談については、スタッフの確保が難しい現状です。
④障害児保育の推進	■ 障害児指定園は、必ずしも住所地の小学校区ではない場合もあるため、兄弟が別々の園に通っているケースもあります。 ■ 指定園１園の障害児の数が多いため、統合保育が難しくなる園もあります。
⑤補助員の増員	■ 近年、広汎性発達障害と診断される児童生徒やその疑いのある児童生徒が増加傾向にあります。 ■ 通常学級に在籍する障害のある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、適切に支援していくことが求められています。 ■ 現在、33 名の学級運営支援補助員を配置していますが、現場からは更なる非常勤講師の配置要望が出されており、補助員を増員することが必要になっています。
⑥長期休暇や放課後における日中一時支援の強化	■ 市内には利用できる日中一時支援事業所が４つしかなく、利用定員が 35 人程度となっているため、長期休暇中や放課後に利用しにくい状況となっています。

（３）施策の方針

外部の関係機関とも連携しながら、子どもの状況の把握、保護者からの相談、療育や各種サービスの提供、保育や教育など、切れ目のない一貫した総合的な取組みを推進します。

（4）重点事業

重点事業は、次の３つの事業です。

乳幼児健診事後相談や障害児保育において、発達の遅れや育児について、迷いや不安を持つ保護者に対する相談支援の充実とともに、必要な人員配置を実施します。

また、学校においては、発達障害があり指導困難な児童・生徒を抱える学級への非常勤講師の配置などを通じて、個別的な指導・対応の充実に力を入れていきます。

重点事業

事業名	事業内容	目標	担当課
①障害のおそれのある児への支援対策			
・乳幼児健診事後相談（訪問・個別・集団）	発達の遅れや育児について、迷いや不安を持つ保護者に対し保健師や発達相談員等専門職が定期的に相談を受けています。 相談に当たっては、現在の子どもの発達状況を客観的にとらえ、子どもの特徴や苦手な部分を探り状況に合わせた関わり方を保護者と共に考え、子どもや家族にとってよりよい生活環境が整うよう支援します。 必要に応じて医療機関や療育機関など、他機関につなげます。	適切な相談機関等につながった率の増加（新規に調査）	**保健センター**
②保育園における障害児の受入れ	障害児受け入れへのニーズが高まり、指定園だけでは統合保育の難しい状況にあることから、地域的にニーズがあれば、公立保育園での実施と同時に民間保育園に対しても実施を要請します。 それに伴い、積極的な人員配置や財政支援を行います。	障害児保育実施保育園数 13 園（現状：９園）	**子ども課**
③障害児への特別支援教育			
・学級運営支援事業	発達障害があり指導困難な児童・生徒を抱える学級へ非常勤講師を配置し、個別的な指導及びティームティーチングを実施することにより、学級運営の正常化を図ります。	36 名の非常勤講師の派遣（現状：33 人）	**学校教育課**
・特別支援教育支援員派遣事業	身体介助等特別な支援を必要とする児童・生徒が学校生活を円滑に送ることができるようにするために、特別支援教育支援員を派遣します。	必要とする学校への支援員の派遣（現状：５人）	

（５）関連事業

施策の方針に従い、次の関連事業を実施します。

関連事業

事業名	事業内容	担当課
①障害児保育連絡会	情報交換のため年２回連絡会を開催し、また指定園では保健師を交えたケース検討会を行い、障害児保育に関する知識の向上を図ります。	子ども課
②児童クラブにおける障害児の受入れ	障害児対応指導員の配置等により、受け入れ体制を整えます。	子ども課
③児童デイサービスセンター（ひまわり園）事業	就学前の心身障害児とその保護者に対して、日常生活における基本的動作の訓練等を行います。	福祉課
④居宅介護等事業	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、生活援助サービスや身体介護サービスの提供をします。	福祉課
⑤日中一時支援（地域生活支援事業）	障害児を介護している家族が、社会的理由又は私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し、家族の介護の負担の軽減を図ります。	福祉課
⑥就学相談	障害のある子どもの適正な就学について、相談活動を行います。	学校教育課

第4章　サービス目標事業量

国への報告が義務づけられた特定 12 事業について、計画の最終年度（平成 26 年度）における各サービスの目標事業量を以下の算出手順に基づき設定します。

図 21　サービス目標事業量の算出手順

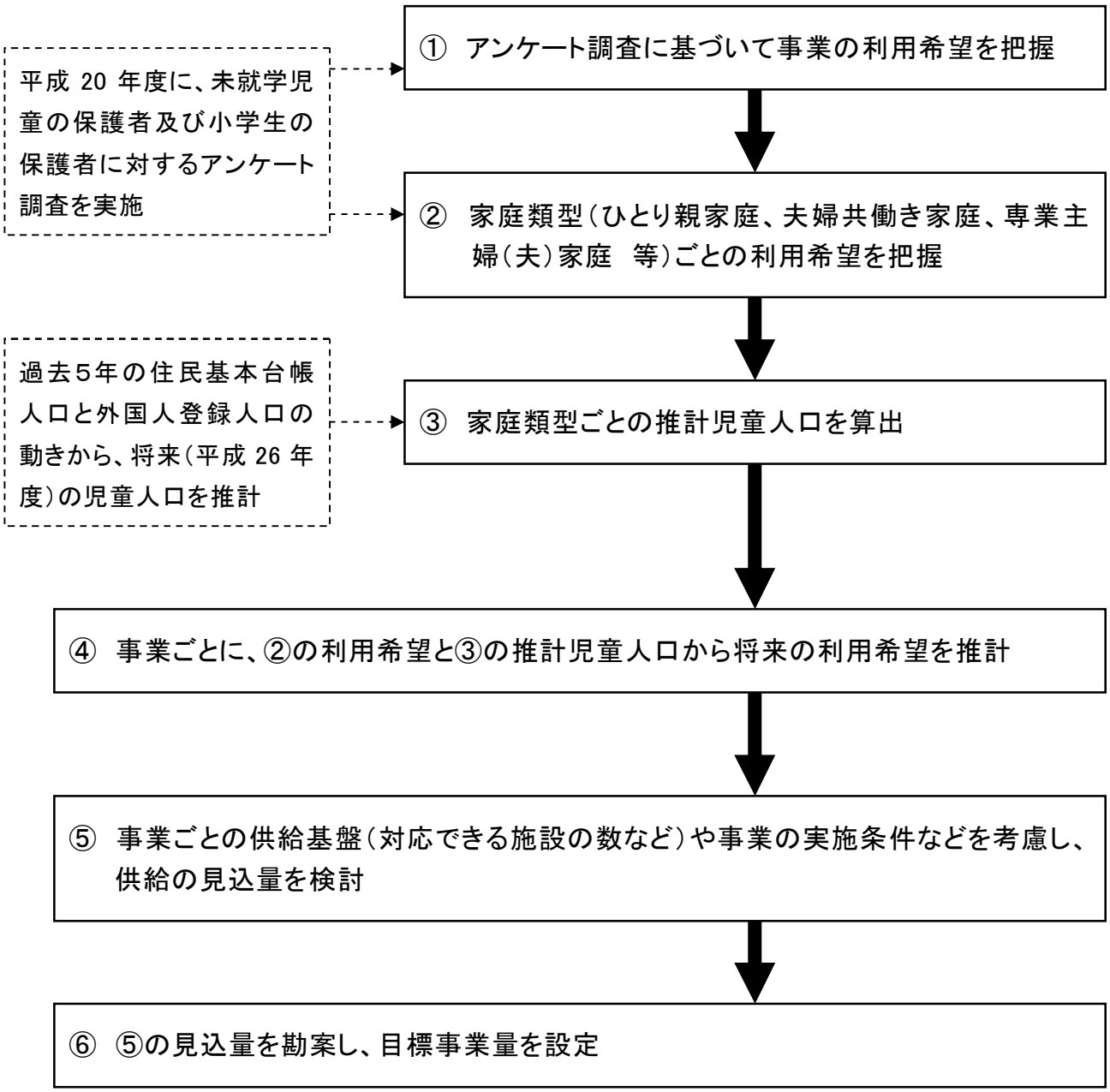

表 10 特定 12 事業の概要

事業名	概要
通常保育事業（認可保育所での事業及び家庭的保育事業）	保護者が就労等のために、日中に家庭において十分に保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。 なお、家庭的保育事業は、保育士または看護師の資格を持つ人が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において３歳未満児などを保育する事業です。
特定保育事業	保護者の就労形態の多様化（パート就労等）に伴う保育需要の変化に対応して、家庭での保育が困難な乳幼児を対象に、週２～３日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業です。
延長保育事業	保護者の始業・終業時間や通勤等により、通常保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。
夜間保育事業	保護者の就労形態や就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時（基本）まで保育を行う事業です。
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う事業です。
休日保育事業	日曜日等休日に、保護者が就労等のために日中に保育できない児童を認可保育所で保育する事業です。
病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）	病中や病気回復期にある児童を保育所・病院等（施設型）において保護者にかわって保育を行う事業です。
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童（主に小学１～３年生が対象）を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。
地域子育て拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。
一時預かり事業	保護者が、病気や家族の看護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する事業です。
ショートステイ事業	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において短期間（１週間程度）児童を養育・保護する事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	保育所までの送迎、保育終了後や外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織のことで、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

表 11 特定 12 事業のサービス目標事業量

事業名	単位	実績	目標事業量	増減
		平成21年度	平成26年度	
通常保育事業(認可保育所での事業及び家庭的保育事業)	定員数合計(人)	4,577	**4,768**	191
	3歳未満児定員数(人)	915	**1,283**	368
	うち家庭的保育(人)	未実施	**未実施**	―
	3歳以上児定員数(人)	3,662	**3,485**	▲ 177
	うち家庭的保育(人)	未実施	**未実施**	―
特定保育事業	実施か所数(か所)	未実施	**未実施**	―
延長保育事業	実施か所数(か所)	14	**16**	2
	定員数(人)	225	**255**	30
夜間保育事業	実施か所数(か所)	未実施	**未実施**	―
トワイライトステイ事業	実施か所数(か所)	2	**2**	0
休日保育事業	実施か所数(か所)	1	**1**	0
	定員数(人)	15	**15**	0
病児・病後児保育事業(病児・病後児対応型)	実施か所数(か所)	1	**1**	0
	延利用日数(人日)	1,160	**1,160**	0
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	実施か所数(か所)	27	**31**	4
	定員数(人)	1,065	**1,590**	525
地域子育て拠点事業	実施か所数(か所)	10	**12**	2
一時預かり事業	実施か所数(か所)	10	**12**	2
	延利用日数(人日)	14,500	**17,400**	2,900
ショートステイ事業	実施か所数(か所)	3	**3**	0
ファミリー・サポート・センター事業	実施か所数(か所)	1	**1**	0

第４部　計画の推進・点検・評価の体制

1　次世代育成支援対策地域協議会

この計画を着実に推進していくため、前期計画から引き続き「次世代育成支援対策地域協議会」において、各年度の進捗状況を総合的に点検・評価し、実情にあわせて見直しを行います。

なお、協議会等で点検した計画の進捗状況は、市の広報やホームページへの掲載等により、年１回市民へ公表します。

図 22　次世代育成支援対策地域協議会の役割

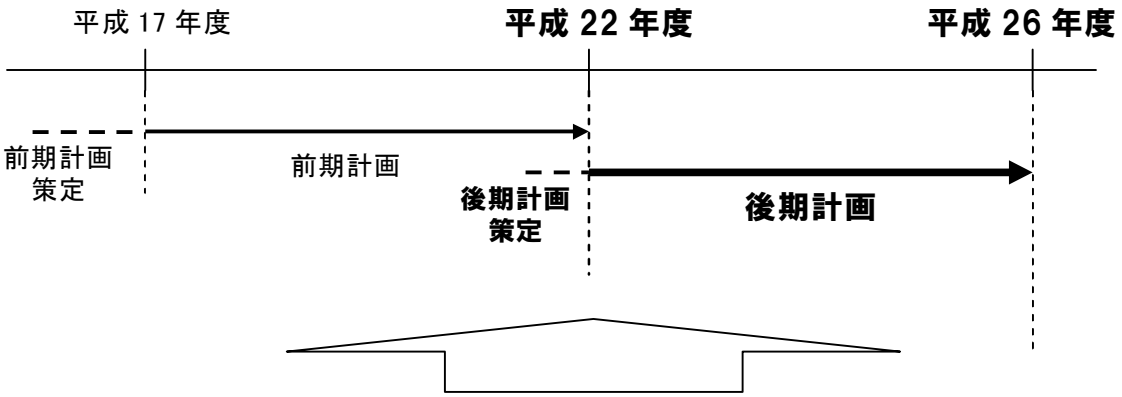

次世代育成支援対策地域協議会

（次世代育成支援対策推進法第 21 条に基づき、対策の推進に関し必要となるべき措置について協議する組織）

【構成】
学識経験者
保健･医療･福祉･教育等関係機関の代表者
その他

2　関係機関の連携による事業の推進

本市は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、子育て支援や児童の健全育成、母子の健康づくり等に関する事業を進めており、今回の計画の推進にあたっても、既存の会議や連携の取組みを継続・充実させて、効果的な事業を着実に進めていきます。

資料

1 計画策定の経過

この計画は、次の経過を経て策定に至りました。

表 12 計画策定の経過 （今後の予定を含む）

年	月日	内容
平成 21 年	３月	計画対象者へのアンケート調査実施
	５月 21 日	第１回豊川市次世代育成支援対策地域協議会
	６月 10 日	第１回地域行動計画連絡調整会
	７月	関係機関・団体へのアンケート調査実施
	７月 ８日	第２回地域行動計画連絡調整会
	７月 30 日	第２回豊川市次世代育成支援対策地域協議会
	８月	関係機関・団体へのヒアリング調査実施
	９月 ４日	第３回地域行動計画連絡調整会
	９ 月 18 日	第４回地域行動計画連絡調整会
	10 月 15 日	第３回豊川市次世代育成支援対策地域協議会
	10 月 19 日	第５回地域行動計画連絡調整会
	11 月 ５日	第６回地域行動計画連絡調整会
	11 月 19 日	第４回豊川市次世代育成支援対策地域協議会
平成 22 年	１月	パブリックコメントの実施
	２月 18 日	第５回豊川市次世代育成支援対策地域協議会

2 豊川市次世代育成支援対策地域協議会

この計画の策定に関わった「豊川市次世代育成支援対策地域協議会」の設置要綱及び委員名簿は、次のとおりです。

豊川市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

（設置及び目的）

第１条　次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第８条第１項の規定に基づく豊川市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「地域行動計画」という。）の策定及び推進について市民及び専門家等の意見を広く反映させるとともに、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、豊川市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域行動計画の策定に関すること。

(2) 地域行動計画の推進及び評価に関すること。

(3) 次世代育成支援対策への市民参加及び地域参加に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げる委員をもって組織する。

２　委員は、市長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱をした日からその年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

３　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

（意見の聴取）
第７条　協議会は、必要に応じて会議において委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
（連絡調整会）
第８条　協議会に地域行動計画連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置し、別表２に掲げる構成員で組織する。
２　連絡調整会は、地域行動計画の策定及び推進に関し必要な事項について情報交換及び検討を行い、その構成員は、必要に応じて協議会の会議に出席する。
（事務局）
第９条　協議会の事務局は、健康福祉部子ども課において行う。
（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成１８年３月３０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

協議会委員名簿

学識経験者（中部福祉専門学校長）	大河　一夫	会長
私立幼稚園母の会代表（豊川東幼稚園母の会長）	岩田　りつ子	
保育園保護者会代表（御油保育園保護者会長）	芦沢　繭美	
小中学校ＰＴＡ連絡協議会代表（女性研修委員）	河合　智子	
とよかわ子育てネット代表	伊奈　克美	
穂の国まちづくりネットワーク代表	神谷　典江	副会長
私立幼稚園協会代表（愛知双葉幼稚園長）	阿部　康子	
小中学校長会代表（代田小学校長）	細野　文治	
医師会代表（おおにしこどもクリニック院長）	大西　正純	
商工会議所代表（労働委員会委員長）	太田　昌彦	
民生委員児童委員協議会代表（会長）	齋藤　良孝	
愛知県東三河福祉相談センター地域福祉課主幹	高木　明則	
豊川市健康福祉部長	田口　真彦	

別表２（第８条関係）

連絡調整会構成員名簿

健康福祉部子ども課長
健康福祉部子ども課主幹
健康福祉部子ども課課長補佐
企画部企画課課長補佐
健康福祉部福祉課課長補佐
健康福祉部保険年金課課長補佐
健康福祉部保健センター課長補佐
生活活性部商工観光課課長補佐
生活活性部生活活性課課長補佐
建設部都市計画課課長補佐
教育委員会学校教育課課長補佐
教育委員会生涯学習課課長補佐

（小坂井町）

健康福祉課長
健康福祉課課長補佐

3 計画対象者へのアンケート調査の概要

市民の子育ての実態や要望・意見などを把握することを目的に、平成21年２月に「次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）策定のためのアンケート調査」を実施しました。

なお、このアンケート調査は、合併前の旧豊川市と旧小坂井町がそれぞれ調査を実施したものであり、それぞれの調査の回答結果を１つに統合し、集計を行いました。

旧市町合わせた調査の対象及び回収状況は、次のとおりです。

表 13 アンケート調査の対象及び回収状況

種類	配布対象数	回収数		
			有効票	回収率
未就学児童の保護者調査	2,000	1,106	1,106	55.3%
小学校就学児童の保護者調査	2,000	1,469	1,469	73.5%
中学生調査	1,000	908	908	90.8%
市民調査	1,700	722	722	42.5%
総計	6,700	4,205	4,205	62.8%

（単位:票）

なお、市民から寄せられた主な自由意見を分野ごとにまとめると、次のとおりです。

（１）未就学児童の保護者調査

■ 自由意見に含まれる意見・提案・要望のキーワードをまとめると、「保育サービスの充実」に関する意見等が最も多く、「放課後児童クラブ」を含めると、全体の約４分の１が一時的または定期的な預かりなどのサービスへの意見等

■ 次いで「子ども・親子の遊ぶ場の充実」、「両立への理解・支援制度の充実」、「保育料への不満」と続く

■ 「保育サービスの充実」に関する意見・提案・要望の詳細を見ると、「保育園の入園条件の緩和」に関する意見等が最も多く、次いで「一時保育の充実」、「延長保育の充実」と続く

図 23 未就学児童の保護者調査 意見・提案・要望のキーワード

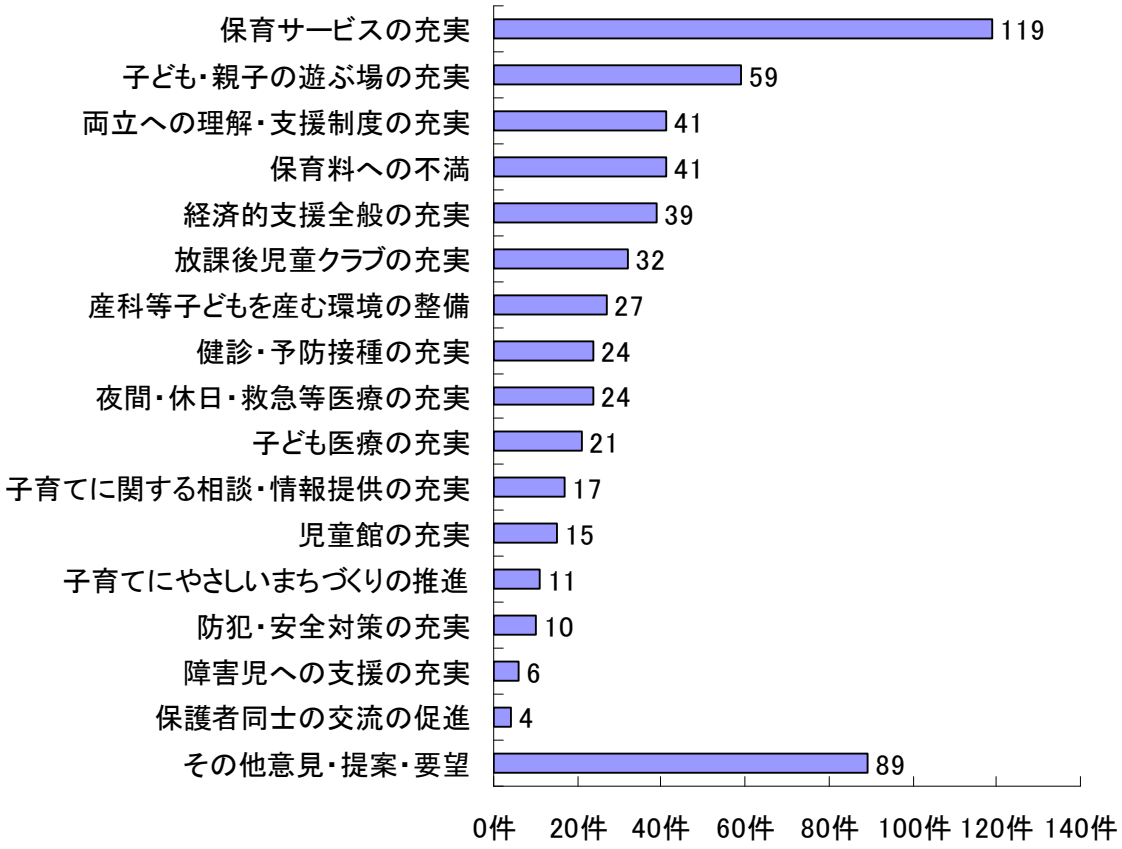

図 24 「保育サービスの充実」に関する意見・提案・要望の詳細

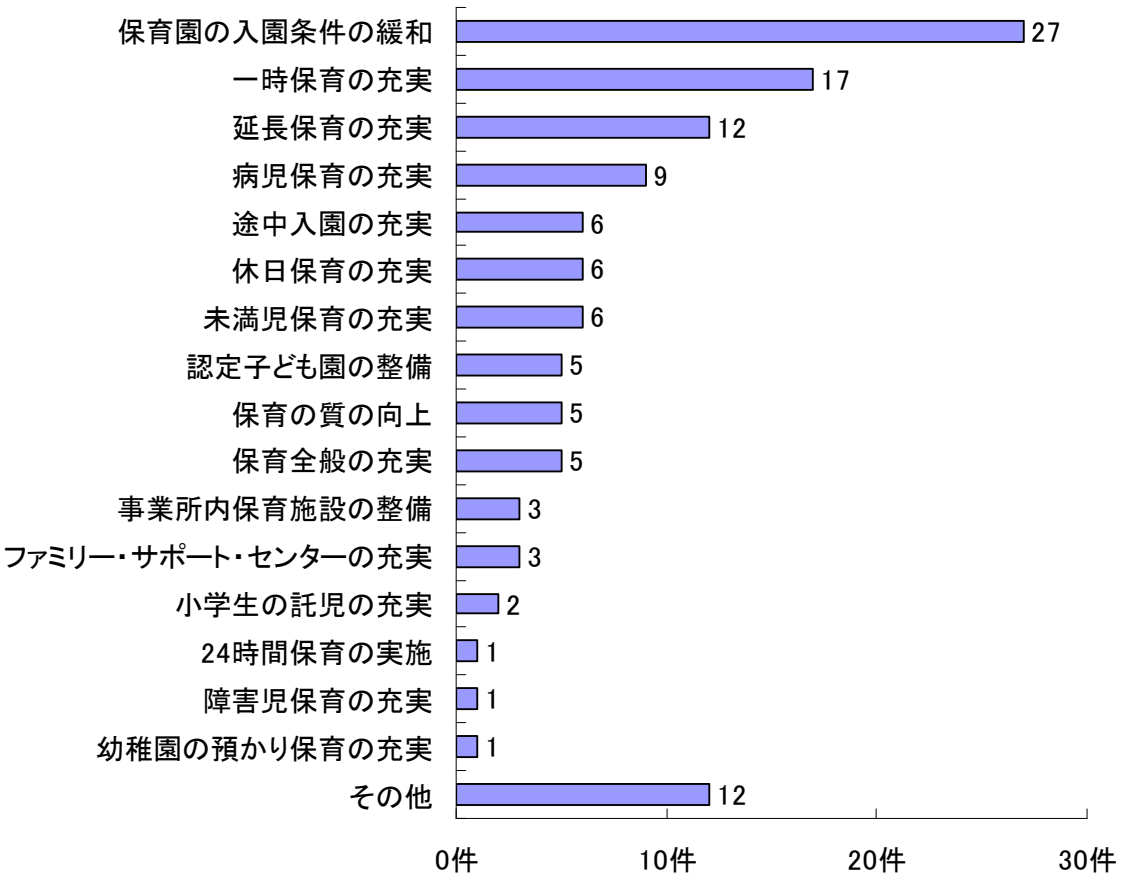

表 14 未就学児童の保護者調査 主な意見・提案・要望

キーワード	年齢	学校区	意見・提案・要望
保育サービスの充実	1歳	代田中	パートだと小さい子供がいるとなかなか仕事が見つかりにくい。保育園に入所を昔のように先にしてくれると気持ちにゆとりもできるし、雇用側も採用しやすくなる。雇用証明や雇用内定証明を先に出すというのは限りなく難しいと思う。
	3歳	南部中	仕事が終わる時間と子供が保育サービスの終わる時間に余裕がない。仕事をしている母親のために、安心して保育していただける環境がほしい。
	4歳	小坂井中	保育園に預けていますが、子どもがいつ病気やけがなどして、保育園から呼び出されるのか分からないので、仕事も「代わりの人が見つかりやすい、休みを取りやすい所」など考えて選ばなくてはいけないし、結局あまりシフトに入れてもらえないので、病気をしても診てくれる場所が町内にあると、とても便利で助かると思います。
	6歳	東部中	仕事をしたいとは思っていますが、また子供が生まれ、しばらくは無理かなと思っています。保育園や学童など週何日か気軽に預けられる制度があれば働こうかと思いますが、0歳児は保育園も難しいと聞きます。また、入りづらいとも聞きます。気軽にパートでも始めたいですが、いろいろ考えると”覚悟”がいるなと感じています。
子ども・親子の遊ぶ場の充実	3歳	中部中	住宅が増え、まわりには子供がたくさんいますが、公園という公園がありません。子供を安心して遊ばせられる公園を造ってほしい。
両立への理解・支援制度の充実	0歳	東部中	共働きの両親が増加しているので仕事と育児を無理なくするには、育児短時間勤務をもっと施行していくべき。職場で申請したが難しいとのこと。
保育料への不満	5歳	音羽中	３人目が欲しいが、保育料など考えると勇気がでない。３人目は年長まで無料にはならないのですか？
経済的支援全般の充実	0歳	金屋中	経済的に余裕がなく、もっと子供がほしいと思うが、妊婦健診、出産費、子育てとお金がかかり困る。もっと子育てしやすい環境をつくってほしい。
放課後児童クラブの充実	0歳	西部中	子供が大きくなったら働きたいと思っていますが、子供が夏休みに入ったらどうすればよいか、いったん働きだすと頼りにされて「もっと出勤して」等のお願いをされそうで、積極的になれずにいます。児童クラブは３年生までしか利用できないようですが、もう少し大きくなるまで受け入れてほしいと、今の私は思います。
産科等子どもを産む環境の整備	5歳	金屋中	産院の減少について、親同士で話題になります。産む不安。これが今、少子化に拍車をかけています。何とかしてほしいです。

キーワード	年齢	学校区	意見・提案・要望
健診・予防接種の充実	3歳	御津中	他市から転入したばかりで、予防接種、健診等のスケジュール管理を全て親が行う事に対して、とまどいを感じました。（対象期間の子が３人いると、こんがらがってしまうのと、先の事だと思い忘れてしまいそうで）
夜間・休日・救急等医療の充実	1歳	南部中	夜間、休日に何かあった時にしっかりと対応できるような小児科を増やしてほしい。
子ども医療の充実	6歳	一宮中	子供３人がアレルギー体質で、ぜんそくや鼻炎などとよく病院にかかります。医療費がかからないうちはよいのですが、大きくなって３人分支払うのはかなり高額になり、辛いです。小学４年以上も無料にはなりませんか？１人につき月額 3000 円以上の負担は補助してくれるとかならないでしょうか。持病のある子供のために、なんとかしてもらえたらと思います。よろしくお願いします。
子育てに関する相談・情報提供の充実	2歳	中部中	実際に相談しようと思っても、どこに相談したら良いかわからない。保健センターでは保育園にと言われ、保育園では、来年度から入園なので実際にその保育園に行くかわからず、保健センターや支援センターを紹介すると言われ、どこで主に相談していいか分からない。
児童館の充実	3歳	御津中	児童館が午後からしか開館していないのは不親切。小さい子供は午前中遊んで、午後はお昼寝タイムなので、児童館に全く行けなくなった。
子育てにやさしいまちづくりの推進	0歳	代田中	自分が子供を出産してみて強く感じるのは、まだまだ子連れに優しい町づくりというのは進んでいないんだなぁということです。ちょっとの買い物や市役所での用事の際、自分がトイレに行きたくなってもトイレの施設自体が非常に使用しづらい状態の所が多かったり、段差が多かったり、休憩できるベンチなども少ない気がします。障害者用の駐車スペースのように、乳児連れ用の駐車スペースなどもあると便利なのになとも感じることがあります。
防犯・安全対策の充実	6歳	南部中	小学校の登下校（特に下校）が心配で仕方ないです。無事帰宅ができるようボランティアの方に連れ添ってもらうなどしてほしい。お礼に何かできる事を子供たちや親からもしてあげられれば、お互い気分良く過ごせると思います。
障害児への支援の充実	5歳	御津中	障害児を抱え、仕事と家事をするのは本当に大変です。障害児の放課後タイプの児童デイサービス、長期休暇の預かりなどもう少し受け入れてもらいたいです。
保護者同士の交流の促進	2歳	中部中	高齢で第一子を出産したため、なかなか同世代の子育てを通した知り合いができない。
その他意見・提案・要望	5歳	西部中	実際、家事、育児、仕事とこなすことは大変難しいと思う。子供が小さいときには特に生活、精神面でも手をかけなければいけないので、そういう面では、肉体的、精神的負担が大きいと思います。

（２）小学校就学児童の保護者調査

- ■ 自由意見に含まれる意見・提案・要望のキーワードをまとめると、「放課後児童クラブ等の充実」に関する意見等が最も多く、「保育サービスの充実」を含めると、全体の約４分の１が一時的または定期的な預かりなどのサービスへの意見等
- ■ 次いで「子ども医療の充実」、「経済的支援全般の充実」、「両立への理解・支援制度の充実」と続く
- ■ 「放課後児童クラブの充実」に関する意見・提案・要望の詳細を見ると、「利用時間帯の延長」に関する意見等が最も多く、次いで「費用面の改善」、「長期休暇中の預かりの充実」、「４年生以降の預かりの充実」と続く

図 25 小学校就学児童の保護者調査 意見・提案・要望のキーワード

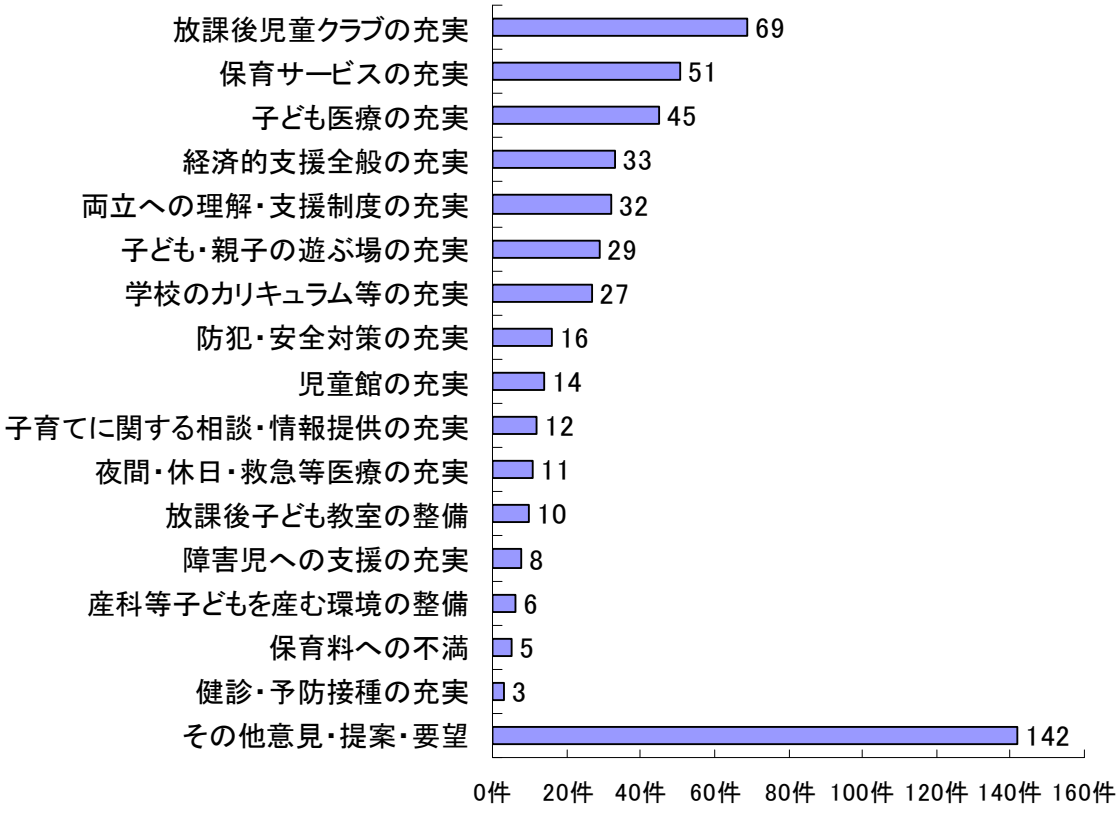

図 26 「放課後児童クラブの充実」に関する意見・提案・要望の詳細

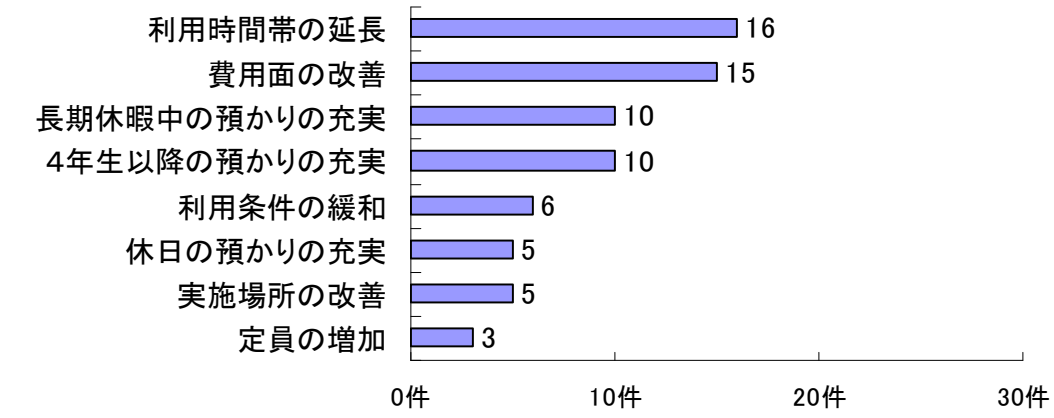

表 15 小学校就学児童の保護者調査 主な意見・提案・要望

キーワード	年齢	学校区	意見・提案・要望
放課後児童クラブの充実	8 歳	代田中	児童クラブの終了時間に迎えが間に合わないので祖父母に頼んである。長期休みの朝も出勤時間が早いので、開所時間を保育園のように延長してもらいたい。
	7 歳	金屋中	夏休みなど児童クラブを利用したいと思ったのですが金額を見てやめました。姉弟で預けると、パートで働いている分の半分はとんでしまうので、もう少し安くなったらと思います。
	10 歳	中部中	児童クラブが３年生までの受け入れになっていますが、長期休み（夏休み、冬休み等）だけでも６年生まで入所できると働きやすくなります。夏休み、冬休みが問題で仕事を辞められる方も多いと思います。（私もそうです）
	10 歳	小坂井中	学童保育の充実。６年生まで受け入れてもらいたい。
保育サービスの充実	7 歳	音羽中	仕事をしながらの子育ては大変です。もう少し、子どもを１日単位で気軽にすぐ預けられる場所がたくさんあると、仕事と子育ての両立ができると思います。
子ども医療の充実	7 歳	西部中	育児にはやはりお金がかかります。この不況の中、さらに厳しいと思います。ぜひ子ども医療の年齢を小学３年生以上に上げてほしいと思います。
経済的支援全般の充実	11 歳	中部中	子どもにかかる経済的負担をとにかく少なくしてほしいです。
両立への理解・支援制度の充実	7 歳	西部中	母親の仕事と子育ての両立はとても難しい。父親は仕事の日は全く育児に関われない。すべて一人でこなさなければならず、負担が大きい。我が家は子供が休みの日は父親が仕事なので、結局、母親が全部、育児、家事を負担します。祖父母や近所のサポートなしでは無理。母親がフルタイムで働くには父親（夫）の協力がないと無理。男性も育休とか短縮業務とかをとれる世の中になると良いなと思う。
子ども・親子の遊ぶ場の充実	9 歳	音羽中	私の家の近くには公園がないため、子供たちが安心して遊べるところがありません。一番近い公園でも車で５分以上あるため、子供たちは家で遊ぶしかないのです。これでは地域の人とふれあいなどできるわけがない。
学校のカリキュラム等の充実	6 歳	金屋中	平成 23 年度から教科書が変わり「ゆとり教育」で削減された内容が戻ってくるにもかかわらず、授業時間はあまり増えないと聞き、少し心配しています。また、土曜日に学校に通えるようになるといいなと思います。
防犯・安全対策の充実	8 歳	一宮中	下校時のボランティアも増えて下さると、安心して下校させることができる。今のままでは、一人になってしまう時など迎えに行かないと心配です。
児童館の充実	7 歳	南部中	児童館は、子供だけの集まる所になりがちで、できれば各地域の町内の年配の方や大人たちに見守られて、子育てができたらと思います。公民館など、地域にすでに根付いた場所を子供たちに開放して、地域の人たちとかかわりながら、成長していくことができる仕組みができたらと考えさせられることがあります。

キーワード	年齢	学校区	意見・提案・要望
子育てに関する相談・情報提供の充実	12 歳	金屋中	育児相談など、もっと気軽に相談出来る様にするといいと思う。なんかお堅い感じがします。ほんの小さな事でも相談出来る場所があるといいと思う。少し話をするだけで親はスッとするから・・・。
夜間・休日・救急等医療の充実	11 歳	中部中	夜間や緊急時の病気や困った時などに相談できる医療機関や設備等も充実させてほしいです。子育ては社会全体でするものだと思います。
放課後子ども教室の整備	8 歳	金屋中	名古屋市居住の友人が放課後子供教室を時々利用していると聞きます。働いていないと児童クラブは利用できません。働いている親の子供は安全な場所が確保され、働いていない親の子供にそのような場所がないのは不公平です。子供が複数いれば、時にはどちらかをどこかに預けたい日もあるのです。豊川市でもぜひ放課後子供教室を実施してください。（まだ低学年の子供を一人で留守番させるのは心配です。）
障害児への支援の充実	8 歳	西部中	障害児に対しての対応が十分でない。子育てに悩んだ時、どこに相談していいか分かりやすく窓口を広げてほしい。（もっと広く知らせる）（学校）（保育園）－療育施設など－保護者をつなげるコーディネーターが必要！
産科等子どもを産む環境の整備	6 歳	中部中	今、妊娠中だけれど、子供の学校のこととか考えれば、豊川市で産みたいのに、少なすぎて選択できないのがつらい・・・。少子化も大切だけれど、出産する所がなければいろいろ考えてしまうと思う。
保育料への不満	7 歳	御津中	保育料をもう少し安くしてほしい。
健診・予防接種の充実	9 歳	代田中	妊娠は病気ではありませんが、出産までにかかる健診費用が高いので、少子化に多少なりとも影響を与えている様に感じます。実際、それが理由で、お子さんをあきらめたという話も聞いたことがあります。この点についても、市で少しでも負担して頂けたらいいのになあ・・・と考えます。子供の予防接種の料金が高いのも、母親の間では不満であるとともに、悩みでもあります。それで接種をひかえる方もけっこういらっしゃいます。子供達が、元気にすこやかに育つために必要な予防接種であるなら、市にも協力してほしいなあと思いました。
その他意見・提案・要望	7 歳	音羽中	少子化により、学校の役員や子供会に少し負担を感じる。反面、子供たちが楽しく過ごせるチャンスをつくってあげたいという気持ちもある。そうした中、行政や地域はボランティアや地域活動を通じて「地域でする子育て」を活発にすれば、子育てのしやすい市になるのではないかと思う。子供たちも地域のつながりを通じて大きくなっていくのが望ましいと思う。

4 関係機関・団体アンケート調査及びヒアリング調査の概要

子育て支援や児童の健全育成の活動にかかわる団体等を対象として、今後必要となる対策などについての意見を収集することを目的に、平成 21 年７月に関係機関・団体アンケート調査を実施しました。

また、主な団体等を対象として、平成 21 年８月 21 日と 24 日に、関係機関・団体ヒアリング調査を実施しました。

表 16 関係機関・団体アンケート調査の対象及び回収状況

対象		配布数	回収数（回収率）
各保育園 園長	障害児親の会 ひまわり会	305	252（82.6%）
各保育園 保護者会長	豊川・宝飯更生保護女性会		
各幼稚園 園長	豊川市交通安全指導隊 隊長		
各幼稚園 母の会長	ボランティア団体 男女共同参画		
子育てサークル代表	ボランティア団体 子どもの健全育成		
主任児童委員	各小中学校長		
児童館館長	各小中学校PTA会長		
小児科医会	各小中学校PTA婦人部長		
みかわ市民生協食のアドバイザー	各校区子ども会長		
知的障害者育成会	豊川市子どもセンター協議会		
肢体不自由児（者）父母の会			

表 17 関係機関・団体ヒアリング調査の概要

【8月 21 日】

開始		終了	対象団体等
11:45	～	12:00	男女共同参画関係団体

【8月 24 日】

開始		終了	対象団体等
10:00	～	10:45	主任児童委員
11:00	～	12:00	子育てサークル
13:00	～	14:00	児童館長
14:00	～	15:00	保育園長
16:15	～	17:15	小中学校長

なお、アンケート調査やヒアリング調査で寄せられた主な意見は、次のとおりです。

（1）アンケート調査の主な結果

■ 主な結果としては、「子育て中の親子が交流できる場づくり」について最も必要だと思う取組みを聞いたところ、「児童館の増設や親子遊びなどの事業の充実」が最も多く、次いで「既存の子育て支援センター・つどいの広場の充実」と続く

■ 「家庭教育」について最も必要だと思う取組みを聞いたところ、「親子で参加できる生活体験・自然体験活動」を半数以上の方があげている

図 27 「子育て中の親子が交流できる場づくり」について最も必要だと思う取組み

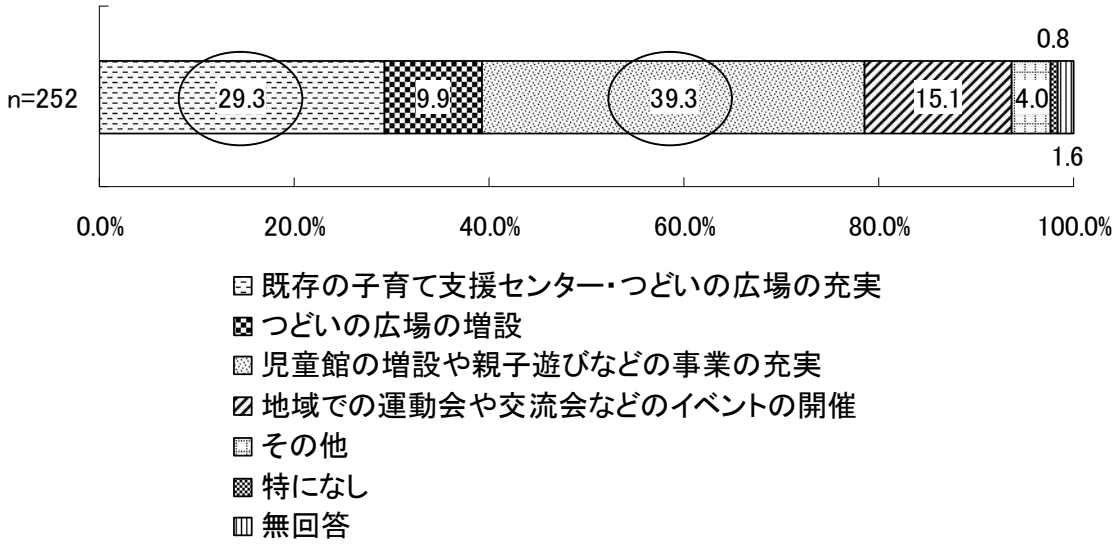

図 28 「家庭教育」について最も必要だと思う取組み

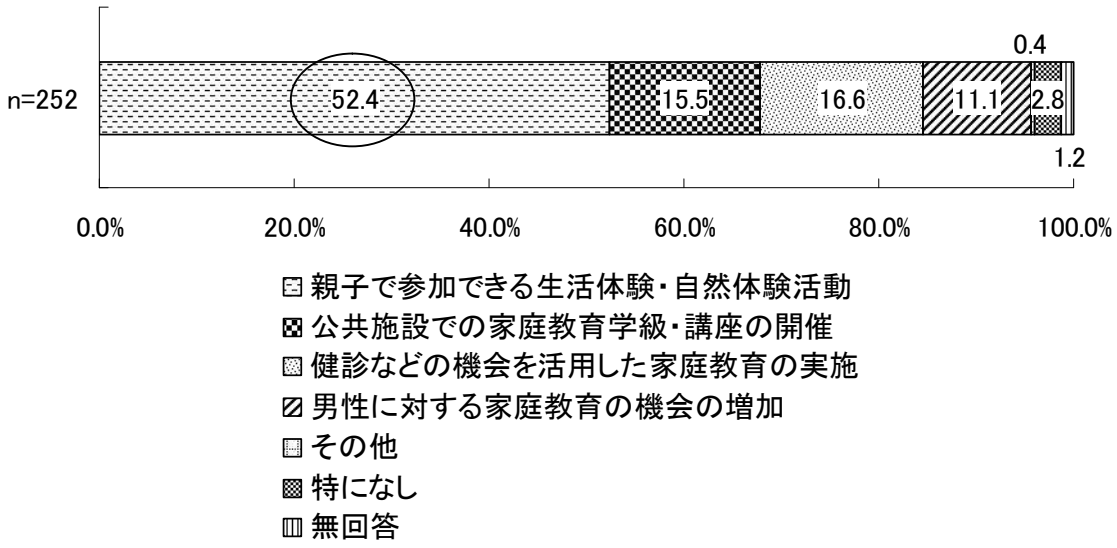

（２）ヒアリング調査の主な意見

【男女共同参画関係団体】

■ 託児ボランティアが量的にまだ少ない。男の人、特にお年寄りを託児のボランティアに活用できないだろうか。また、民間団体の催しでは託児ボランティアがお願いできないので改善してほしい。

■ 企業に育児休業制度等の啓発を行うとともに、行政と企業が連携するべき。

■ 子育て支援の本当に必要な親子が支援の場に出てこない。こうした親子への対応が必要

【主任児童委員】

■ 早い段階（妊娠出産期）で、母親と父親が子育ての心構え、知識を学ぶ機会を増やす必要がある。

■ 専門的な相談だけでなく、先輩ママの体験話などが聞けるような場面がもっと増えればいいと思う。

■ 今は発達障害の子どもが増えており、早い段階からの早期発見と、就学前から小学校に上がるときの連携が課題ではないか。

【子育てサークル】

■ 乳幼児が外遊びをする公園などがなく（乳幼児向けの遊具がない）、遠くまで遊びに行く。

■ どんな能力を持った人が地域にいるのか知りたい。サークルの活動プログラムを考える支援をしてもらうと助かる。

■ サークルの新規会員獲得のためのＰＲはあまりやっていない。小児科や児童館に張り紙を貼らせてもらうぐらい。ＰＲ不足を感じている。ＰＲの場面があればと思う。

【児童館長】

■ 家庭に少し問題のあるような子どもは、家では家族などと「大人の会話」をする場面がないのではないか。

■ 中学生などは年配の人と関わっているときは、やさしい表情をしているし、ふれあいがやさしい心を育てるのではないか。中学生が大人と話ができる場所をつくる必要がある。

■ いろいろなイベントまわりをする親子もいるが、イベントではなく、きちんと会話のできるふれあいの場面、例えば、お母さんとお年寄りとのふれあいの場面づくりが必要

【保育園長】

■ 保育園では、個別対応を重視しており、気になる保護者には直接声かけをして、子どもとの関わりを促すなどしている。

■ 保育園でも、保護者に対してもっと子育てについて話をする場面をつくる必要がある。

■ 保護者から園庭開放に入りにくいという意見があることについて、開始時刻近くは職員が入り口に立っているが、その後はいなくなることもある。職員に一声かけてもらえればとは思うが、園庭開放の掲示なども工夫の余地はあるのかもしれない。

【小中学校長】

■ 学校が本来取り組むべき課題（学力の向上など）に対応するために、親や地域の教育力の低下の問題を何とかしてほしい。

■ 規則正しい生活習慣の確立として、朝ごはんを食べる運動を進めてきたが、効果を上げている。朝ごはんと学力との関係性も指摘されており、取り組みやすい課題ではある。

■ 性教育は、学校としては命の大切さなど、命について学ぶことをその中心と考えている。性感染症や避妊などの教育は、教諭が対応するには、児童生徒との関係もあるので、難しい課題である。

用語解説

あ行

用語	解説
ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術を表す言葉
預かり保育	幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動
あんしん賃貸支援事業	高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯（小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯）の入居を受け入れることとして、登録された民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）に関する情報提供やさまざまな居住支援を行う県の事業
医学的リハビリテーション	心身に障害のある者に対し、その障害を可能な限り回復させるとともに、残された機能を最大限に活用し、より自立した社会生活を送れるように支援すること
育児休業制度	労働者の申し出により、 養育のため、一定期間休業することができる制度
ＮＰＯ	Non Profit Organization（非営利活動組織）の略称で、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体
ＬＥＤ	Light Emitting Diode の略称で、電気を通すことで光を放つ半導体のこと

か行

介護休業制度	労働者の申し出により、 介護のため、一定期間休業することができる制度
学校運営協議会	学校、家庭及び地域の連携及び相互補完、地域の特色を生かした教育の推進、地域住民及び保護者からの学校教育に対する多様な要請への対応並びに開かれた学校運営に資するために協議する機関
学校サポーター	豊富な経験や知識、さまざまな特技や趣味などを活かして学校を支援するボランティア
家庭児童相談室	18 歳までの子どもたちとその家族に関するさまざまな悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭相談員や主任児童委員が問題解決の支援を行う場
健康づくり推進員	地域において、意欲を持って健康づくり活動を推進するボランティアで、健康づくり事業の企画運営などに加え、地域からの要望に応え、健康づくりの啓発や知識の伝達講習・講座等を開催
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当

か行《前ページの続き》

交通バリアフリー基本構想	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）第６条の規定に基づき、駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定するとともに、 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項を定めたもの
行動計画策定指針	次世代育成支援対策推進法第７条第１項の規定に基づき、法律で策定が義務づけられた市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、(1)次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、(2)次世代育成支援対策の内容に関する事項、(3)その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めたもの
広汎性発達障害	自閉症※と同質の社会性の障害を中心とする発達障害の総称 ※自閉症 ３歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害

さ行

市遺児の育成をはかる手当	遺児を監護または養育する方に遺児の福祉の増進のため支給される手当
事業所内保育施設	事業所や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする保育施設
児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当
主任児童委員	民生委員児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施
少年愛護センター	青少年の非行防止活動を総合的、かつ計画的に実践するための拠点
スクーリング・サポート・ネットワーク	不登校対策に関して、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムのこと
スクールカウンセラー	いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家
総合計画	総合的、計画的な行政運営やまちづくりのための市の長期計画で、現在の計画は、平成 18 年３月に改訂した第５次計画

た行

団塊ジュニア世代	昭和 46 年（1971 年）から昭和 49 年（1974 年）頃の第２次ベビーブームに生まれた世代

た行《前ページの続き》

団塊の世代	昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）頃の第 1 次ベビーブームに生まれた世代
地域優良賃貸住宅制度	居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、民間の土地所有者等が整備する賃貸住宅に整備費の一部を補助する県の制度
ティームティーチング	複数の先生がティームを組んで授業を行う指導方法
適応指導教室	不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室
特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法第 19 条第 1 項の規定に基づき、国及び地方公共団体の機関（特定事業主）が定める次世代育成支援対策に関する計画
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
豊川市男女共同参画推進条例	男女共同参画の推進について、基本理念を定めて、市と市民、教育に携わる者、市民活動団体や事業者の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた条例で、平成 21 年 3 月に制定

な行

認証･認定保育施設	自治体が独自の設置基準を設定し、認証・認定する保育施設のこと
認定子ども園	幼稚園や保育所等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設のこと

は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群※その他の広汎性発達障害、学習障害※、注意欠陥多動性障害※その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの ※アスペルガー症候群 知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの ※学習障害 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの ※注意欠陥多動性障害 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

は行《前ページの続き》

バリアフリー	英語の「バリア（障壁)」と「フリー（自由な・～からのがれる)」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭が自立した生活が送れるよう、母親の就労を支援するために、給付金を支給するもので、自立支援教育訓練給付金（職業能力教育訓練を受講した場合に支給)と高等職業訓練促進費等給付金(就職に有利な資格を取得するために２年以上のカリキュラムを修業する場合に支給）の２種類
母子自立支援員	母子家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談に対応する人材
ポータルサイト	インターネットに接続したとき、最初に表示してもらうことを目的に作られているウエブサイトのことで、例えば、子育てポータルサイトは、子育てに役立つ情報を網羅したサイトのこと

ま行

民生委員児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務
メディアリテラシー	テレビやインターネットなどのメディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力、これら３つを構成要素とする、複合的な能力のこと

や行

ユニバーサルデザイン	すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計のこと

ら行

臨床心理士	カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者

わ行

ワーク・ライフ・バランス	働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること